

628-1



1200501539917

628

1

口
複
写

KI-15
-34

京都府役所

庶務課

庶務課

15
- 34

發行所寄贈本

215M-31

628

1



帝都復興區劃整理誌

第一編 帝都復興事業概觀

東京市役所

發行所寄贈本



天皇陛下御

御座りませう

大正
御
ニ安カラス
開國ノ基ヲ固
民心ヲ安定シ
在野有司能ク
府ニ議ヒ或ハ
設案シテ帝都
ニ願フハコト
ヲ新ニカサル
獨リ善事ヲ固
留メズト雖依
リテ民衆一般
抑モ東京ハ都
先ツ焦頭ノ急
ヲ知ラズ
操縦ノ爲ニ多
トヲ悟ラズ
トハ非常ノ果
其端ニ人事ヲ
操縦ク自ラ戒
ノ震災ニ戒
其情其ノ他
操縦ヲム人
トナリ
トナリト國
トナリト國
トナリト國

大正

御

朕神聖ナル祖
 マ繼承シテ昔
 宗ノ神祐ト國
 マ得タリ
 癸ノ圖ラム九
 崩ノ潰倒男女
 リ京濱其ノ他
 言飛語盛ニ傳
 時ノ震災ニ較
 朕深ク自ラ戒
 只速ニ人事ヲ
 テハ非常ノ果
 コトヲ悟ラヌ
 保障ノ爲ニ多
 マ知ラヌ朕深
 先ツ焦眉ノ急
 抑モ東京ハ帝
 リテ民衆一般
 留メスト雖依
 獨リ舊徳ヲ回
 マ新ニセサル
 ニ頼ラムコト
 設定シテ帝都
 府ニ諮ヒ或ハ
 在朝有司能ク
 民心ヲ安定シ
 興國ノ基ヲ固
 爲ニ安カラス

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謀ヲ繼承シテ肯テ愆ヲサラムコトヲ庶幾シ夙夜兢兢トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ賴リ世界空前ノ大戦ニ處シ尙克ク小康ヲ保ツヲ得タリ

癸ノ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラス刺ヘ火災四方ニ起リテ炎燄天ニ沖リ京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦土ト化ス此ノ間交通機關杜絶シ爲ニ流言飛語盛ニ傳ハリ人心洶々トシテ倍々其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレバ聳ロ凄愴ナルヲ想知セシム

朕深ク自ラ戒慎シテ已マサルモ惟フニ天災地變ハ人カラ以テ豫防シ難ク只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ非常ノ果斷ヲカルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜ヲ失シテ前後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ務メカ如キアラハ人心動搖シテ抵止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂惕シ既ニ在朝有司ニ令シ臨機救済ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ以テ患撫慈養ノ實ヲ擧ケムト欲ス

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス進シテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ之ヲ慮リテ朕ハ宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス

在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ速ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天殃ニ際會シテ郵民ノ心愈々切ニ凝食爲ニ安カラヌ爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名

攝政名

大正十二年九月十二日

各國務大臣副署

コ
ト
ニ
テ
大
朕
効
短
ノ
協
同
帝
都

帝都復興ノ事業ハ官民

協同努力ニ賴リ歲月

ノ短復都帝努ク此ノ偉績ヲ

効先興完朕深ク之ヲ憚フ

朕朕成典式シク市容ノ完備

大六七月五年和昭ヲ改ムルヲ覽

テ車賜シ際ニ觀ヲ改ムルヲ覽

ニ市ハタリ賜衆心語一ニシ更

コトヲ望ム

心語

勅

日六十二月三年五和昭

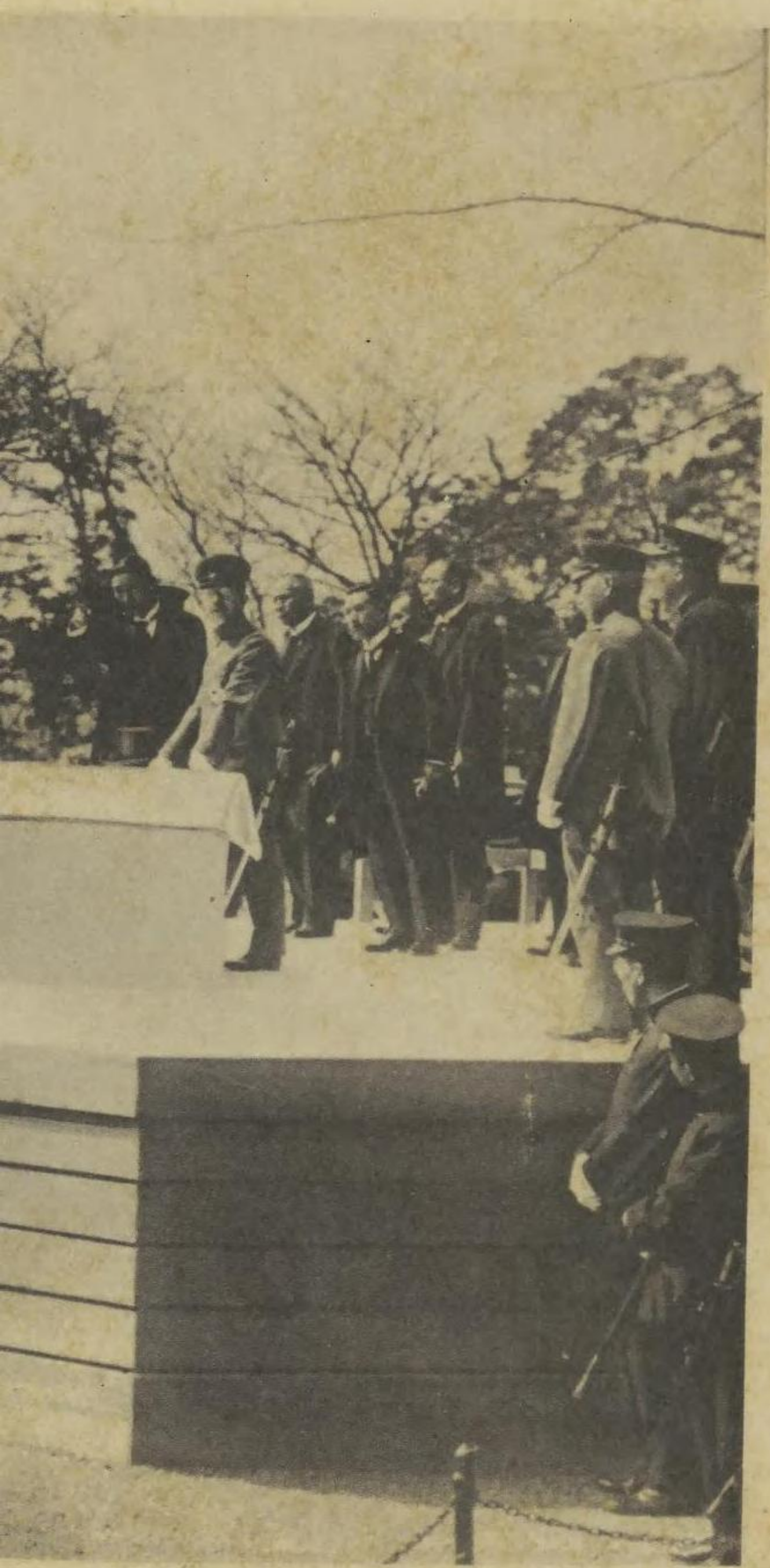
ルタリ賜シ際ニ典式成完興復都帝

詔

勅

帝都復興ノ事業ハ官民
協同ノ努力ニ賴リ歲月
ノ短キ克ク此ノ偉績ヲ
効セリ朕深ク之ヲ憚フ
朕今親シク市容ノ完備
大ニ舊觀ヲ改ムルヲ覽
テ專ラ衆心ヲ一ニシ更
ニ市政ノ伸展ヲ致サム
コトヲ望ム



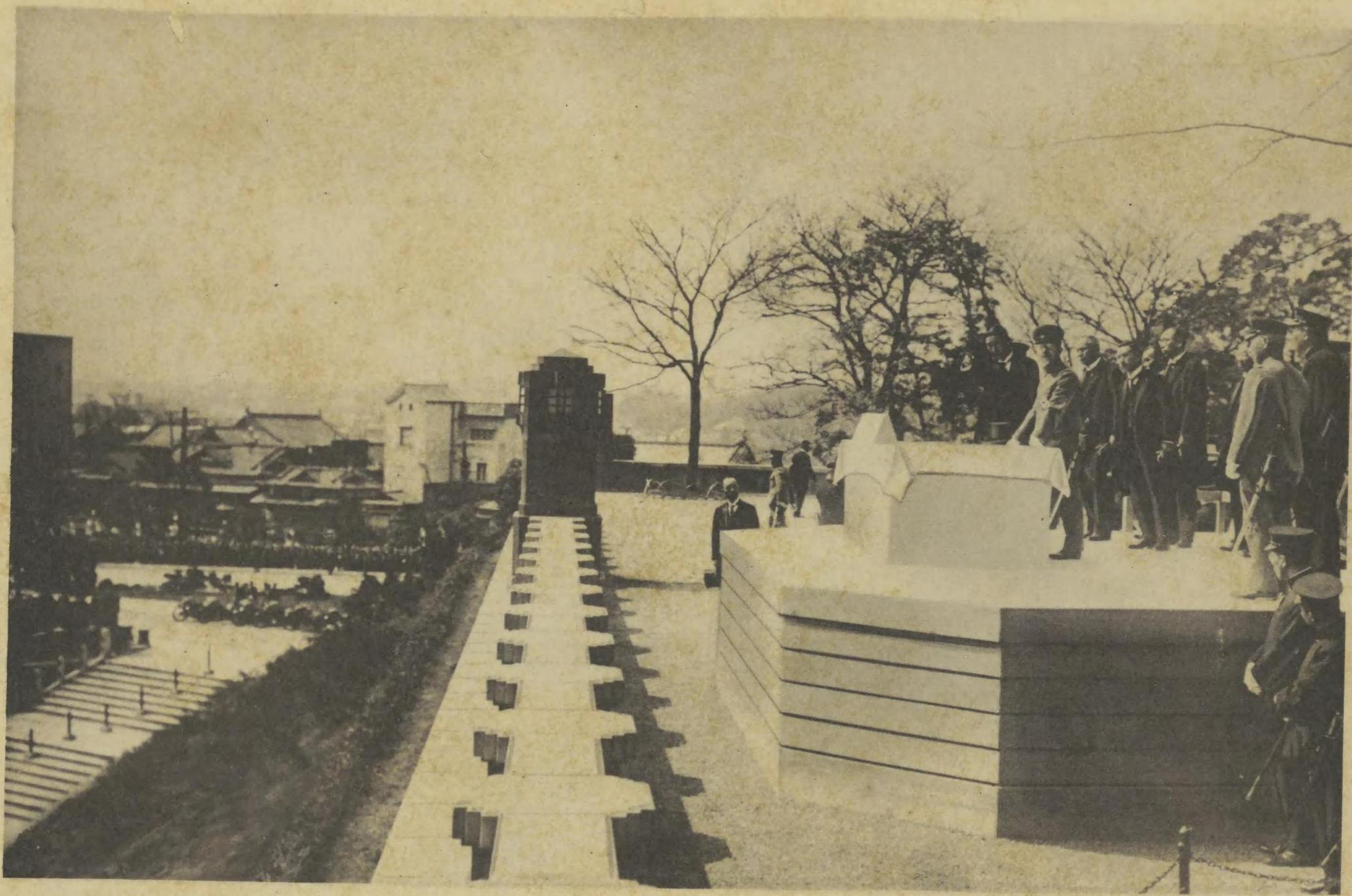


帝興復

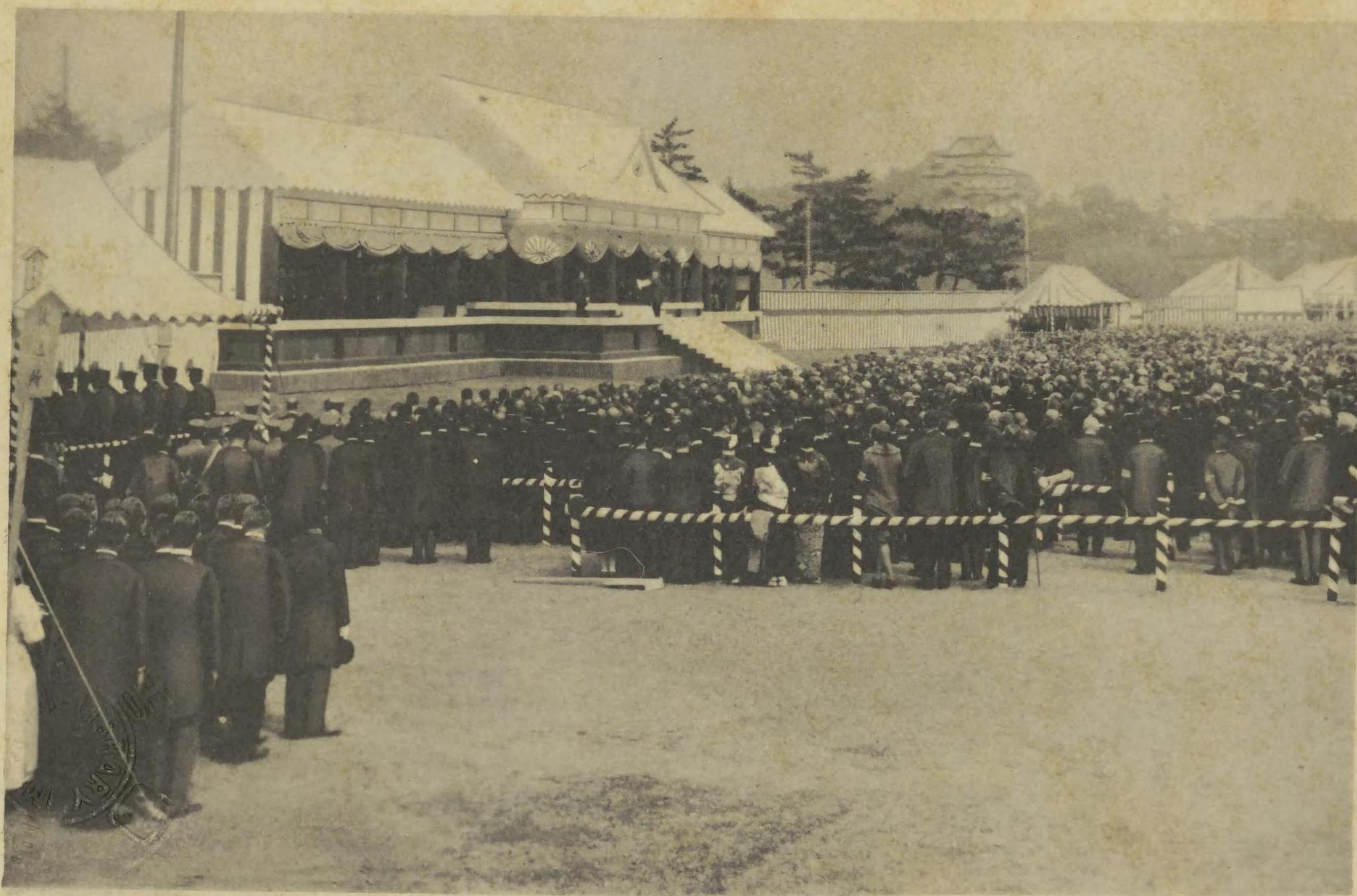


帝 部

Imperial Household Agency
Tokyo, Japan



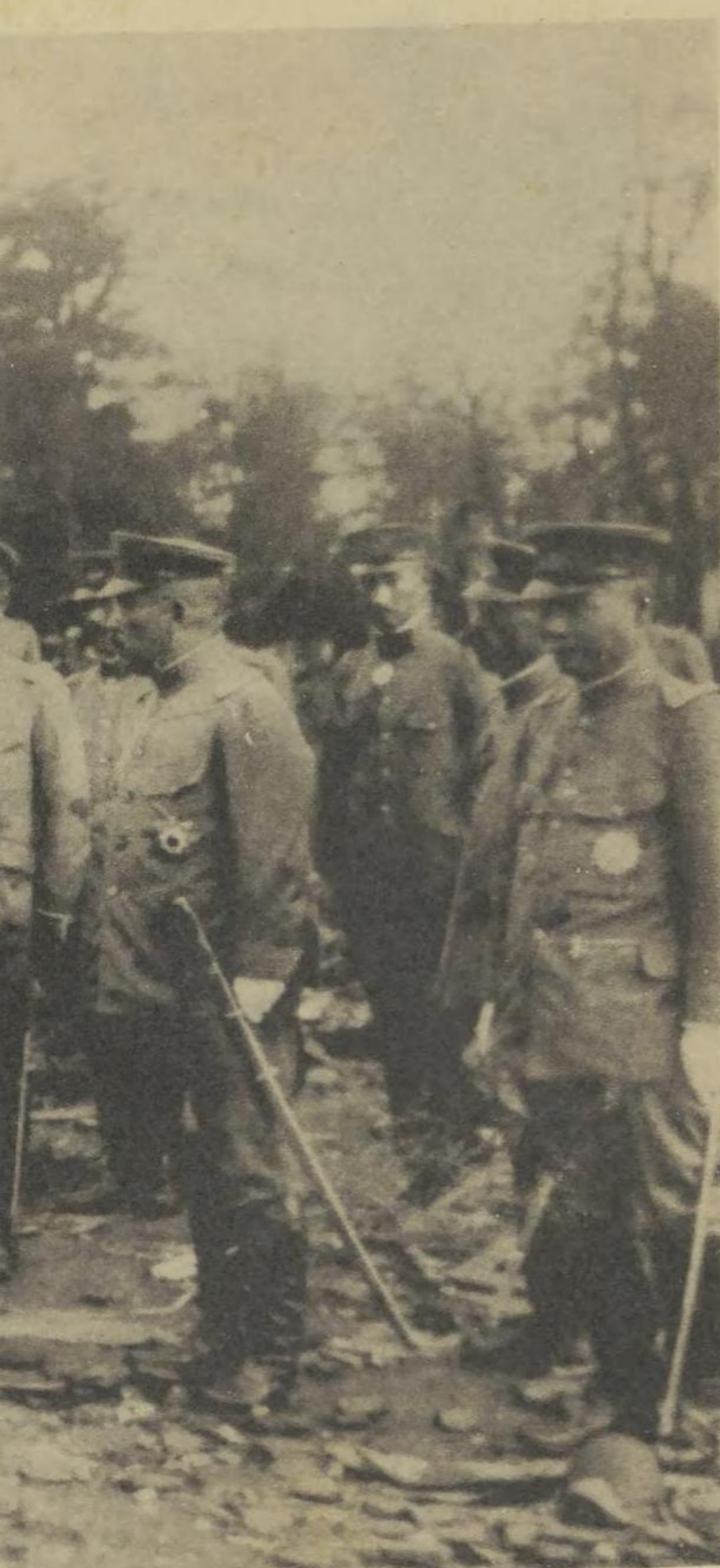
(望展御のりよ園公野上) 幸巡御都帝興復
日四十二月三年五和昭



場々式成完興復都帝
日六十二月三年五和昭



文 攝



同





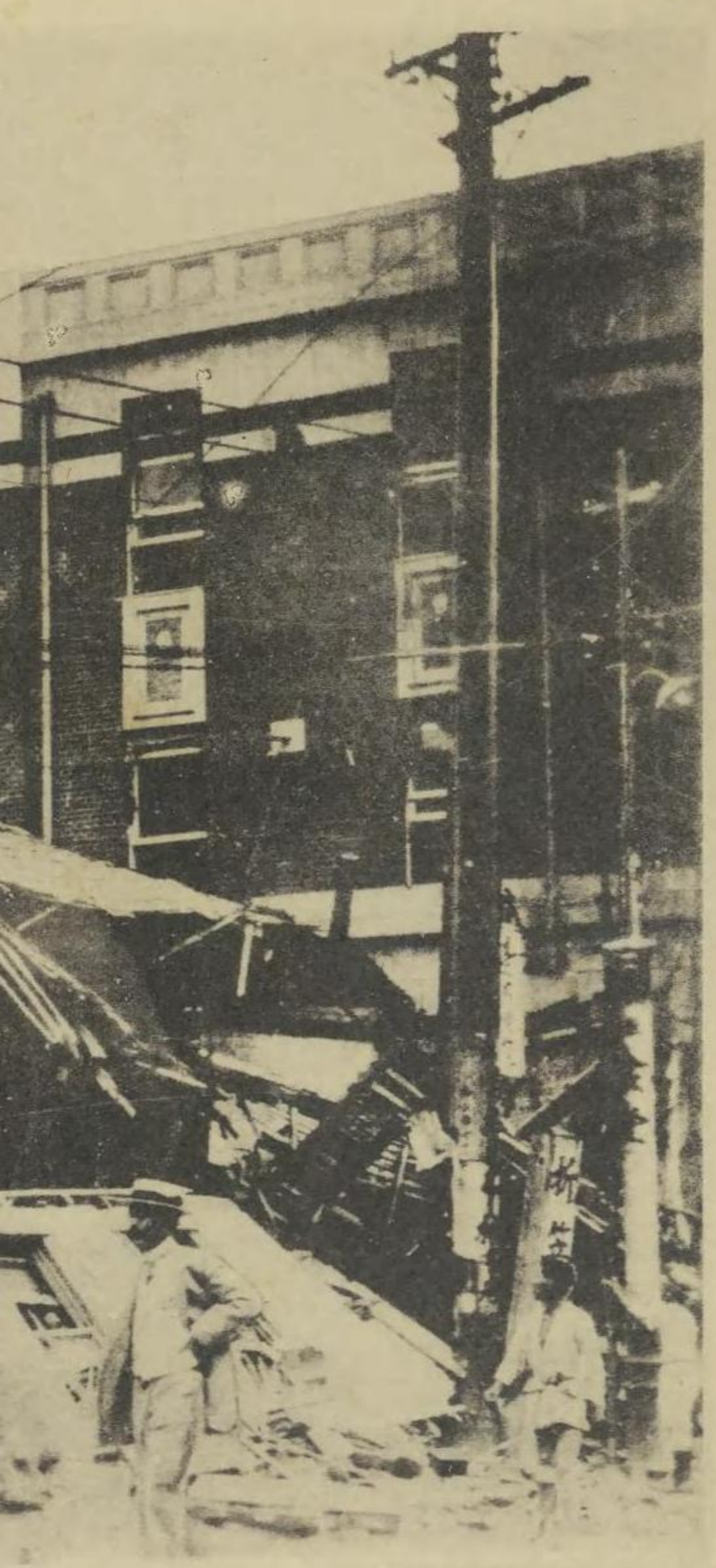
察視御況狀災震下殿宮政攝
日五十月九年二十正大



(園公野上) 上 同



凱



日



凱旋道路の龜裂



日比谷附近の家屋崩壊



五 淺



郎 本



跡焼の近附階二十草淺



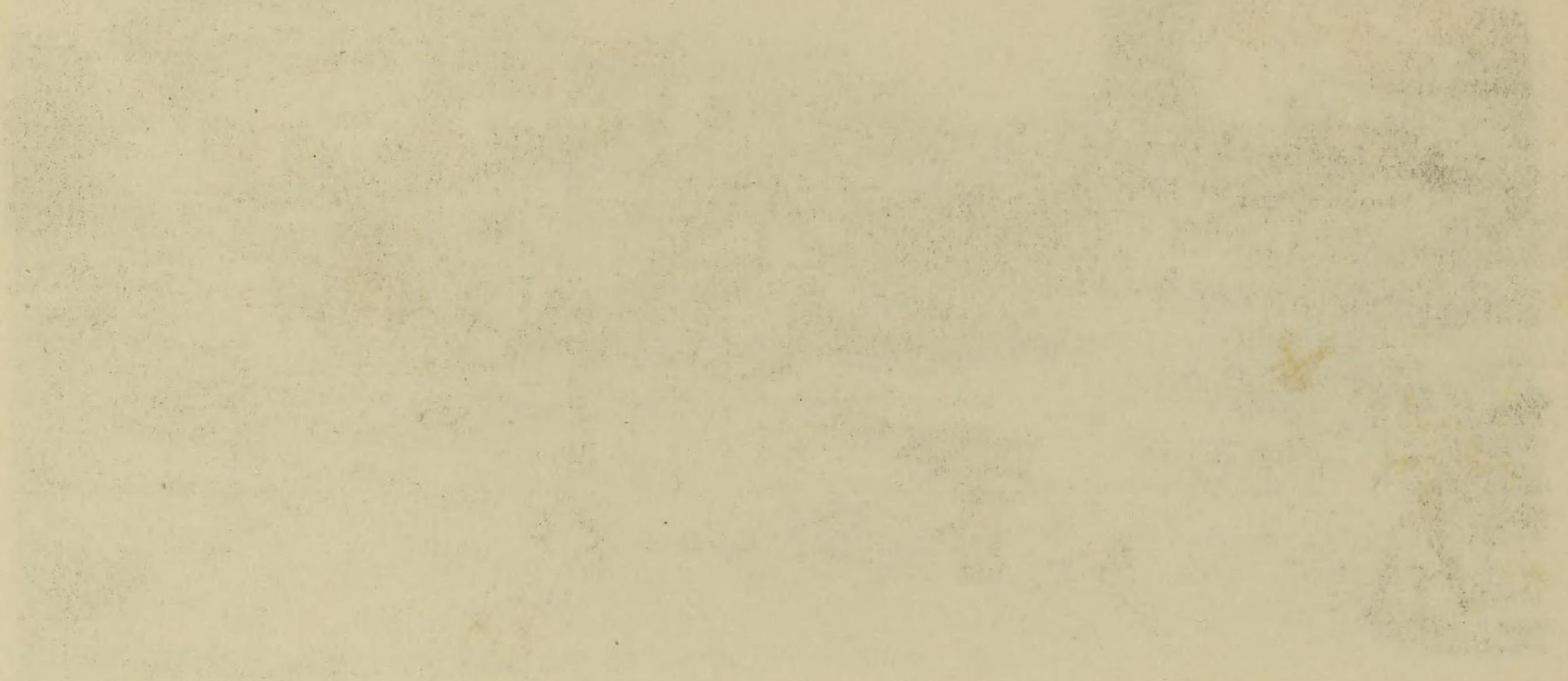
跡焼の近附町神天島湯區郷本



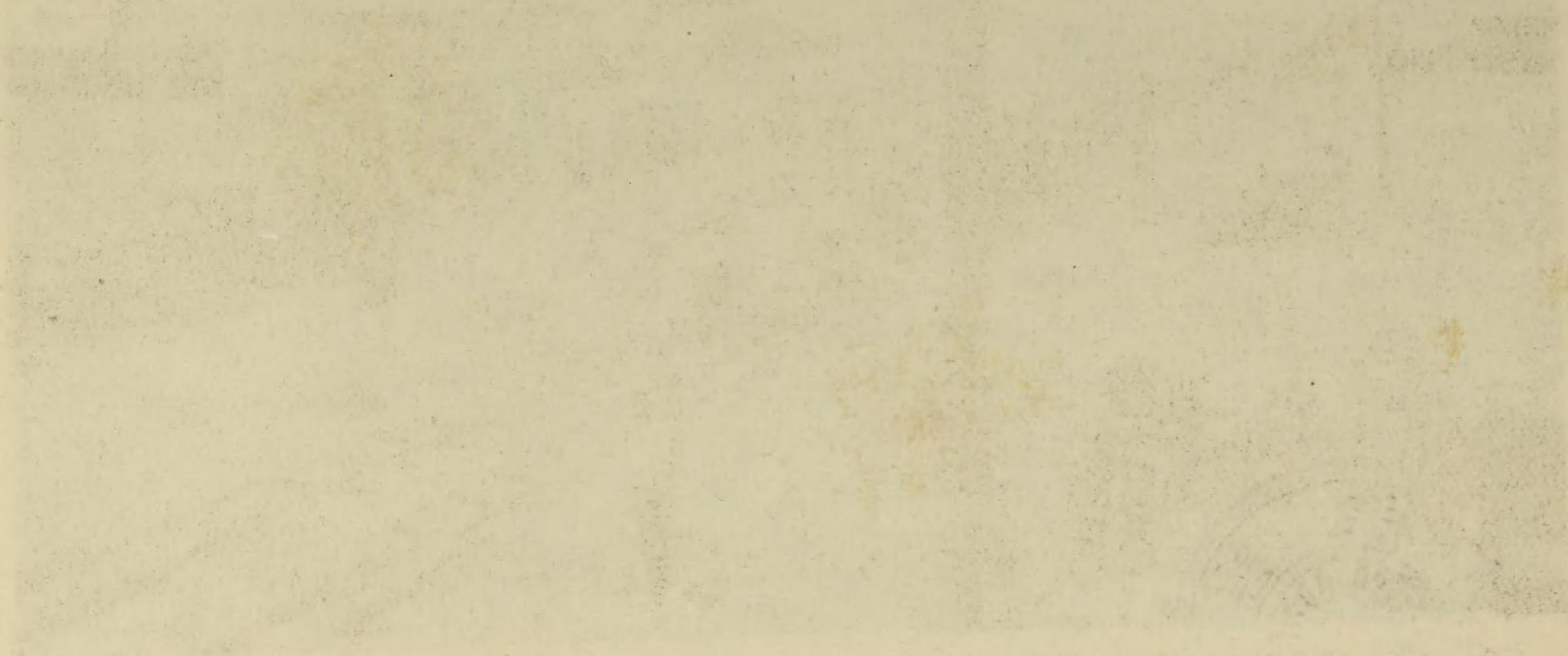
城宮



浦芝



宮城



芝浦



クツラバ民難避るけ於に苑外城宮



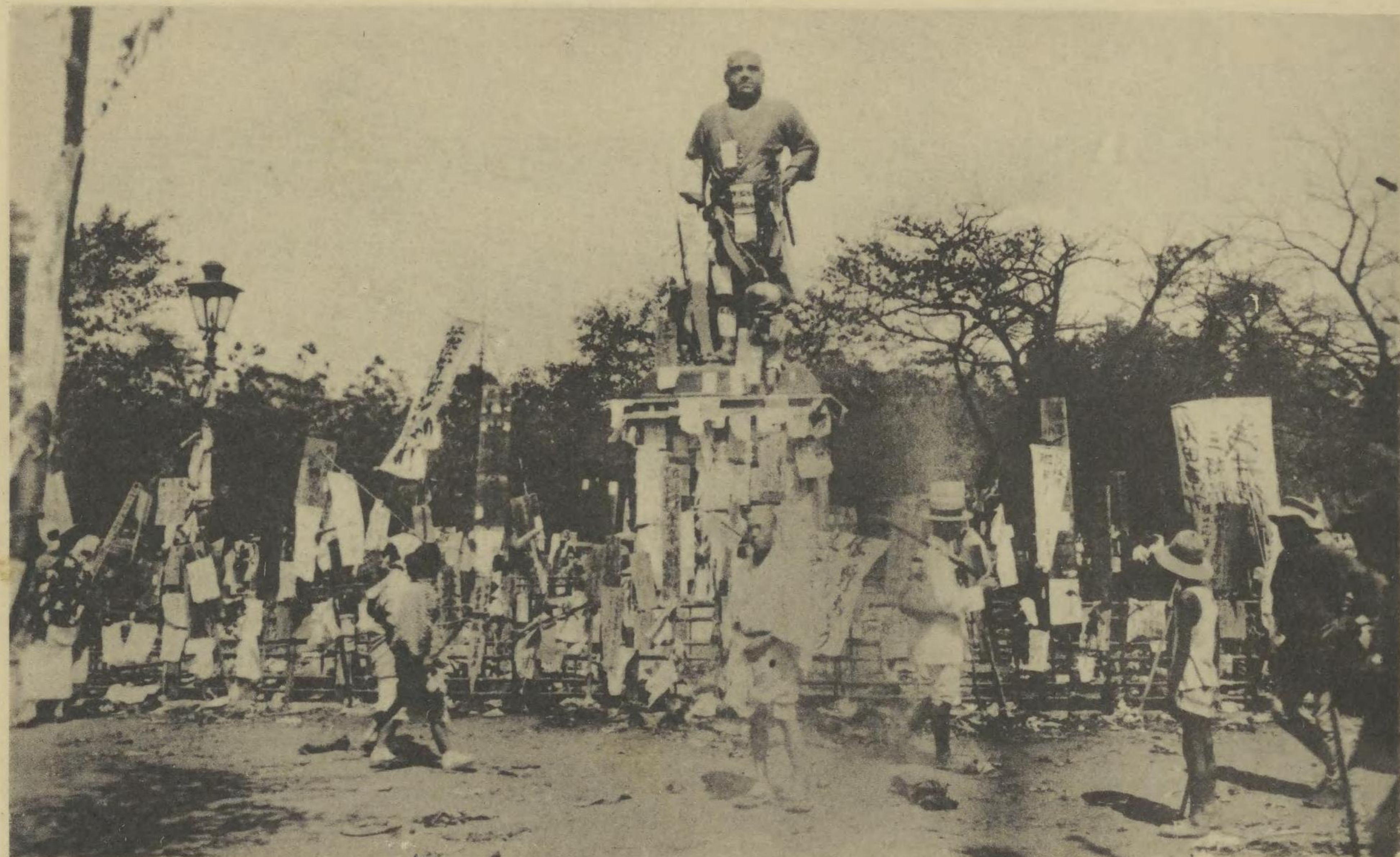
民難避るす船乗りよ浦芝



西



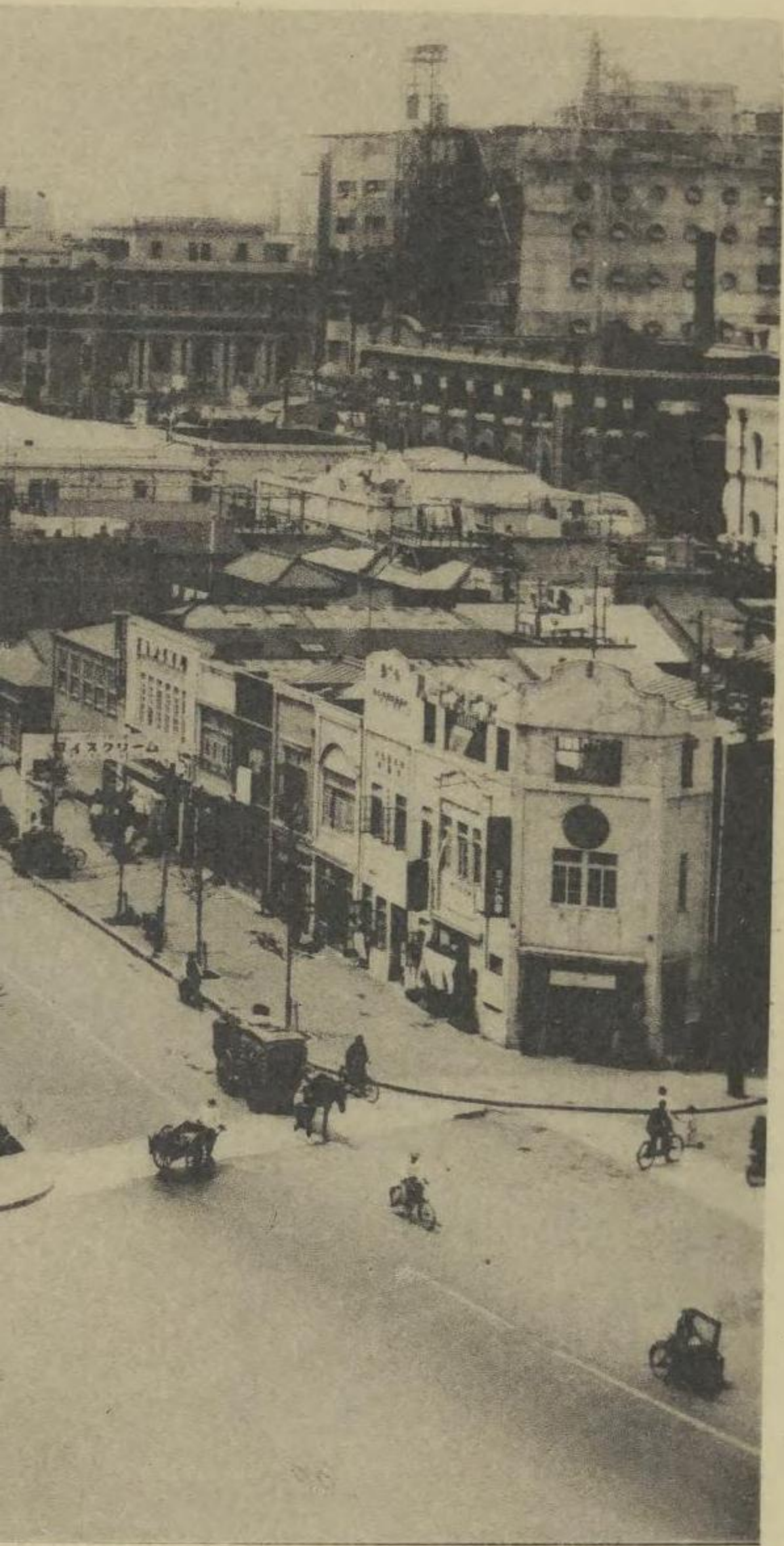
深川區



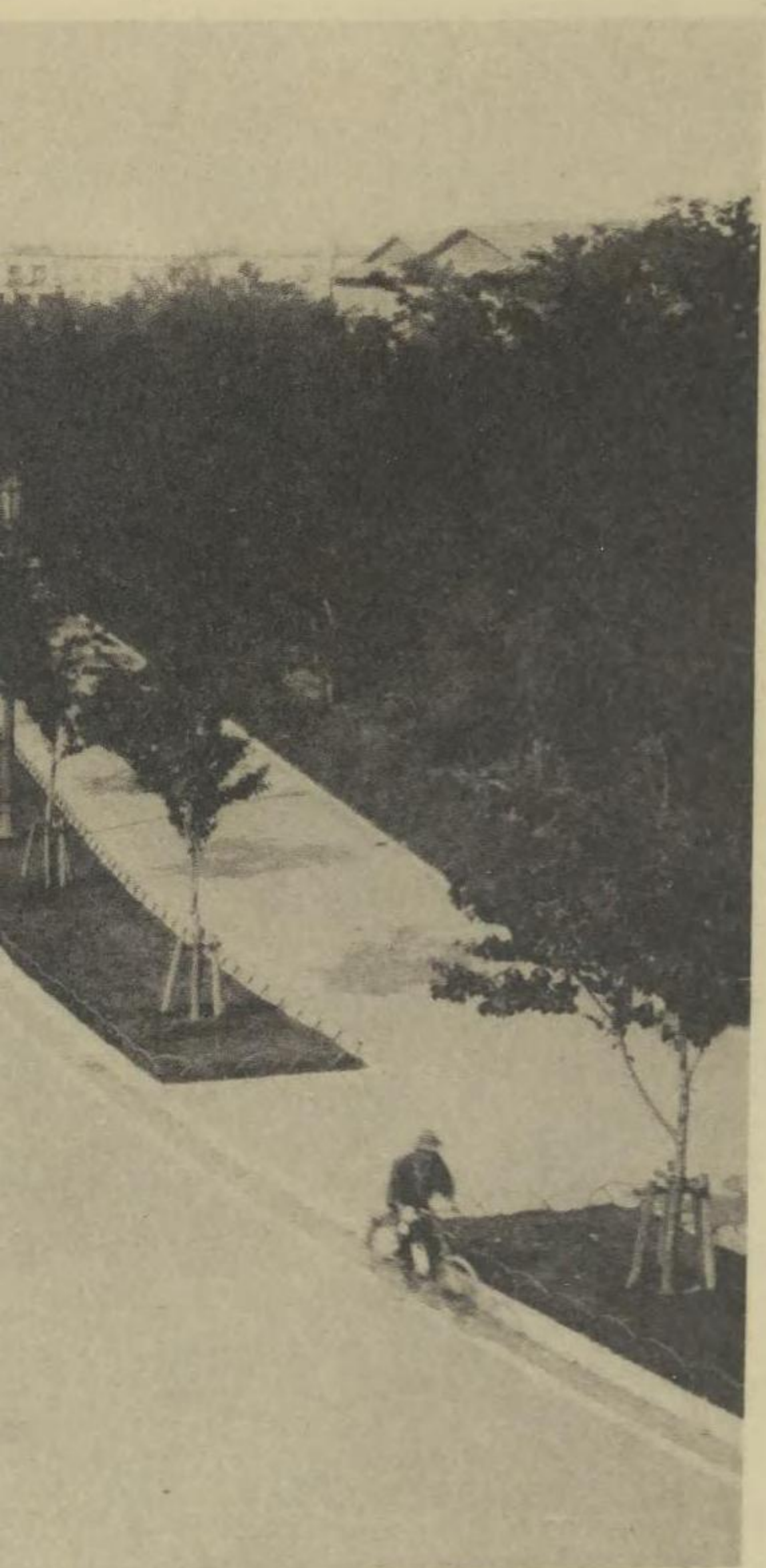
西郷銅像附近の貼札



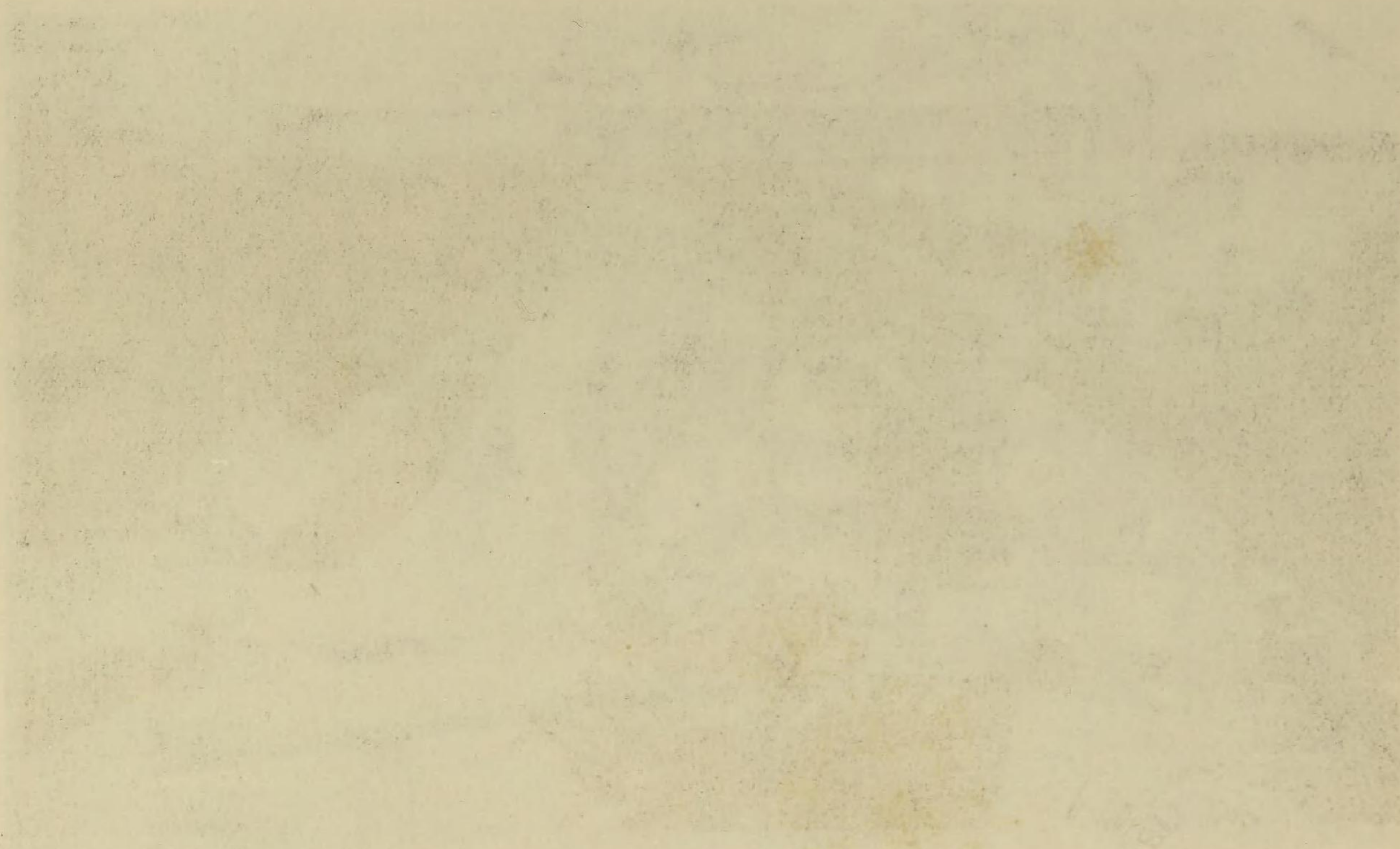
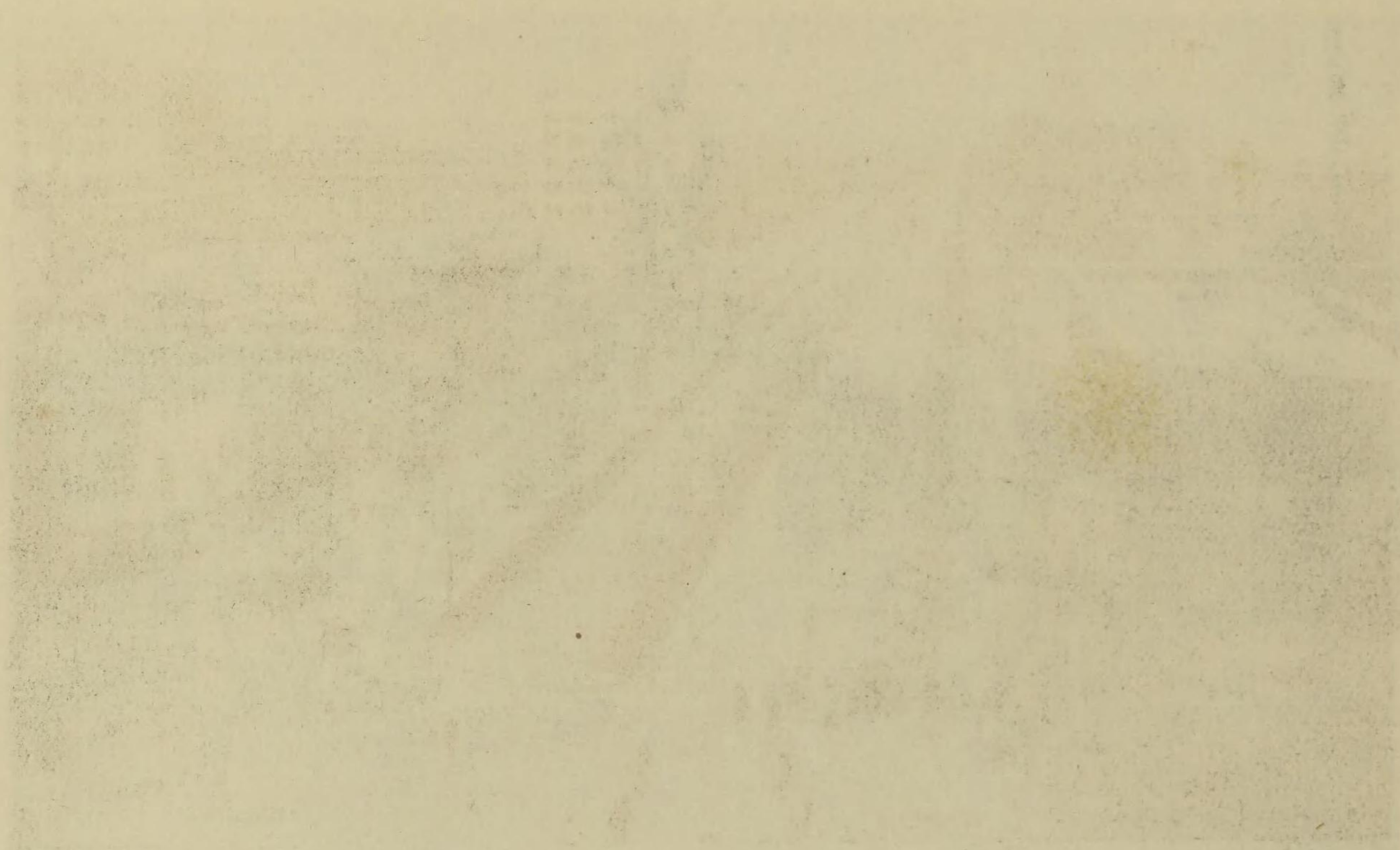
深川區富岡八幡神社境内に於ける食糧配給



線 幹



隅

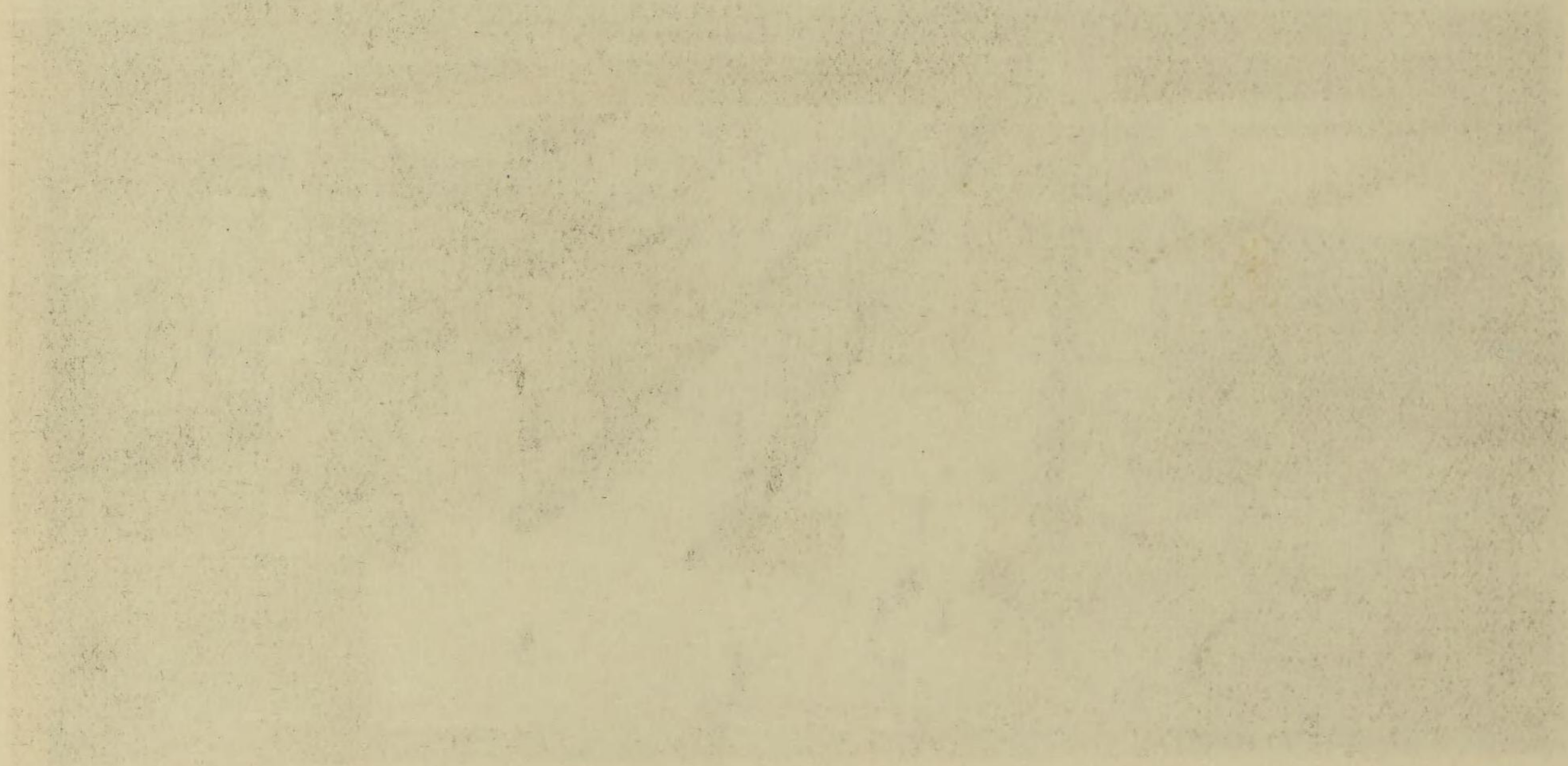




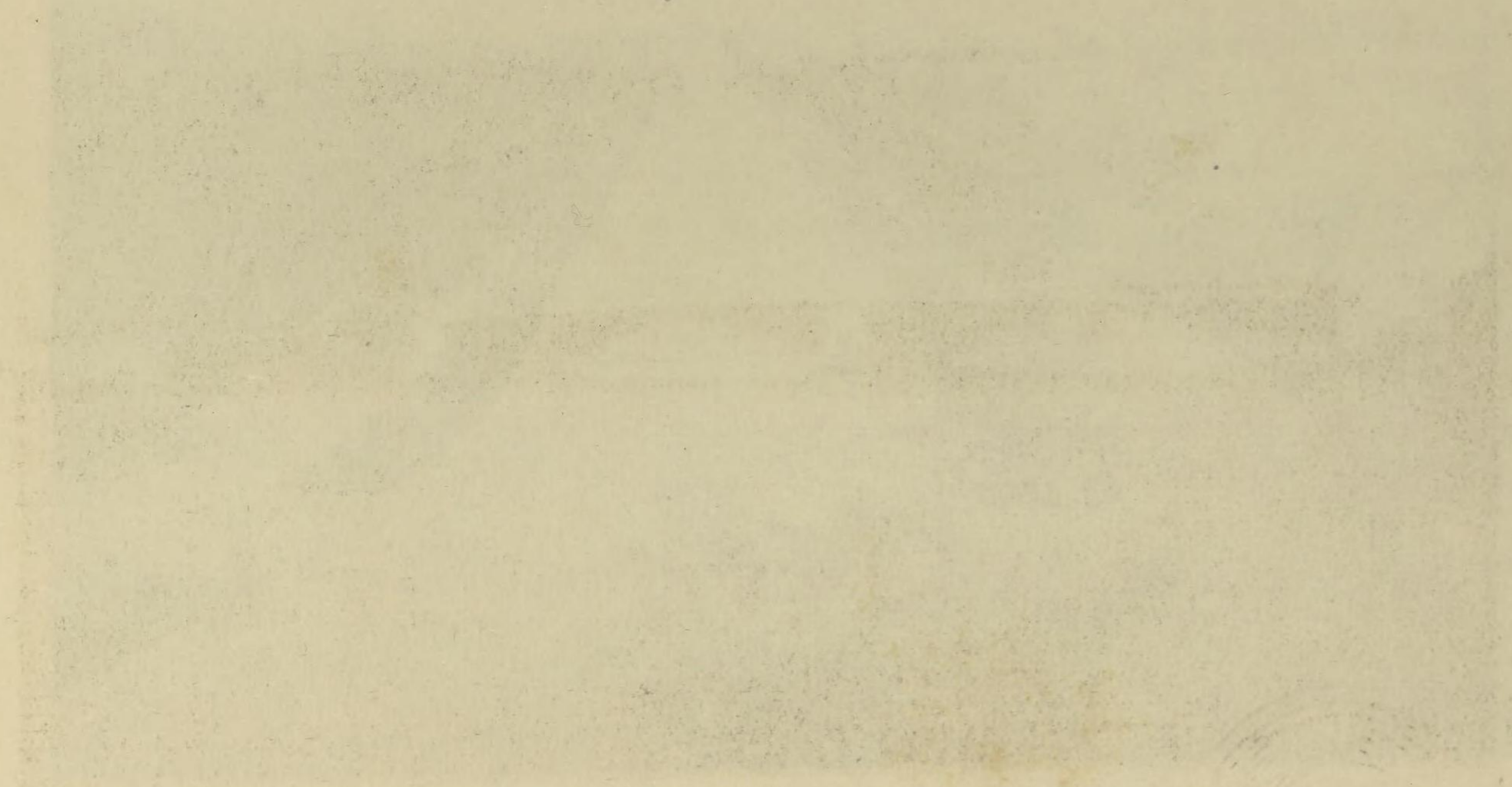
(通和昭) 路街號一第線幹



(側所本) 園公田隅



Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side.

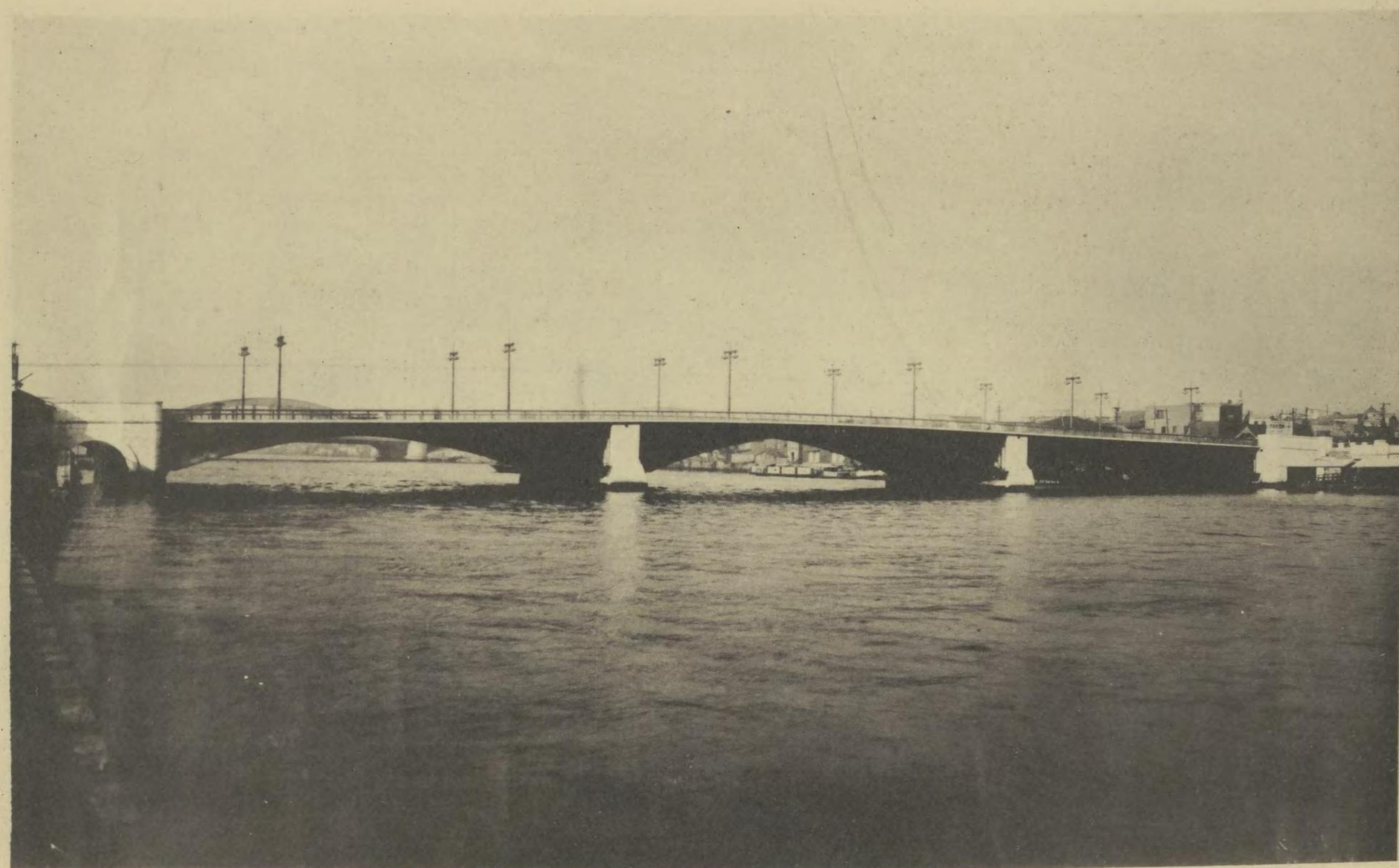


Faint, illegible text or markings, possibly bleed-through from the reverse side.

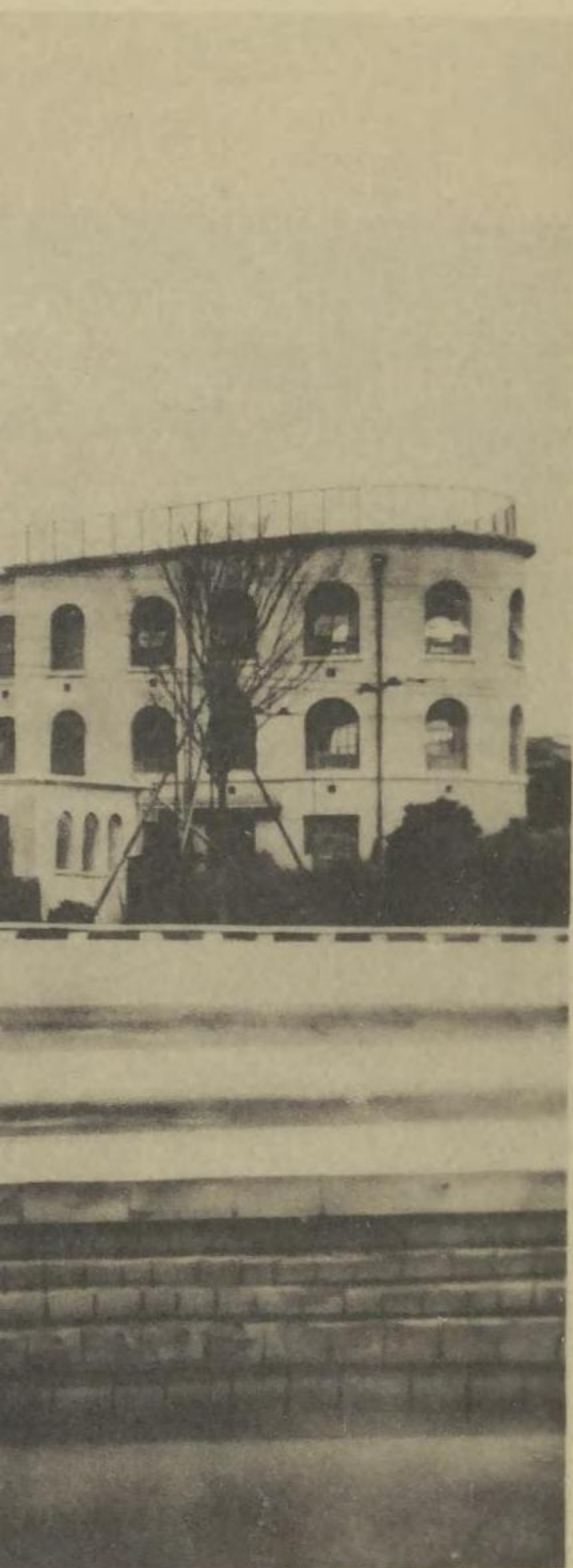




橋 聖 及 橋 水 ノ 茶 御



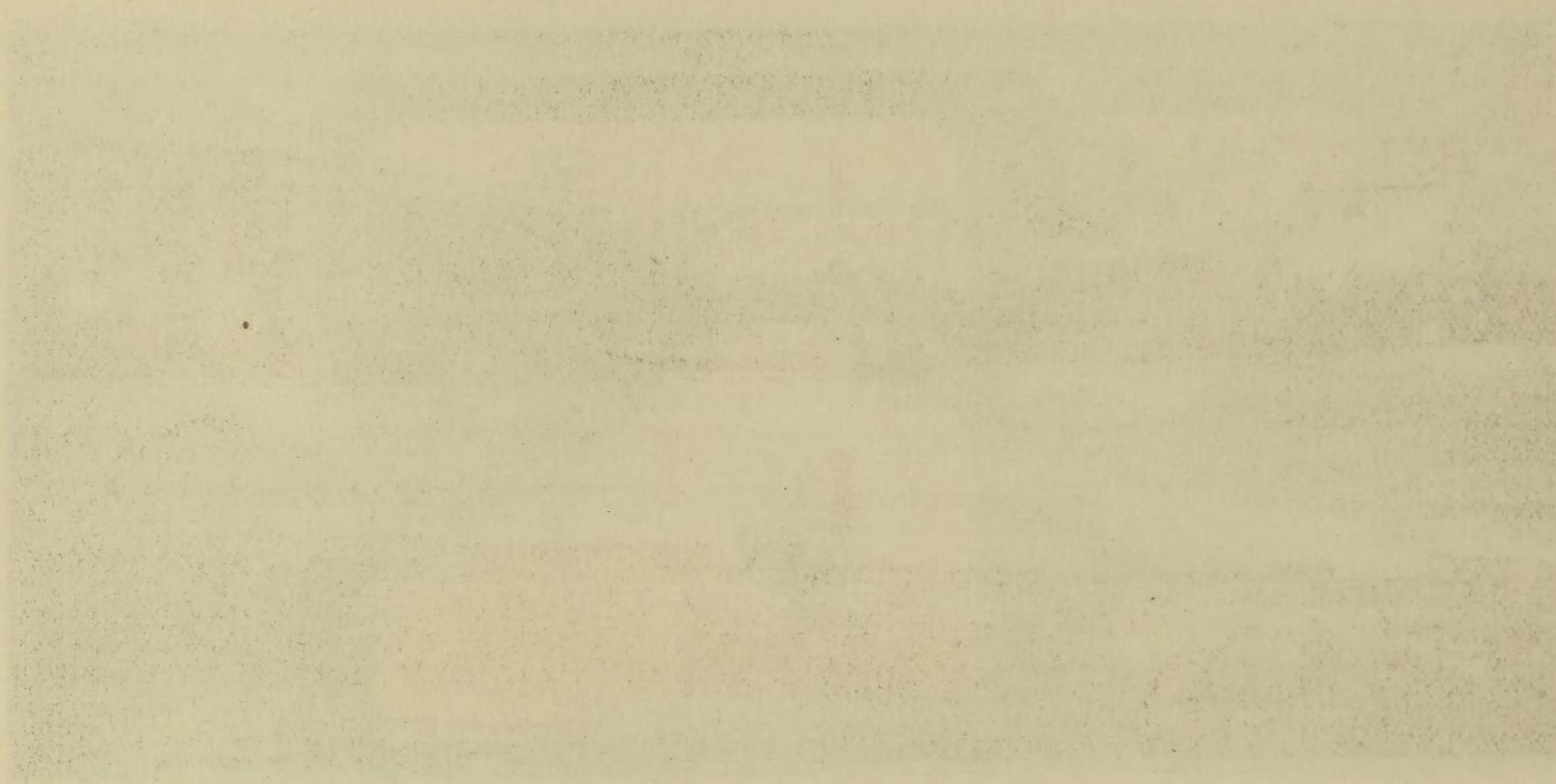
橋 妻 吾



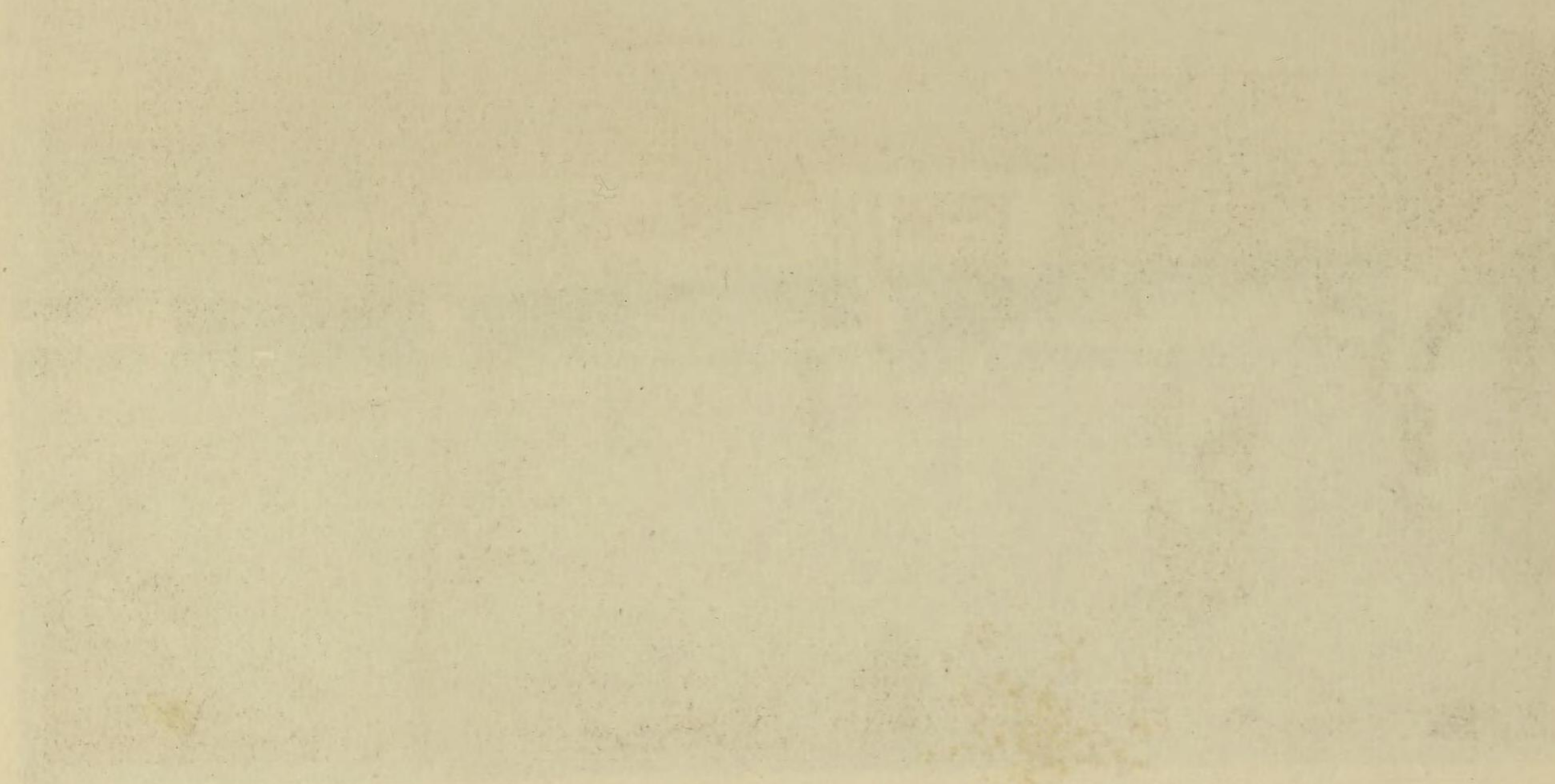
...



...



...



...

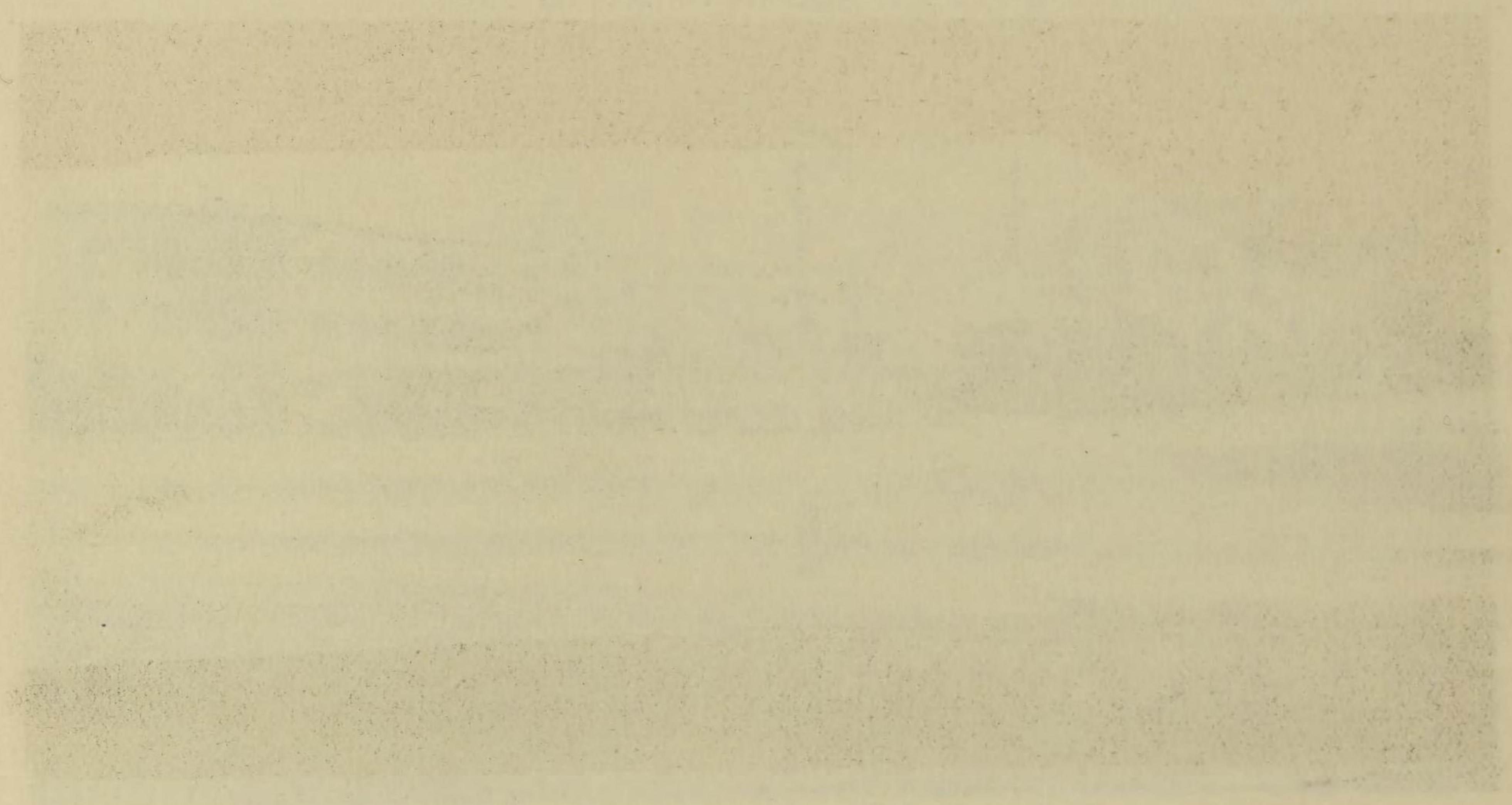
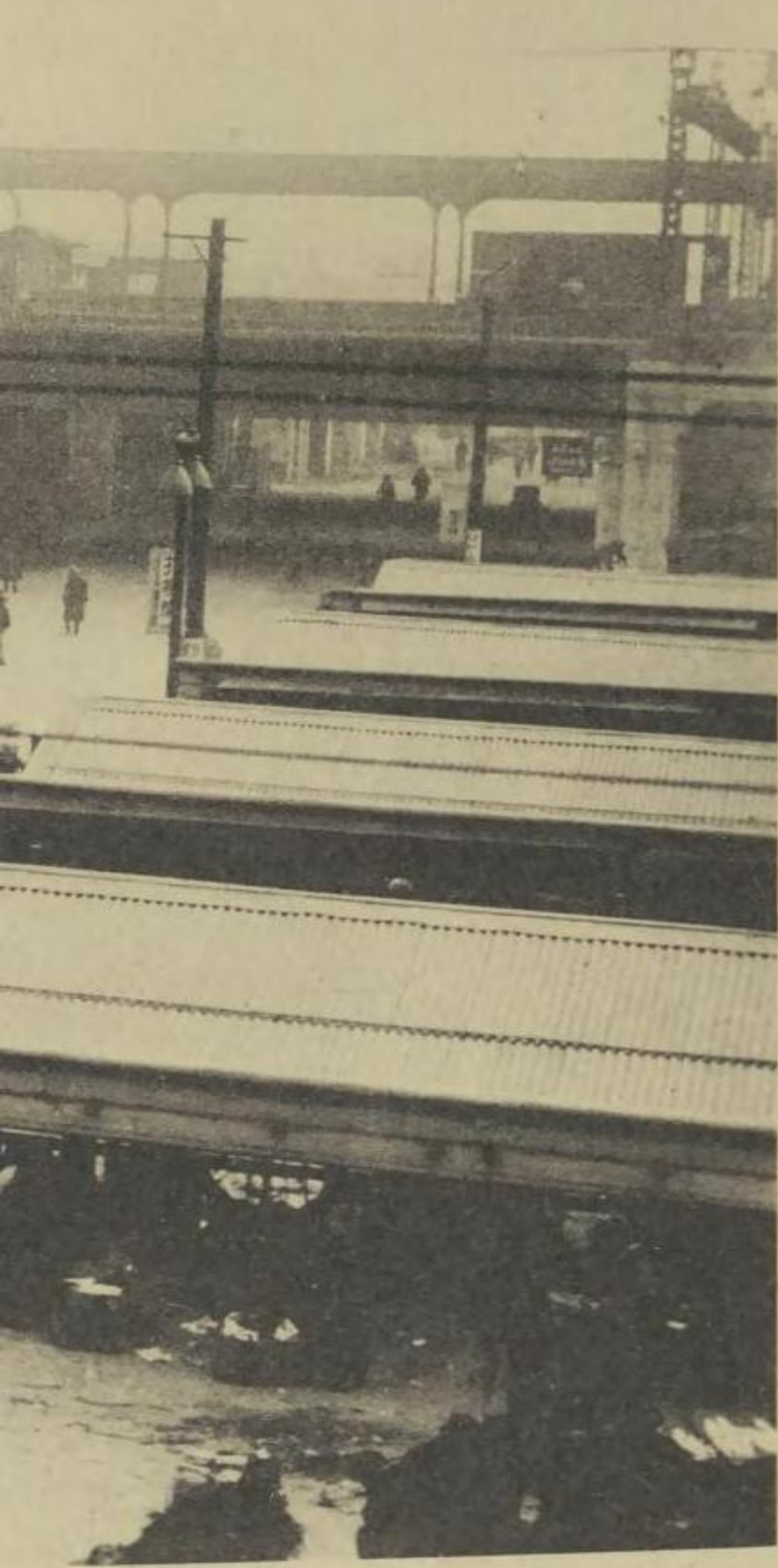
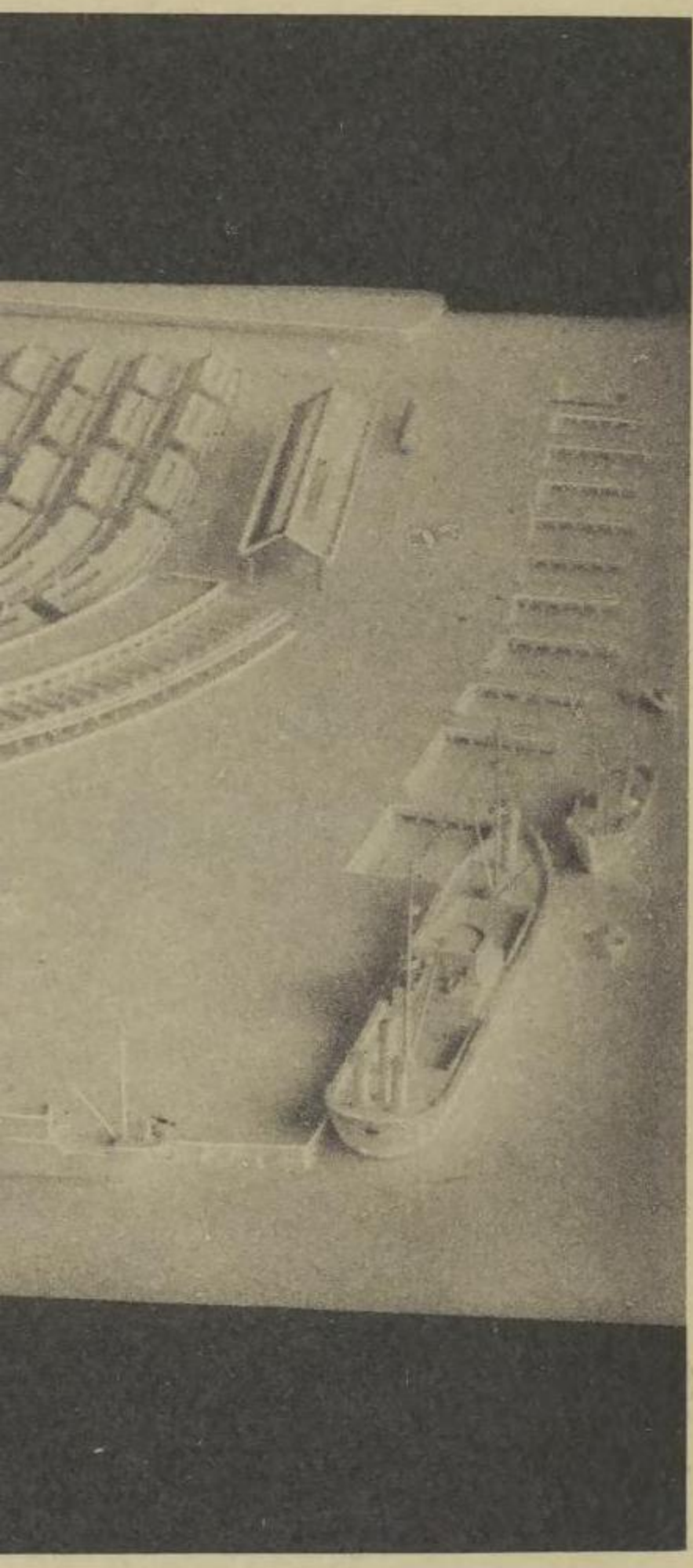
...



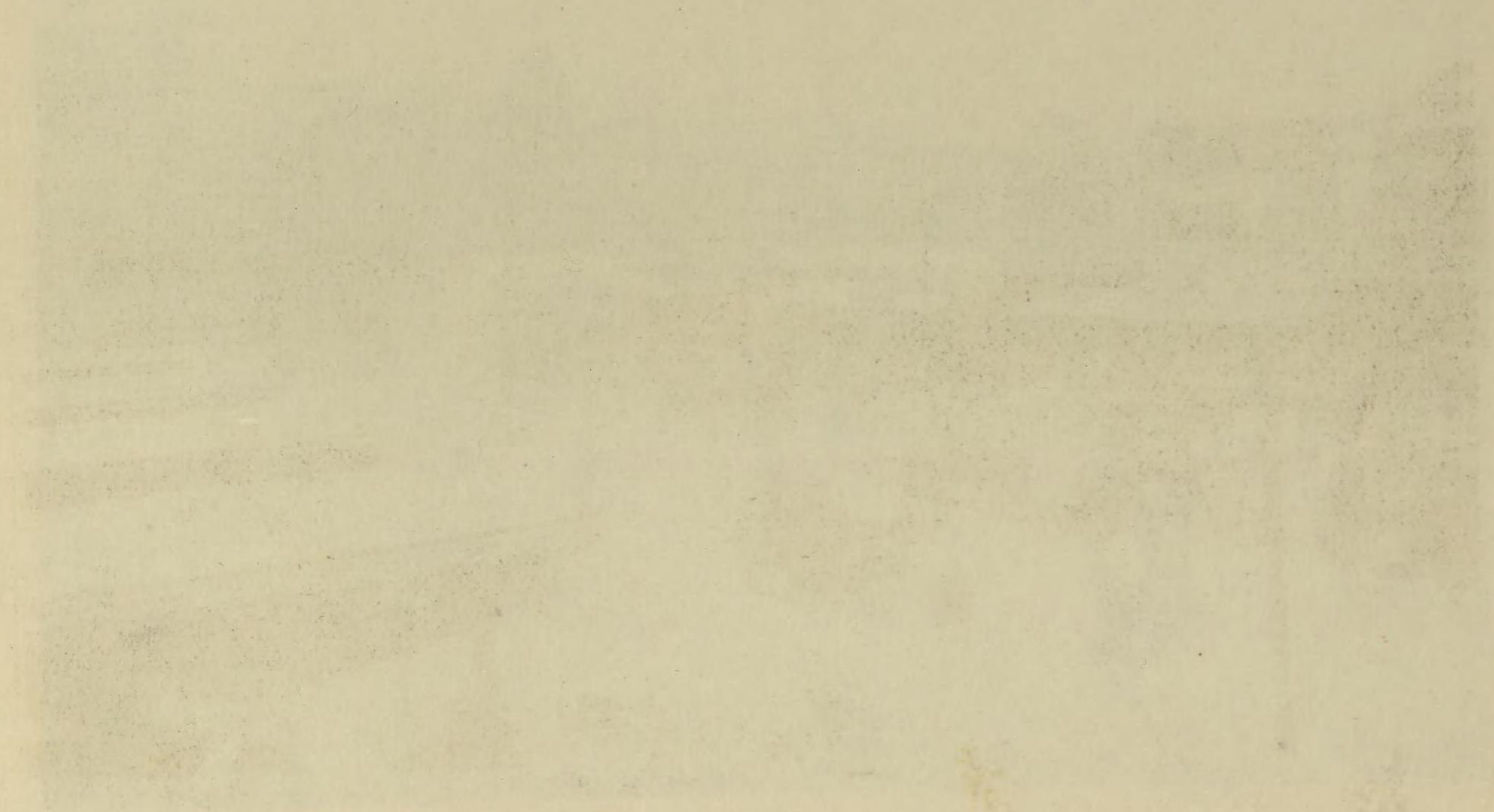
(校學小田代千) 校 學 小 興 復



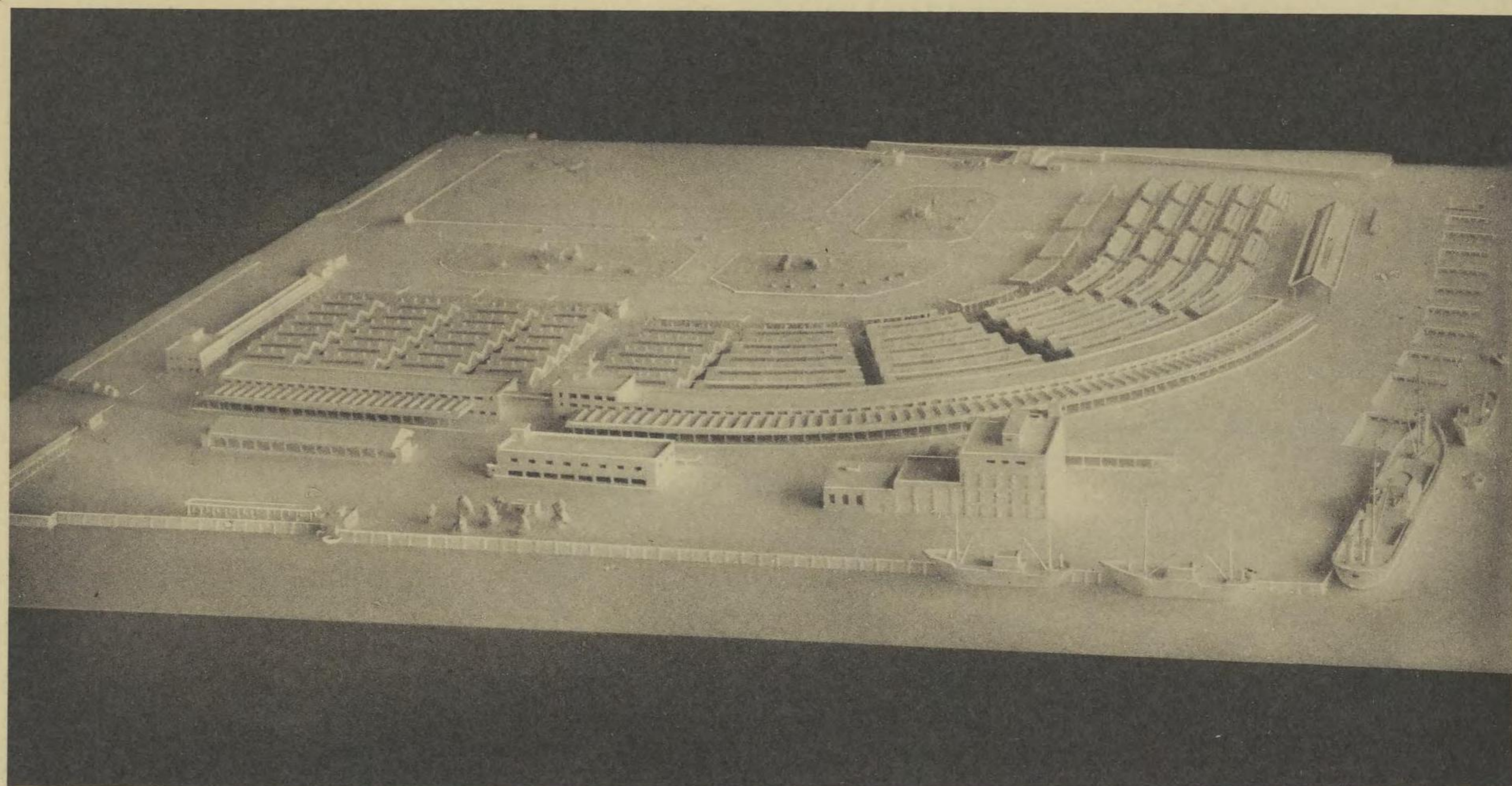
(園 公 宮 若) 園 公 小 興 復



THE UNIVERSITY OF CHICAGO



UNIVERSITY OF CHICAGO
LIBRARY



中央卸賣市場築地本地場模型



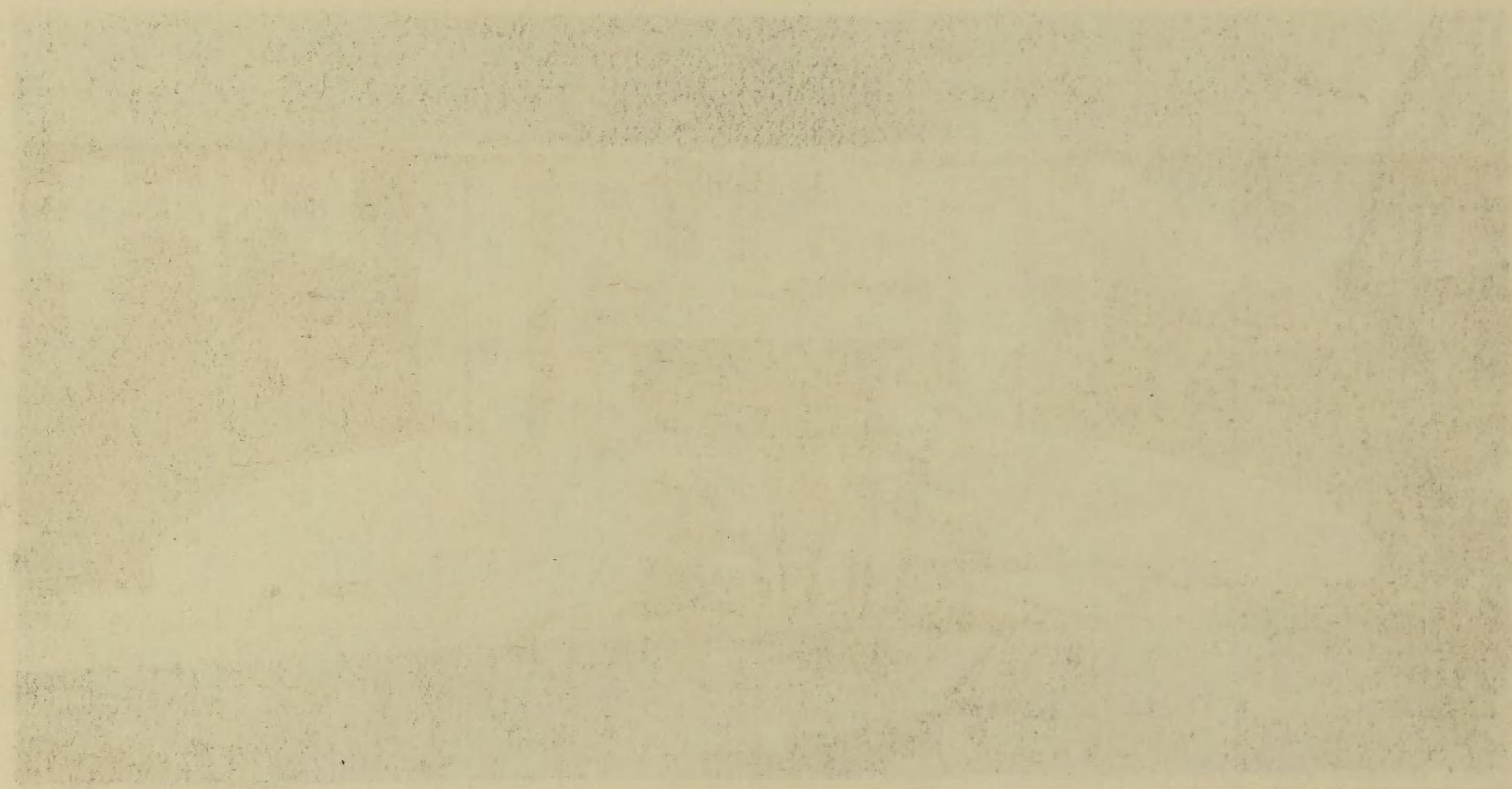
中央卸賣市場神田分場



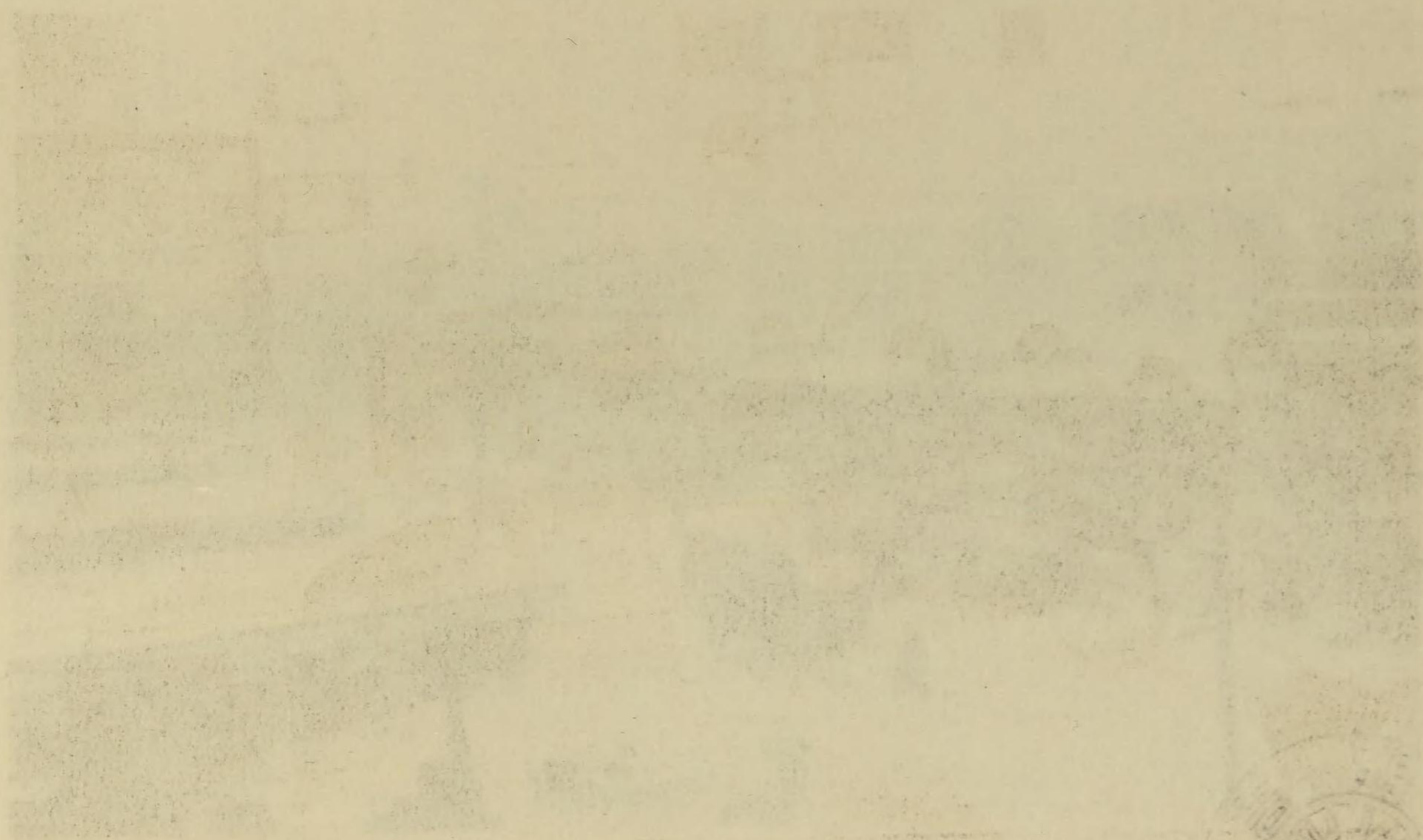
大



用



中央公園の噴水と遊具



中央公園の噴水と遊具





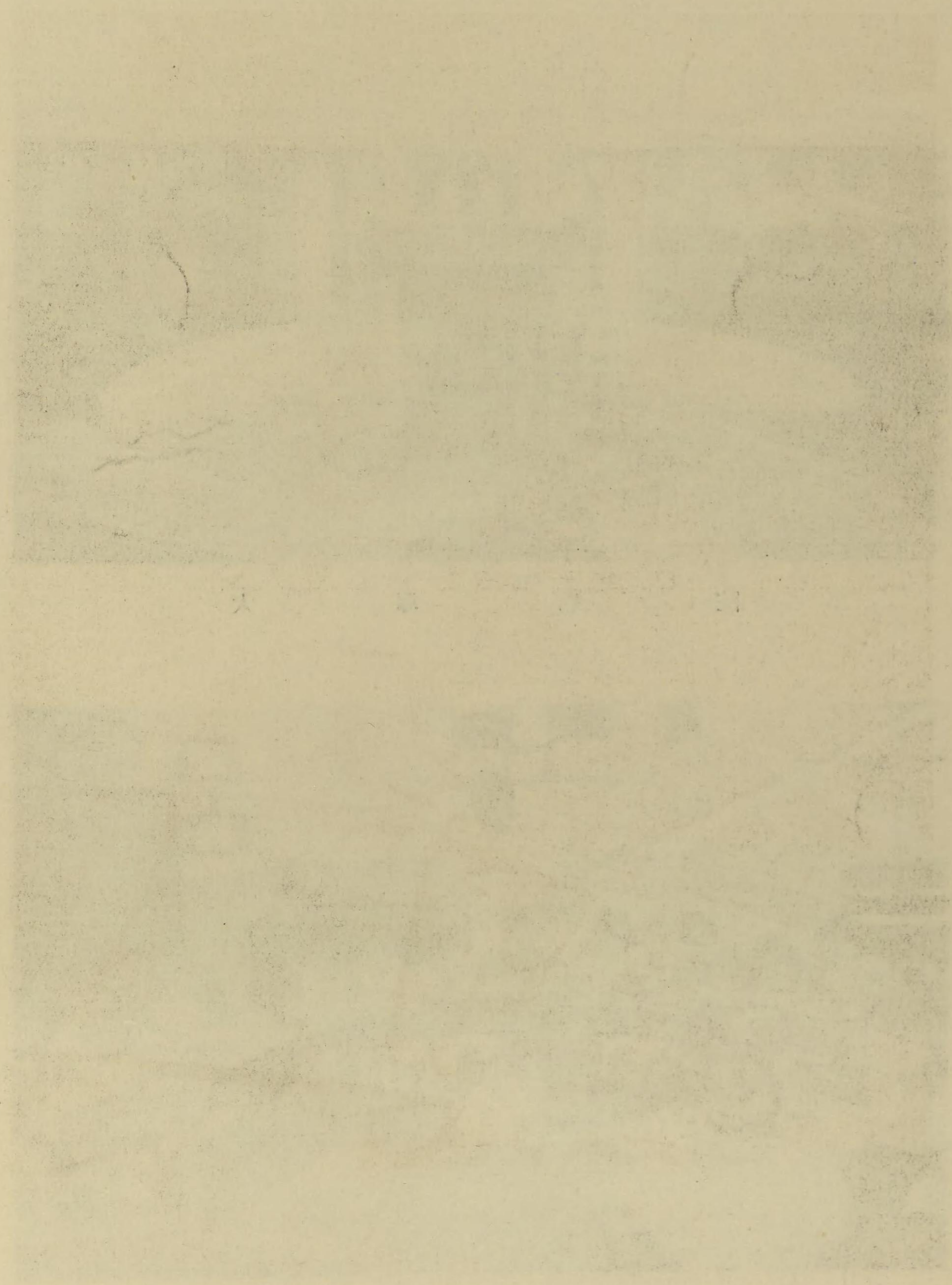
大 塚 病 院



月 島 託 兒 所



問言





都帝興復るた見りよ空上橋問言
(影撮社聞新日朝京東)

628-1

111

凡 例

一、本誌は帝都復興事業の根幹たる土地區劃整理事業の實施狀況を輯録し、
 以て史上其の例を見ざる劃期的難事業を記念すると共に將來當務者の
 參考に資せむとするものなり。

628-1

凡 例

- 一、本誌は帝都復興事業の根幹たる土地區劃整理事業の實施狀況を輯録し、以て史上其の例を見ざる劃期的難事業を記念すると共に將來當務者の參考に資せむとするものなり。
- 一、本誌は之を三編に分ち、第一編に帝都復興事業の大要並土地區劃整理事業に附帶して施行したる町界町名整理及低濕地土砂配分事業を、第二編に土地區劃整理事業の總括を、而して第三編は之を元復興事業局出張所別に全四卷と爲し地區毎に區劃整理施行の詳細を輯録せり。
- 一、本誌は内務大臣執行に係る事業に就ても併せ記述したるも、資料蒐集の關係上精粗同じからざるものあるを免れず。
- 一、計數其の他の事實は昭和六年三月末日現在に據りたるも時に多少の例外あり。

昭和七年三月

東京市役所都市計畫課

第一編 帝都復興事業概観

緒言.....

第一章 關東大震災火災の概観及其の被害.....

第一節 震災概観.....

第一編 帝都復興事業概観

緒言……………一

第一章 關東大震火災の概観及其の被害……………一

第一節 震災概観……………一

第二節 東京市に於ける被害……………一九

第三節 震災直後の復舊状況……………三三

第二章 政府に於ける帝都復興計畫の立案……………八

第一節 概説……………八

第二節 帝都復興審議會の成立……………二

第一項 官制々定と委員の任命……………九

第二項 第一回審議會……………二九

第三項 第二回審議會……………一〇六

第四項 官制廢止……………一〇八

第三節 帝都復興院の成立……………一〇九

第一項 官制々定……………一〇九

第二項 帝都復興院參與會……………一四

第三項 帝都復興院評議會……………二五

第四項 帝都復興院理事會……………一五

目次

目次

第五項 官制廢止……………一六一

第四節 復興局設置……………一六三

第一項 官制々定……………一六三

第二項 主なる職員……………一六七

第三項 事業の概要……………一六九

第五節 特別都市計畫委員會……………一七二

第一項 官制々定……………一七二

第二項 會長及委員……………一七六

第六節 復興計畫と東京市會の陳述……………一九四

第三章 帝國議會に於ける帝都復興計畫の審議……………二三三

第一節 概 説……………二三三

第一項 第四十七議會に於ける審議の概要……………二三三

第二項 第四十八議會以降に於ける審議の概要……………二三九

第二節 特別都市計畫法の審議……………二四〇

第一項 衆議院に於ける修正……………二四〇

第二項 貴族院に於ける審議……………二四四

第三項 特別都市計畫法中改正法律案……………二四五

第三節 復興事業の施行に伴ひ支拂ふべき金額を國債證券を以て交付する等に關する法律案……………二四六

第四節 震災善後公債法案……………二四九

第一項 衆議院に於ける修正……………二四九

第二項 貴族院に於ける審議……………二五〇

第三項 震災善後公債法の改正……………二五一

第五節 復興貯蓄債券法案……………二五一

第六節 借地借家臨時處理法案……………二五二

第七節 特別都市計畫區域内に於ける寺院の國有境内地讓與等に關する法律案……………二五〇

第三項 特別都市計畫法中改正法律案	三三五
第三節 復興事業の施行に伴ひ支拂ふべき金額を國債證券を以て交付する等に関する法律案	三三六
第四節 震災善後公債法案	三三九

第一項 衆議院に於ける修正	三三九
第二項 貴族院に於ける審議	三三〇
第三項 震災善後公債法の改正	三三一
第五節 復興貯蓄債券法案	三三一
第六節 借地借家臨時處理法案	三三六
第七節 特別都市計畫区域内に於ける寺院の國有境内地讓與等に関する法律案	三四〇
第八節 特別都市計畫法第五條の土地區劃整理に伴ふ清算金及補償金に関する法律案	三四三
第一項 衆議院に於ける審議	三四三
第二項 貴族院に於ける審議	三四五
第九節 防火地區内借地權處理法案	三五七
第一項 衆議院に於ける審議	三五七
第二項 貴族院に於ける審議	二六一
第十節 東京府及神奈川縣に於ける震災の爲土地區劃整理を施行せる地區内の假建築著手期限延長に関する法律案	二六二
第十一節 第四十七議會に於ける帝都復興事業に関する豫算の審議	二六三
第一項 帝都復興豫算案概要	二六三
第二項 豫算審議經過概要	二六七
第三項 審議の結果	二九七
第十二節 第四十九議會に於ける帝都復興追加豫算の審議	三〇四

目次

目次

第一項 復興追加豫算概要……………三〇四

第二項 審議經過概要……………三〇〇

第三項 審議の結果……………三二一

第十三節 第五十議會に於て協贊を経たる事業繰延に因る改定豫算……………三二一

第十四節 第五十一議會に於て協贊を経たる防火地區建築費補助繰延に因る改定豫算……………三三三

第十五節 第五十二議會に於て協贊を経たる帝都復興事業費の改定及追加……………三三六

第十六節 第五十五議會に於て協贊を経たる帝都復興事業費其の他繰延追加に因る年度割改定……………三五五

第十七節 第五十六議會に於て協贊を経たる帝都復興に關する豫算の追加並改定……………三六八

第四章 復興計畫の梗概……………三七九

第一節 計畫概要……………三七九

第二節 設計方針……………三六四

第一項 土地區劃整理設計方針……………三六四

第二項 街路橋梁設計方針……………三六七

第三項 運河設計方針……………三九六

第三節 帝都復興建築助成……………三九八

第一項 防火地區並建築補助……………三九八

第二項 復興建築助成株式會社……………四〇〇

第三項 木造建築資金貸付……………四〇一

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算……………四〇三

第一節 概 説……………四〇三

第二節 土地區劃整理事業……………四〇七

第一項 事業概要……………四〇七

第二項 施行區域……………四〇八

第三節 帝都復興建築助成	三九八
第一項 防火地區竝建築補助	三九八
第二項 復興建築助成株式會社	四〇〇
第三項 木造建築資金貸付	四〇一

第五章 東京市に於ける復興事業並豫算

第一節 概 説	四〇三
第二節 土地區劃整理事業	四〇七
第一項 事業概要	四〇七
第二項 施行區域	四〇八
第三節 街路及橋梁	四一二
第一項 事業概要	四一二
第二項 區劃整理街路及運河竝之に伴ふ橋梁	四一五
第三項 補助線街路及之に伴ふ橋梁	四一三
第四項 幹線街路及之に伴ふ橋梁	四四一
第五項 運河改修新鑿埋立及之に伴ふ橋梁	四四四
第六項 路面鋪裝	四五七
第四節 其の他の復興事業	四七五
第一項 上水道	四七五
第二項 下水道	四七六
第三項 小公園	四八八
第四項 小學校	四九四
第五項 市立病院	五〇五
第六項 社會事業施設	五二〇
第七項 中央卸賣市場本場建設	五三五

目次

目次

第八項 中央卸賣市場分場建設 五三

第九項 塵芥處分設備 五八

第十項 電氣事業施設 五二

第五節 復興事業費豫算 五四

第一項 概説 五四

第二項 普通經濟所屬 五四

第三項 水道經濟所屬 五七

第四項 電氣局所管經濟所屬 五八

第六節 土地區劃整理事業執行の費用 五九

第六章 東京市に於ける事業執行機關の組織 六三

第一節 概説 六三

第二節 復興事業執行の機關 六六

第三節 復興委員會 六二

第一項 委員會の組織 六二

第二項 審議の概要 六三

第四節 復興總務部に於ける協議事項 六〇

第七章 職制 六七

第一節 概説 六七

第二節 區劃整理局 六八

第三節 復興總務部 六五

第四節 復興事業局 七一

第五節 職員 六九

第八章 訴願訴訟 七九

第一節 概説 七九

第二節 訴願及行政訴訟 七九

第三節 民事訴訟 七三

第四章 復興事務部
第七章 職制
第一節 概説…………… 六七
第二節 區劃整理局…………… 六八
第三節 復興總務部…………… 六五

第四節 復興事業局…………… 七一
第五節 職員…………… 六七
第八章 訴願訴訟…………… 七九
第一節 概説…………… 七九
第二節 訴願及行政訴訟…………… 七九
第三節 民事訴訟…………… 七三

附帶施設

一 町界町名整理…………… 七四
第一節 概説…………… 七四
第二節 整理案の懸賞募集…………… 七五
第三節 復興局に於ける調査…………… 七五
第四節 東京市へ整理案の廻付…………… 七五
第五節 町界町名整理の方針…………… 七五
第六節 地番整理の方針…………… 七六
第七節 町名地番整理の現状…………… 七六
第八節 區界整理の概要…………… 七六

二 低濕地地盛用土砂配分…………… 七九
第一節 概説…………… 七九
第一項 震災前の狀況…………… 七九

目次…………… 七

目次

第二項 宅地盛土に關する調査並協議 七六

第二節 取扱概要 八五

第一項 準備調査 八五

第二項 配給手續及取扱方法 八九

第三項 各種委員會の設立 八八

第三節 事業實施の概況並經費 八三

第一項 大正十五年 昭和二年度事業實施狀況 八三

第二項 昭和二年度事業實施狀況 八四

第三項 昭和三年度事業實施狀況 八六

第四項 昭和四年度事業實施狀況 八四

第五項 昭和五年度事業實施狀況 八七

第六項 昭和六年度事業實施狀況 八五

緒言

帝都復興事業は規模宏大且最も難事業なりしに拘らず、星霜僅かに七年にして之が完成を見るに至り、帝都の面目舊時に倍蓰し壯觀偉容中外に誇るべきものあるは、洵に國

緒言

帝都復興事業は規模宏大且最も難事業なりしに拘らず、星霜僅かに七年にして之が完成を見るに至り、帝都の面目舊時に倍蓰し壯觀偉容中外に誇るべきものあるは、洵に國家の慶事たるのみならず、昭和五年三月二十四日 聖上陛下には鳳駕を帝都に進めさせられ親しく復興の状況を憐はせ給ひ、越えて同月二十六日帝都復興完成式典に臨御遊ばされ、優渥なる勅語を下し賜ふ、之れ東京市民無上の光榮にして恐懼感激措く能はざる所なり。

願れば、大正十二年九月一日突如として起れる未曾有の大震災は關東一府六縣を襲ひ、就中東京横濱に於ては劫火隨所に起り、兩市主要の地域は須臾にして焦土と化し、殊に本市の被害は生靈を喪ふこと約六萬、財貨の損失數十億に及び、剩へ流言蜚語交々至り、加ふるに經濟交通通信等の諸機關全く其の機能を失ひ、人心の不安其の極に達す、此の秋に當り 畏くも皇室に於かせられては、殊の外御軫念あらせられ、同月三日御内帑金一千萬圓を下賜せられ、當時攝政宮にあらせられたる 聖上陛下には優渥なる御沙汰書を下し賜ひ、越えて同月十二日には 御詔勅煥發せられ、以て大震災に際會したる國民の當に處すべき方途を諭示せらるると共に舉國一致帝都復興に當るべきことを示さる、眞に畏き極と謂ふべし。

茲に於て、政府は帝都復興に關する重要案件の審議機關として國務大臣、國務大臣たりし者、親任官及學識經驗ある者を以て帝都復興審議會を組織すると共に之が執行機關として、内閣總理大臣管理の下に帝都復興院を設け、東京及横濱の復興事業に當らしむ。然るに其の後復興豫算は第四十七議會に於て削減せられたる爲、其の執行機關も亦内務省の外局として復興局を新設し、帝都復興院を廢止すると共に事業執行方法に於ても變更を見るに至りしと雖、帝都復興の方針に至りては其の間何等の變更を見るに至らざりしものなり。

帝都復興事業は首都としての將來の發展を慮り、交通、衛生、保安、經濟等諸般の關係を考慮し、土地區劃整理を樞軸として街路橋梁の改築新設、河川運河の改修並新鑿埋立、公園の新設其の他上下水道、教育、衛生、社會事業、中央卸賣市場建設、電氣事業等の諸施設を包含したるものにして、之を執行者別に示せば左の如し。

内務大臣に於て執行するもの

十五箇地區の土地區劃整理、幹線街路並橋梁の改築新設、河川運河の改修並新鑿埋立及大公園新設

東京府知事に於て執行するもの

國道及環狀線並放射線街路の修築、中等學校の修築

東京市長に於て執行するもの

五十箇地區の土地區劃整理、補助線街路並橋梁の改築新設、小公園新設、水道復舊

並擴張、下水道改良、小學校建設、中央卸賣市場建設、社會事業施設、市立病院建設、塵芥處分設備、電氣事業施設

而して本市は之が計畫の爲、當初市會議員三十名、名譽職參事會員五名より成る復興委員會を設置し諮問機關と爲し、事業執行機關としては土地區劃整理事業に對しては區劃整理局(後に復興事業局)を新設し、他は事業局課に分擔施行せしめたるものなり。

東京府知事...
國道及環狀線並放射線街路の修築、中等學校の修築

東京市長に於て執行するもの

五十箇地區の土地區劃整理、補助線街路並橋梁の改築新設、小公園新設、水道復舊

竝擴張、下水道改良、小學校建設、中央卸賣市場建設、社會事業施設、市立病院建設、塵芥處分設備、電氣事業施設

而して本市は之が計畫の爲、當初市會議員三十名、名譽職參事會員五名より成る復興委員會を設置し諮問機關と爲し、事業執行機關としては土地區劃整理事業に對しては區劃整理局(後に復興事業局)を新設し、他は事業局課に分擔施行せしめたるものなり。

要之、帝都復興事業は内容叙上の如く、單に震災に依り破壊せられたる施設の復舊に止らず、本市多年の宿案たる都市計畫事業及其の他各種の施設を網羅し、都市構成上の重要な設備を行ひ以て帝都永遠の基礎を鞏固ならしむるにあり、而して事業の計畫設計に方りては充分の調査考覈を拂ひ事業執行上種々の困難を生じたりと雖、終に克く短期間に遂行し得たるは、偏に 聖恩の然らしむる所なると共に亦官民一致の努力に外ならずと謂ふべし。

本誌は復興計畫の中樞基本としたる土地區劃整理事業施行の状態を明かにする爲、之が執行に當りたる區劃整理局及復興事業局に於ける資料に依り編纂したるものにして、他の事業に就ては其の概要を記述するに止めたる關係上、題して「帝都復興區劃整理誌」と爲し、以て後昆に傳へむとす。



第一編

帝都復興事業概観

第一章 關東大震火災の概観及其の被害



第一編 震災概観

第一編 帝都復興事業概観

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

第一節 震災概観

呪はれたる
九月一日



大正十二年九月一日——此の日實に厄日二百十日の前日に當り朝來南風強く、驟雨あり殘暑甚だし、午前九時東京地方は溫度九十度華氏を示せり、折しも午前十一時五十八分四十四秒、突如異様の音響と共に、一大激震は關東一帯の海陸を震撼す、而も餘震相踵ぐこと數百回、大厦崩れ、高樓倒れ、火災亦八方に起りて炎々天を焼き、東洋第一の文華を誇れる大東京を中心とし、神奈川静岡千葉埼玉・山梨茨城の一府六縣到る處一朝にして阿鼻叫喚の修羅場と化し、或は滿目荒涼たる廢墟となり、罹災者無慮三百萬、死傷者十五萬、損害額實に五十五億圓と稱せらる、現世の悲惨事何物か之に如かんや。

震源

同月廿六日、中央氣象臺の報告に曰く、

「房總半島及湘南地方を中心とせる土地の隆起は、遠く銚子附近に及び、房總半島南端布良附近に於ては九尺前後に及び、又大磯附近に於ても八尺位の隆起を見、それより西するに従つて隆起減少し、熱海附近に於ては氣付かざる程となる、更に南方稻取附近に反つて土地の低下せる模様にして、伊豆大島も著しく低下せるが如し、即ち土地隆起の極點は房總半島の南端附近より大磯附近に至る一帯にして、最大八・九尺なるべし、若し斷層等あらば相模灣内にあるべく、陸上にその跟跡を求めんとすれば小田原熱海の間にあるべく、根府川伊豆の被害は或は之に歸因するものにあらざるか。

微動計及強震計觀測より見るに、震源距離も方向も區々にして房總半島南部より相模灣一帶、横濱附近に分布せるが如く、就中二日午前十一時四十七分頃に起りたるものは九十九里濱附近にその震源を有し、勝浦にては前日の本震より反つて強かりしと云ふ、而して九十九里沿岸及勝浦附近に小津浪を起せり、今回の地震に因る被害の甚大なるは房總半島南部三浦半島相模沿岸及熱海附近に亘る地域にして、横濱東京は主として家屋の構造と火災とに歸すべきものならん、銚子に於ける微動計は地震の初めに當り西微南に動き、布良に於ては北々西に動きたり、尙二日午前十一時四十七分のもは銚子に於て北々東に動きたり、之等の結果と水戸(略北東に動く)東京(同上)の觀測を以て一日午前十一時五十八分の本震の震源位置を求むれば、三浦半島附近にあるものゝ如く、二日午前十一時四十七分のもは勝浦附近の海上にあるものゝ如し、初動方向は地震的影響大なれば更に多數の觀測を以てするにあらざれば、震源の位置を決定すること困難なり」

尙東京に於ける觀測は測器全部破壊の爲記録をとれず、即ち初期微動約十二秒、略北東に向ひ總振幅東西動及南北動共二十糎に及むで遂に器械を破壊したり、若し全振幅を東西及南北十糎とすれば地の振幅は最大限約七糎、其の周期は約一・二秒となるが故に、最大速度は毎秒約二千耗なるべしといふ。

震災第一報

大震の勃發するや、僅かに二三分にして通信機關は悉く破壊され、帝都と各方面との連絡は全く絶し、纔に船橋海軍無線電信所より紀州潮岬無線電信局に打電され、これにより其の第一信が大阪市に傳へられたるに過ぎず、又東北方面へは大湊要港部に第一信を發したり、此の通信機關全滅裡に、森岡神奈川縣警察部長は震火を冒し、生死の境を越え、漸くにして埠頭に到り官服のまゝ身を海中に投じ、附近の汽艇に命じて辛じて碇泊中のコレア丸に搭乘するを得、船内無線電信により内務大臣並警視總監に對し、船橋無線電信所經由を以て地震の爲横濱の慘害其の極に達す、最大の救助を求む」

と急電せしめたり、されど東京も亦既に慘禍の裡にあり送電の方途なし、依て更に大阪兵庫千葉茨城の各府縣知事、横須賀鎮守府、横須賀碇泊中の各軍艦並大阪朝日大阪毎日の兩新聞社に對し救援を求む、報に曰く、

「本日正午大地震起り、引續き大火災となり、全市殆ど火の海と化し、死傷何萬なるを知らず、交通通信機關不通、水糧食なし、至急救済を請ふ」

之に對し各方面より即刻返電あり、次で詳細の報告を爲すを得たり。

に傳へられたるに過ぎず、又東北方面へは大湊要港部に第一信を發したり、此の通信機關全滅裡に、森岡神奈川縣警察部長は震火を冒し、生死の境を越え、漸くにして埠頭に到り官服のまゝ身を海中に投じ、附近の汽艇に命じて幸じて碇泊中のコレア丸に搭乘するを得、船内無線電信により内務大臣並警視總監に對し、船橋無線電信所經由を以て地震の爲横濱の慘害其の極に達す、最大の救助を求む」

と急電せしめたり、されど東京も亦既に慘渦の裡にあり送電の方途なし、依て更に大阪兵庫千葉茨城の各府縣知事、横須賀鎮守府、横須賀碇泊中の各軍艦並大阪朝日大阪毎日の兩新聞社に對し救援を求む、報に曰く、

「本日正午大地震起り、引續き大火災となり、全市殆ど火の海と化し、死傷何萬なるを知らず、交通通信機關不通、水糧食なし、至急救済を請ふ」

之に對し各方面より即刻返電あり、次で詳細の報告を爲すを得たり。

二日午前九時船橋海軍無線電信所發電に曰く、

「火災は今尙猛烈にして既に千住より品川に及び、爆發相踵ぎ、紅蓮の焰は船橋よりも見ゆ、震動今尙歇まず連續し、戦々兢々たり」

因に中村理學博士の報告に基き初震以降東京に於ける餘震數有感覺のものを表示すれば左の如し。

日	時	餘震回數
九月一日	(初震より夜半まで)	一一二二
同	二日 (夜半より夜半まで)	三二二三
同	三日 (同)	一八一
同	四日 (同)	一八四
同	五日 (夜半より午前六時まで)	二六

是より先、内閣更迭の事あり、未だ後繼の組閣に至らず、茲に於て伯爵山本權兵衛大命を拜し、二日午後五時親任式は舉行されたり、時既に印刷局焼失の爲、内閣官房に於ては手刷謄寫版を以て官報號外を印行せり。

敘任及辭令

第一章 關東大震火災の概觀及其の被害

第一章 關東大震災の概観及其の被害

四

大正十二年九月二日

海軍大將正二位勳一等功一級伯爵 山本權兵衛

任内閣總理大臣

内閣總理大臣海軍大將正二位勳一等功一級伯爵 山本權兵衛

兼任外務大臣

從二位勳一等子爵 後藤新平

任内務大臣

正五位勳二等 井上準之助

任大藏大臣

陸軍大將從三位勳一等功二級男爵 田中義一

任陸軍大臣

臺灣總督正三位勳一等男爵 田健次郎

任農商務大臣兼司法大臣

正三位勳一等 犬養毅

任遞信大臣兼文部大臣

正四位勳二等 山之内一夫

任鐵道大臣

從五位勳六等 樺山資英

任内閣書記官長

非常徵發令

同日勅令第三百九十六號を以て非常徵發令は公布せられ、被害者の救済に必要な食糧建築材料衛

生材料運搬具其の他の物件及勞務は、内務大臣に於て必要と認むる場合非常徵發するを得べく、此の命令を拒み、又は徵發物件を藏匿したる時は、直に之を徵用し且之を處罰することを規定し、同時に内務省令號外を以て、徵發し得べき物件を左の如く定めたり。

一、食糧品

二、飲料

三、薪、炭、油、其他燃料

任鐵道大臣

從五位勳六等 樺山資英

任內閣書記官長

非常徵發令

同日勅令第三百九十六號を以て非常徵發令は公布せられ、被害者の救済に必要な食糧建築材料衛

生材料運搬具其の他の物件及勞務は、内務大臣に於て必要と認むる場合非常徵發するを得べく、此の命令を拒み、又は徵發物件を藏匿したる時は、直に之を徵用し且之を處罰することを規定し、同時に内務省令號外を以て、徵發し得べき物件を左の如く定めたり。

- 一、食糧品
- 二、飲料
- 三、薪、炭、油、其他燃料
- 四、家屋
- 五、建築材料
- 六、藥品其の他の衛生材料
- 七、船車其の他の運搬具
- 八、電線
- 九、勞務

攝政官
御沙汰

攝政官殿下は三日午後六時三十分山本内閣總理大臣を赤坂離宮に召され御沙汰書を賜り、特に御内帑金一千万圓を御下賜あらせられ、山本首相は攝政官殿下より之を拜受し恐懼感激措く能はず、四日内閣告諭第一號を以て左の告諭を發し、舉國一致這次大震災善後の措置につき絶大の努力を致すべきを冀へり。

内閣告諭
第一號

内閣告諭第一號

東京及近縣ニ亘レル今次ノ震災ハ伴フニ大火災ヲ以テシ慘害ノ甚シキ言語ニ絶シ日常ノ設備蕩然一空ニ歸シ焦眉ノ措置最モ急ヲ要ス
政府ハ先ツ秩序ヲ保チ安定ヲ得シムルニ勉メ食糧物資ノ補給建築材料ノ準備其ノ他應急百般ノ施設

第一章 關東大震災火災の概觀及其の被害

ヲ爲スニ於テ最善ノ努力ヲ竭クシツツアリ
 攝政殿下深ク御憂慮アラセラレ親シク優渥ナル 御沙汰ヲ賜ヒ内帑ノ資ヲ發セラルル旨ヲ傳ヘラレ
 適宜應急ノ處置ヲ爲シ遺憾ナキヲ望マセラル生民ノ休戚ニ就キ御軫念アラセラルルノ深キ同胞ト俱
 ニ本大臣ノ恐懼感激ニ勝ヘサル所ナリ茲ニ 盛旨ヲ奉シテ應急ノ處置ヲ執リ復舊ヲ圖ルハ政府ノ全
 力ヲ擧ケテ事ニ從フ所ナルモ亦舉國一致ノ奮起協力ニ待ツコト切ナリ
 冀クハ罹災者ハ固ヨリ一般ノ國民皆能ク 盛旨ノ渥キヲ奉體シ官民戮力以テ仁慈ナル 御沙汰ノ貫
 徹ヲ期シ各自相激勵シテ適應ノ處置ヲ誤ラス此ノ異常ノ災害ニ對シテ絶大ノ努力ヲ致サレムコトヲ
 是レ 本大臣ノ切望ニ堪ヘサル所ナリ

大正十二年九月四日

内閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

戒嚴令

既に二日夜戒嚴令を東京市及府下四郡に布き、次で三日關東戒嚴司令部條例の公布あり、戒嚴區域
 を東京府神奈川縣に改め、更に埼玉千葉二縣を追加し、陸軍大將福田雅太郎を關東戒嚴司令官に補し、
 參謀本部を司令部に當て、第二第十三第十四師團より歩兵各二聯隊を出動せしめ、九月八日迄に總兵
 員歩兵二十一個聯隊騎兵六個聯隊工兵十八個大隊鐵道電信各二聯隊等總員三萬五千の來援を得て、順
 次警備に當らしめたり。

然れども、此の間餘震頻々として尙熄まず、帝都内外に於ける各所の火災は前後三晝夜に涉り、警
 察官は連日不休の激勞に困憊し、報道機關は一時全く其の機能を失ひ、流言蜚語頻りに行はれて物情
 騷然たり、關東一圓の罹災地擧げて暗黒渦中にあり。

關東戒嚴司令官告諭

戒嚴司令官
告諭

今般勅令第四百一號戒嚴令ヲ以テ本職ニ關東地方ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラレタリ本職隸下ノ

軍隊及諸機關(在市部隊ノ外各地方ヨリ招致セラレタルモノ)ハ全力ヲ盡シテ警備、救護、救恤ニ從事
 シツツアルモ此際地方諸團隊及一般人士モ極力、自衛協同ノ實ヲ發揮シテ災害ノ防止ニ努メラレン
 コトヲ望ム現在ノ狀況ニ鑑ミ特ニ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス

- 一、不逞團體蜂起ノ事實ヲ誇大流言シ却テ紛亂ヲ増加スルノ不利ヲ招カサルコト
- 二、帝都ノ警備ハ軍隊及各自衛團ニ依リ既ニ安泰ニ近ツキツツアリ
- 三、糧水缺乏ノ爲メ不穩破廉恥ノ行動ニ出テ若クハ其ノ分配等ニ方リ秩序ヲ紊亂スル等ノコトナカ

察官は連日不休の激勞に困憊し、報道機關は一時全く其の機能を失ひ、流言蜚語頻りに行はれて物情騷然たり、關東一圓の罹災地擧げて暗黒渦中にあり。

關東戒嚴司令官告諭

今般勅令第四百一號戒嚴令ヲ以テ本職ニ關東地方ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラレタリ本職隸下ノ

軍隊及諸機關在市部隊ノ外各地方ヨリ招致セラレタルモノハ全力ヲ盡シテ警備、救護、救恤ニ從事シツツアルモ此際地方諸團隊及一般人士モ極力、自衛協同ノ實ヲ發揮シテ災害ノ防止ニ努メラレンコトヲ望ム現在ノ狀況ニ鑑ミ特ニ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス

- 一、不逞團體蜂起ノ事實ヲ誇大流言シ却テ紛亂ヲ増加スルノ不利ヲ招カサルコト
- 帝都ノ警備ハ軍隊及各自衛團ニ依リ既ニ安泰ニ近ツキツツアリ
- 二、糧水缺乏ノ爲メ不穩破廉恥ノ行動ニ出テ若クハ其ノ分配等ニ方リ秩序ヲ紊亂スル等ノコトナカルヘキコト

右告諭ス

大正十二年九月三日

關東戒嚴司令官 福田雅太郎

內閣告諭第二號

五日政府再び告諭を發して一般國民の自重を求むる所ありたり。

今次ノ震災ニ乘シ一部不逞鮮人ノ妄動アリトシテ鮮人ニ對シ頗ル不快ノ感ヲ抱ク者アリト聞ク鮮人ノ所爲若シ不穩ニ互ルニ於テハ速ニ取締ノ軍隊又ハ警察官ニ通告シテ其ノ處置ニ俟ツヘキモノナルニ民衆自ラ濫ニ鮮人ニ迫害ヲ加フルカ如キコトハ固ヨリ日鮮同化ノ根本主義ニ背戾スルノミナラス又諸外國ニ報セラレテ決シテ好マシキコトニ非ス事ハ今次ノ唐突ニシテ困難ナル事態ニ際會シタルニ基因スト認メラルルモ刻下ノ非常ニ當リ克ク平素ノ冷靜ヲ失ハス慎重前後ノ措置ヲ誤ラス以テ我國民ノ節制ト平和ノ精神ヲ發揮セムコトハ本大臣ノ此際特ニ望ム所ニシテ民衆各自ノ切ニ自重ヲ求ムル次第ナリ

大正十二年九月五日

第一章 關東大震火災の概觀及其の被害

内閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

元より交通機關に至りては東京横濱兩市内電車及各其の郊外電車を初めとし、罹災各地の鐵道共に何れも途絶の状態に在り、鐵道省は急遽來援したる千葉鐵道大隊の助力により、銳意線路の復舊に從事せり。

三日正午東京鐵道局の發表によれば、東海道線は東京品川間、川崎以南被害甚だしく、同日以後開通の見込立ちたるものは、東北本線日暮里川口町間、常磐線北千住我孫子間、中央線飯田町八王子間、總武線千葉四街道間、東海道線品川川崎間、山手線汽車田端品川間池袋赤羽間等の數線に過ぎず。

飛行隊の活躍

一方、二日午前六時、陸軍省は陸軍飛行隊波多野中尉に左の要旨を授け、乙式一型二一六號飛行機の出發を命令せり。

- 一、波多野中尉ハ直チニ乙式一型二一六號機ヲ操縦シ、上等兵東中村時吉發動機工手ヲ同乗セシメ別紙東京附近大震災ニ關スル大臣命令ヲ第四師團長ニ送達スヘシ
- 二、途中故障ノタメ一時着陸ノ止ムナキ場合ニ於テハ電信電話其ノ他適當ナル所置ニ依リ速ニ命令要旨ノ傳達ヲナスヘシ

- 三、油類ハ往復途中ニ於テ飛行第二大隊ニ就テ補充ヲ受クヘシ
- 四、任務ハ極メテ重大ナリ、萬難ヲ排シ達成遂行ヲ望ム

波多野中尉は命令を領して同日午前八時三十分東京を發し、午後三時大阪着、直に重要命令を第四師團長に送達すると共に、京濱の状況を關西地方に傳達したり。

尙飛行第二大隊第四大隊第五大隊及陸軍航空學校の飛行機と新聞社其の他の民間飛行機とは、獻身的努力を以て各其の重要任務に従事し、陸軍部隊のみにも飛行回数二百一回、飛行時間二百五十六

時間、飛行距離約四萬三千五百軒に及びたりといふ。

海上運輸の活動

又海軍無線電信の飛電により軍艦神威は四日市より、常備艦隊は九州方面より、軍艦春日は大湊より、夫々白米を搭載して罹災地に急行し、軍艦周防以下七隻は神戸下關大阪にある政府の在米五十七八萬石を東京に回航し、旅順に集合中の聯合艦隊は米穀を満載して之が廻送の任に當り、又避難者の爲東京横濱横須賀と清水神戸大阪間を急航し、驅逐艦隊は毎日二回芝浦を發して横濱横須賀間を周航し、次で芝浦清水間の公衆輸送を開始せり。

波多野中尉は命令を領して同日午前八時三十分東京を發し、午後三時大阪着、直に重要命令を第四師團長に送達すると共に、京濱の状況を關西地方に傳達したり。

尙飛行第二大隊第四大隊第五大隊及陸軍航空學校の飛行機と新聞社其の他の民間飛行機とは、獻身的努力を以て各其の重要任務に従事し、陸軍部隊のみにも飛行回数二百一回、飛行時間二百五十六

海上運輸の活動

時間、飛行距離約四萬三千五百軒に及びたりといふ。

又海軍無線電信の飛電により軍艦神威は四日市より、常備艦隊は九州方面より、軍艦春日は大湊より、夫々白米を搭載して罹災地に急行し、軍艦周防以下七隻は神戸下關大阪にある政府の在米五十七八萬石を東京に回航し、旅順に集合中の聯合艦隊は米穀を満載して之が廻送の任に當り、又避難者の爲東京横濱横須賀と清水神戸大阪間を急航し、驅逐艦隊は毎日二回芝浦を發して横濱横須賀間を周航し、次で芝浦清水間の公衆輸送を開始せり。

日本郵船會社にありては震災勃發と同時に長崎港に碇泊中の上海航路長崎丸に急電を發し横濱に急行せしめ、横濱神戸間の連絡を計り、姉妹船上海丸亦其の快速力を利用し避難者の輸送に當り、備後丸石狩丸も夫々食糧を積むで芝浦に入港し、直に輸送任務に就けり。

其の他マラツカ神隆大連大榮鳥羽阿蘇山城小樽筑後箱崎日光熊野の諸船を以て災害専用船と爲せり、又大阪商船會社にありてはシカゴ丸先づ六日午前十時芝浦を發し横濱經由大阪に向ひ、爾今芝浦大阪間を往復し、第二大連丸は東京横濱間を連絡し、パリー丸は横濱に碇泊して醫療救恤の任に當れり、此の外シカゴ北京長州銀山ハバナロンドンアルタイ大義各船は専ら食糧品其の他の輸送に従事し、葛原商會の冷蔵船海光丸幸光丸は冷蔵魚肉を満載して急航せり。

閣議

此の間政府は、災害の對策を講ずる爲毎日二回閣議を開き善後策を討議決定することに努め、四日永田町首相官邸に於ける閣議に於ては當面の急務として左の如く協議決定せり。

- 一、千葉縣習志野下志津の兵營内に傷者約一萬五千人を收容すること
- 一、罹災者收容の爲天幕バラツク等を工兵をして建設せしめ之に要する材料一切は救護事務局本部に於て手配すること
- 一、近衛師團より軍隊用食料パンを罹災民に供給すること、取敢えず五萬人分の用意をなすこと

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

- 一、天幕張は先づ宮城前にて著手すること
- 一、鮮人は警察力を以て一纏となし、保護收容すること
- 一、既に戒嚴令施行されたる以上、自治團及青年團に對しては兇器の携帯を禁止すること
- 一、東京市は臨時火葬場を軍隊の手にて設置し、速に死體の焼却に従事すること
- 一、死傷者に對しては赤十字社を初め近縣より軍醫を急速に招集し手當を行ふこと
- 一、銀行事務開始については軍隊の援助を以て速に開始すること
- 一、皇室に於かせられては宮城前、深川宮内省御料地等を開放して罹災民を收容すること
- 一、在留外國人は適當の方法を以て待遇の途を講ずること
- 一、宮内省の木材を一般的材料として建築に使用すること

三大緊急勅令

九月六日午後四時樞密院會議を開き、各顧問官出席の上緊急勅令を即決し、次で同四時半永田町首相官邸に於て閣議を再開し、左記の三大緊急勅令を決定し七日之を公布し即日施行せり。

一、治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル件(勅令第四百三號)

二、生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件(勅令第四百五號)

三、私法上ノ金錢債務ノ支拂延期及手形等ノ權利保存行爲ノ期間延長ニ關スル件(勅令第四百四號)

治安維持令

治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル勅令

出版、通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス暴行、騷擾其ノ他生命、身體若ハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

暴利取締令

生活必需品ニ關スル暴利取締ノ勅令

震災ニ際シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ不當ノ價格ニテ其ノ販賣ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ生活必需品ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

出版、通信其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルハ暴行、騷擾其ノ他生命、身體若ハ財産ニ危害ヲ及
ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ、安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑
亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

暴利取締令

生活必需品ニ關スル暴利取締ノ勅令

震災ニ際シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ノ買占若ハ賣惜ヲ爲シ又ハ不當ノ價格ニテ其ノ販賣
ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ生活必需品ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

支拂延期令

私法上ノ金錢債務ノ支拂延期及手形等ノ權利保存行爲ノ期間延長ニ關スル勅令

第一條 大正十二年九月一日以前ニ發生シ同日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ於テ支拂ヲ爲スヘキ私
法上ノ金錢債務ニシテ債務者カ東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣及震災ノ影響ニ因リ
經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ三
十日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取
引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ハ大正十二年十月一日以後ニ
支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニ付之ヲ適用スル事ヲ得前項ノ規定中三十日ノ期間ハ之ヲ延長
スル事ヲ得

第二條 左ニ掲クル支拂ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

- 一 國、府縣其ノ他ノ公共團體ノ債務ノ支拂
- 二 給料及勞銀ノ支拂
- 三 給料及勞銀ノ支拂ノ爲ニスル銀行預金ノ支拂
- 四 前號以外ノ銀行預金ノ支拂ニシテ一口百圓以下ノモノ

第一章 關東大震災火災ノ概觀及其ノ被害

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

第三條 手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ
 第一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニ爲スヘキ行爲ハ其ノ行爲ヲ爲スヘキ時期ヨリ三十日
 内ニ之ヲ爲スニ因テ其ノ效力ヲ有ス
 第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

九月十二日畏くも震災善後並帝都復興に關し、卷頭奉載の如き詔書煥發され、山本首相恐懼して三
 度内閣告諭を發す。

内閣告諭號外

内閣告諭
號外

我至仁至慈ナル

天皇陛下ニハ今回震災ノ被害極メテ慘烈ナルヲ深ク軫念アラセラレ曩ニ内帑ノ資壹千萬圓ヲ下シ賜
 ヒ今亦

大詔ヲ煥發シテ惠撫慈養ノ道ヲ示シ給フ不肖就任後日尙淺ク此ノ

鳳命ヲ拜シテ恐懼措ク所ヲ知ラス敢テ帝都復興ノ計ヲ立テ以テ上ハ

宸襟ヲ安ンシ奉リ下ハ數百萬罹災者ヲシテ生活ノ安定ヲ得シメムコトヲ期ス

今回ノ震災ハ其ノ區域一府四縣ニ跨リ東京ヲ始メトシテ横濱其ノ他湘南房總ノ地特ニ被害ニ劇シキ

モノアリ家屋ヲ燒盡シ父母骨肉ヲ喪ヒタル幾百萬ノ災民ハ殘壁燬瓦ノ間ニ竚ミテ食フニ糧ナク著ル

ニ衣ナク焦髮爛身命且タニ迫ル者比々皆然リ在留外國官民ノ遭難者亦甚多シ是レ不肖ノ共ニ心痛已

マサル所ナリ此ノ時ニ際シ友邦ノ元首ヲ始メ各國官民ノ今次事變ニ對シ至大ナル救援ノ厚情ヲ表セ

ラレタルハ不肖同胞ト共ニ感謝措ク能ハス但夫レ多數罹災民ハ概ネ能ク危急ヲ冒シ艱苦ニ耐ヘ沈著

ノ態度ヲ失ハサリシモ此ノ間多少ノ常軌ヲ逸シタル者アルヲ免レス此ノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラ
 サリシヲ以テ今ヤ全ク其ノ跡ヲ絶テリ

固ヨリ今次ノ變災ニ方リ政府ハ夙ニ臨機ノ措置ヲ取り戒嚴令ヲ布キ糧食ノ供給假令ノ急策ニ著手シ

極力流言飛語ヲ禁遏シ非違ヲ警メ民間亦政府ト相呼應シ賑恤救護ノ義舉ニ出ツル者多ク爲ニ焦眉ノ

急ヲ拯フコトヲ得タリト雖一時ノ救恤ハ以テ災民持久ノ生活ヲ保障スルニ足ラス是ヲ以テ政府ハ鋭

意火陸交通ノ復舌ヲ圖リ才政ノ許ス限リニ於テ金融機關ノ圓滑ヲ期シ衣食住ニ關スル必需品ヲ調達

今回ノ震災ハ其ノ區域一府四縣ニ跨リ東京ヲ始メトシテ横濱其ノ他津南房總ノ地帯ニ被害ニ及ビキ
モノアリ家屋ヲ燒盡シ父母骨肉ヲ喪ヒタル幾百萬ノ災民ハ殘壁燬瓦ノ間ニ竚ミテ食フニ糧ナク著ル
ニ衣ナク焦髮爛身命且タニ迫ル者比々皆然リ在留外國官民ノ遭難者亦甚多シ是レ不肖ノ共ニ心痛已
マサル所ナリ此ノ時ニ際シ友邦ノ元首ヲ始メ各國官民ノ今次事變ニ對シ至大ナル救援ノ厚情ヲ表セ
ラレタルハ不肖同胞ト共ニ感謝措ク能ハス但夫レ多數罹災民ハ概ネ能ク危急ヲ冒シ艱苦ニ耐ヘ沈著

ノ態度ヲ失ハサリシモ此ノ間多少ノ常軌ヲ逸シタル者アルヲ免レス此ノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラ
サリシヲ以テ今ヤ全ク其ノ跡ヲ絶テリ

固ヨリ今次ノ變災ニ方リ政府ハ夙ニ臨機ノ措置ヲ取り戒嚴令ヲ布キ糧食ノ供給假令ノ急策ニ著手シ
極力流言飛語ヲ禁遏シ非違ヲ警メ民間亦政府ト相呼應シ賑恤救護ノ義舉ニ出ツル者多ク爲ニ焦眉ノ
急ヲ拯フコトヲ得タリト雖一時ノ救恤ハ以テ災民持久ノ生活ヲ保障スルニ足ラス是ヲ以テ政府ハ銳
意水陸交通ノ復活ヲ圖リ財政ノ許ス限リニ於テ金融機關ノ圓滑ヲ期シ衣食住ニ關スル必需品ヲ調達
シテ遭難地方ニ提供シツツアリ此ノ場合ニ際シテハ官民俱ニ平時ノ條規ニ膠柱セス公道ニ基キ人情
ニ酌ミ便宜責任ヲ負ヒテ變通ノ道ヲ開カムコトヲ切望ス

憂フル所ハ此ノ稀有ノ天災ヲ奇貨トシ個人又ハ會社ノ生活必需品ヲ運用シ機ヲ見テ暴利ヲ征セムト
スルニ在リ此ノ如キハ最モ戒飭セサルヘカラサル所ニシテ 聖慮ヲ注カセ給フ所亦此ニ存ス各自能
ク其ノ公德心ニ訴ヘテ私利ヲ後ニシ以テ多數同胞ト苦樂ヲ共ニスルノ覺悟アルヲ要ス例ヘハ保險事
業ノ如キハ其ノ性質上社會公衆ノ安固ヲ目的トスルモノナルヲ以テ此ノ重大ナル事變ニ顧ミ幾十萬
ノ信賴ニ負カサルヤウ犠牲ノ精神ヲ發揮シテ慎重ノ考慮ヲ盡シ當業者終局ノ利益ヲ期スヘク其ノ他
米穀木材船舶等ノ當業者亦俱ニ營利ノ目的ヲ離レテ物資ノ配給ニ勉メ以テ同胞共榮ノ美ヲ濟ササル
ヘカラス

政府ハ今ヤ極力物資ヲ豊富ニシテ之ヲ震災地ニ急送セシメ都鄙ノ別ナク之カ公平ナル分配ニ勉メツ
ツアリ局ニ當ルノ所在官公吏ハ益々物資供給ノ敏活ヲ期シテ之カ普及ニ努力スヘク一般官公吏亦此
ノ非常ノ場合ニ處シ心身ノ許ス限リ職務ニ執掌スヘシ殊ニ職ニ治安ノ任ニ在ル者ニ至リテハ懇切ニ
民衆ヲ勞ハルト共ニ嚴密ニ非違ヲ警メ以テ其ノ責務ヲ完ウスヘシ
顧フニ東京ハ

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

先帝登極ノ初特ニ 東駕東幸シテ親シク宮城ヲ定メサセ給ヒシ所爾來五十有六年ノ星霜ヲ閱シテ國都ノ規模既ニ備ハリ政治經濟ノ樞軸トナリ文教風化ノ淵藪トナリ中外ノ具ニ瞻望スル所ナリ之ヲ復興スル努力ノ如何ハ世界列國ノ環視スル所我邦實力如何ヲ知ルノ試金石亦此ニ在リ是ノ故ニ帝都ノ復興ハ單ナル一市府ノ問題ニ非スシテ實ニ帝國ノ隆運ヲ進暢スル國家重要ノ事業タリ隨テ其ノ方策ハ 聖旨ヲ奉戴シ舊時ノ盛觀ヲ回復スルノミニ止マラス更ニ進テ將來ノ發展ヲ豫想シ之カ計畫ヲ立テサルヘカラス之カ爲政府ハ先ツ帝都復興審議會ヲ特設シ朝野ノ衆智ヲ集メテ重要ノ案件ヲ審議シ別ニ適當ノ機關ヲ設ケ緩急序ヲ逐フテ著々其ノ成案ヲ實施セシメ以テ國都タルノ實ヲ完ウセシメムコトヲ期ス

茲ニ恭シク 大詔ヲ奉讀シテ仁慈ノ渥キニ感激シ恐懼已ム無シ熟々考フルニ昌平日久シクシテ人心漸ク浮華ニ流レ放縱ニ走リ歷代ノ内閣累次ニ訓示策勵スレトモ積弊ノ馴致スル所容易ニ頽風ノ一轉ヲ見ス今ヤ非常ノ難局ニ際會シテ 宸襟ヲ惱シ奉ルコト此ノ如シ是レ朝野一般竦然トシテ大ニ覺醒スヘキノ秋ナリ顧ミレハ罹災府縣數百萬ノ同胞ハ骨肉ニ別レ住家ニ離レ今尙短褐雨露ニ暴サレ一掬ノ玄米ニ縷命ヲ繫クノ情態ニ沈淪セリ苟モ之ニ同情セハ人々相戒メテ華ヲ去リ實ニ就キ質素勤儉依テ得ル所ノ餘力ヲ以テ罹災同胞ノ救護ニ應シ同心協力進テ帝都復興ノ難事業ニ至大ノ援助ヲ與ヘ興國ノ基ヲ固ウシ以テ 聖慮ニ副ヒ奉ルハ不肖ノ切望シテ已マサル所ナリ

大正十二年九月十六日

內閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

一府六縣
罹災狀況

今內務省社會局の調査に係る罹災狀況に準據し被害の概要を見るに、一府六縣に亘る全燒半燒全潰半潰流失・破損の災害を蒙りたる世帯總數實に六十九萬四千六百二十一世帯の多きに上る。其の内譯左の如し。

被害別	實數	比	例
全燒	三八一、〇九〇 ^{世帯}		五四・九
半燒	五二七		〇・一
全潰	八三、八一九		一一・二
半潰			一三・二

今内務省社會局の調査に係る罹災狀況に準據し被害の概要を見るに、一府六縣に亘る全焼半焼全潰半潰流失・破損の災害を蒙りたる世帯總數實に六十九萬四千六百二十一世帯の多きに上る。其の内譯左の如し。

内閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

被害別	實數	比	例
全焼	三八一、〇九〇 ^{世帯}		五四・九
半焼	五一七		〇・一
全潰	八三、八一九		一一・一
半潰	九一、三三三		一三・一
流失	一、三九〇		〇・二
小計	五五八、〇四九		八〇・四
破損	一三六、五七二		一九・六
合計	六九四、六二一		一〇〇・〇

(内務省社會局調査)

見るべし、被害世帯の過半数五割五分迄は震災に伴ふ火災の爲に全焼又は半焼したるものなるを、但し右は被害後に於ける形態に依りて區別せられたるものにして、全潰半潰又は破損の後火災に罹りたるものは全焼又は半焼中に計算せられ居るを以て、實際地震の爲に倒壊破損せる世帯數は右數字よりも遙かに多かるべく、破壊の内にも壁の龜裂、瓦の脱落等輕微なる被害を含まざるが故に、一々其の全部を加算するとせば被害實數は著しき多數に上るべく、東京・神奈川の如き中心地帯は災害を蒙らざるもの殆ど皆無なりといふも敢えて誇張の言にあらざるべし。

更に此の被害世帯を府縣別に表示すれば左の如し。

第一章 關東大震災の概觀及其の被害

府縣別	震災當時の世帯數	被害世帯數					合計	全體に對する割合	現在世帯に付被害世帯	
		全燒	半燒	全潰	半潰	流失				
東京府	八元、九〇〇	三一、九六二	三六	一六、六六四	二〇、二二三	—	四七、九九五	三九七、二一九	五七・一	四八・〇
東京市	四八三、〇〇〇	三〇〇、九四四	二三元	四、三三三	六、三三六	—	四二、七三二	三五四、四五三	五二・〇	七三・四
其の他	三六六、〇〇〇	一一、〇三六	二七	一一、四六二	三、七八六	—	五、一五三	四二、六六六	六一・一	一一・四
神奈川縣	二七四、三〇〇	六六、六六六	一四	四、七九九	五、八九九	四五	六、五五五	二二七、三三六	三三・二	八六・五
横濱市	九八、九〇〇	六二、六〇八	—	九、八〇〇	一〇、七三二	—	一一、七四三	九四、八八三	一三・七	九五・九
其の他	一七五、四〇〇	六、〇六六	一四	三、九九九	四、二二七	四五	五、八二二	一四二、四五五	二〇・五	八一・二
千葉縣	二六二、六〇〇	四六	—	二、八九四	六、二〇四	八四	七、六九六	二七、三五六	三・九	六・五
埼玉縣	二四四、九〇〇	—	—	四、五三二	四、三四八	—	六、四五二	一五、三六一	二・二	六・三
静岡縣	二八九、一〇〇	一六	五	二、二四二	五、二六六	八二	四、五八一	二二、九四〇	一・九	六・三
山梨縣	一七、〇〇〇	—	—	五、六二	二、二二七	—	一、二六三	四、〇四二	〇・六	三・五
茨城縣	二六九、七〇〇	—	—	一、五七	一、六七	—	四	四六五	〇・一	〇・二
總數	二、二八七、五〇〇	三八一、〇九〇	五七	八三、八九九	九一、三三三	一、三九〇	一三六、五七三	六四九、六三二	一〇〇・〇	二五七・三

(内務省社會局調査)

右表に依れば一府六縣被害世帯數六十九萬四千餘世帯の内、東京府の被害實數は全數の五割七分に當り、然かも其の内五割一分は東京市に於ける被害にして神奈川縣の被害實數は全體の三割四分強に當り、内横濱市一割四分、横須賀市及郡部に於て約二割を占む。

尙之を被害狀況につき類別せむか、火災に依り全燒半燒の災害を蒙りたる世帯三十八萬千六百餘世

帯、内東京市は三十萬千餘、横濱市は六萬二千六百餘にして、燒失世帯全數の九割五分は東京市及横濱市なり、而して罹災者の總數三百四十萬四千八百九十八人中、死傷行方不明等人的災害を受けたる者は十五萬六千六百九十三人にして、右死傷者及行方不明者中住宅の全燒半燒全潰半潰流失の厄に遭遇せるもの十四萬六千七百八十人、住宅破損の厄に遭へるもの六千八百五十人、無破損なるものにして尙死傷行方不明となりたる者三千六十三人なり、而して罹災者總數の内流失以上の災害を蒙りたるもの二百六十九萬四千八百七十二人、單に破損のみにて身體に別狀なかりし者七十萬百十三人なり。

右表に依れば一府六縣被害世帯數六十九萬四千餘世帯の内、東京府の被害實數は全數の五割七分に當り、然かも其の内五割一分は東京市に於ける被害にして神奈川県被害實數は全體の三割四分強に當り、内横濱市一割四分、横須賀市及郡部に於て約二割を占む。

尙之を被害狀況につき類別せむか、火災に依り全焼半焼の災害を蒙りたる世帯三十八萬千六百餘世

帯、内東京市は三十萬千餘、横濱市は六萬二千六百餘にして、焼失世帯全數の九割五分は東京市及横濱市なり、而して罹災者の總數三百四十萬四千八百九十八人中、死傷行方不明等の災害を受けたる者は十五萬六千六百九十三人にして、右死傷者及行方不明者中住宅の全焼半焼全潰半潰流失の厄に遭遇せるもの十四萬六千七百八十人、住宅破損の厄に遭へるもの六千八百五十人、無破損なるものにして尙死傷行方不明となりたる者三千六十三人なり、而して罹災者總數の内流失以上の災害を蒙りたるもの二百六十九萬四千八百七十二人、單に破損のみにて身體に別狀なかりし者七十萬百十三人なり。其の内譯左の如し。

種別	死亡	行方不明	重傷	輕傷	無傷	無事	計
全焼	七五、八六八	二、〇七六	九、九四三	二、一五五	一、六五五、八九	一、七五、八七一	一、七五、八七一
半焼	七五	一四	二七	六	三、二四九	三、四三三	三、四三三
全潰	八、五八三	三、六七	三、八六〇	六、七三三	四、五、九五	四、五、五二四	四、五、五二四
半潰	二、四六二	一、七九	一、二五	二、八〇五	四、六、三五四	四、七、九〇六	四、七、九〇六
流失	二、三三	三三	三三	一〇三	六、七、八	七、一、四八	七、一、四八
破損	二、八〇三	三、五九	一、〇五九	二、六元	七、〇〇、一一三	七、〇六、九六三	七、〇六、九六三
無破	一、三三一	二、三六	四、四七	一、〇六七	—	三、〇六三	三、〇六三
合計	九一、三四四	一三、二七五	一六、五四四	三、五、五〇〇	三、二、四八、二〇五	三、四、四、八九八	三、四、四、八九八

(内務省社會局調査)

前表に依れば死者の八割三分は住宅全焼の厄に遭ひたるものにして、全潰による死者は約一割なり、

行方不明に於ては全焼の厄に遭へる者九割一分を占め、重傷、輕傷者にして全焼に遭へる者六割五分、全潰に遭へる者一割九分、半潰、破損流失に遭へる者約一割五分なり、之を通觀すれば、罹災者の過半が地震其のものゝ災厄よりも寧ろ地震に伴ひて起りし火災の爲の犠牲と厄難なりしことを立證するに足るべし。

次に如上の罹災者總數三百四十萬四千八百九十八人を各府縣別に見るに、罹災者の實數最も多きは東京府の百九十萬三千餘人、内東京市の罹災者百七十萬餘人、神奈川縣之に亞ぎ、罹災者百十七萬五千餘人、内横濱市の罹災者四十一萬二千餘人なり、則ち全罹災者の九割は東京府及神奈川縣に於ける遭厄にして、内東京市及横濱市のみにて六割二分の多きを占む。

死者は東京府の五萬九千五百餘人最も多く、内東京市の死者五萬八千餘人、神奈川縣の死者は二萬九千六百餘人内横濱市の死者二萬三千三百餘人なり、行方不明者一萬三千二百餘人中東京府一萬九百餘人にして内東京市一萬五百餘人を算し行方不明者總數の九割に當る、神奈川縣に於ては二千二百餘人、内横濱市千九百餘人なり。

之等の行方不明者は震災後約二箇月を経過したる十一月十五日現在の實數に依れる調査にして、恐らく其の大部分は死亡せるものと看做すを得べく、従つて之を加算すれば前記死亡者の數は夥しき數に上らむ。

府縣別	震災當日の現在人口	罹			災			破損合計
		死亡	重傷	行方不明	輕傷	全半燒全半潰流失罹災者	者	
東京府	四、〇五〇、六〇〇	五九、五三三	八、七三三	一〇、九〇四	二〇、一九九	一、五五五、七七八	二四七、九六八	一、九〇三、一三五
東京市	二、二五五、三〇〇	五九、一〇四	七、七六六	一〇、五五六	一八、三三二	一、三三三、八四九	二三、四七二	一、七〇〇、二四九

其の他	一、七八五、三〇〇	一、四八九	八九七	三〇八	一、八〇七	一七、一九九	二六、五六	二〇二、九六六
神奈川縣	一、三三九、〇〇〇	二九、六四	六、一八七	二、二四五	一三、三三六	七九、四九二	三四、一五	一、一七五、〇〇九
横濱市	四二、六〇〇	三、三六四	三、二四	一、九五	七、〇九四	三六、六二五	五〇、〇八九	四二、一四七
其の他	九三六、四〇〇	八、一三〇	三、〇七三	二九四	六、二四二	四五、八七七	二九、〇四六	七六、七六二
千葉縣	一、三三七、一〇〇	一、三七三	九八四	四七	一、一一一	九六、六二〇	四〇、九四四	一四一、〇七九

府縣別	の現在人口	死亡	重傷	行方不明	輕傷	全半燒全半潰 流失罹災者	破損	合計
東京府	四〇五〇、六〇〇	五、五九三	八、七三三	一〇、九〇四	二〇、一九九	一、五五五、七八	二四七、九八八	一、九三三、一三五
東京市	二、二五五、三〇〇	五、一〇四	七、八七六	一〇、五五六	一八、三九二	一、三八三、八九九	三三二、四七二	一、七〇〇、二四九

府縣別	の現在人口	死亡	重傷	行方不明	輕傷	全半燒全半潰 流失罹災者	破損	合計
其の他	一、七八五、三〇〇	一、四八九	八七七	三〇八	一、八〇七	一七、九一九	二六、五六	二〇二、九八六
神奈川県	一、三九〇、〇〇〇	二九、六四四	六、一八七	二、二四五	一三、三三六	七八一、四九二	三〇二、一五五	一、一七五、〇〇九
横濱市	四二二、六〇〇	二、三八四	三、二四	一、九五二	七、〇九四	三六、六二五	五〇、〇八九	四二二、一四七
其の他	九三六、四〇〇	八、一三〇	三、〇七三	二九四	六、二四二	四五、一八七	二九二、〇四六	七六二、七六二
千葉縣	一、三九七、二〇〇	一、三七三	九四	四七	一、二二	九六、六二〇	四〇、九四四	一四二、〇七九
埼玉縣	一、三三三、八〇〇	二八〇	二〇七	三六	三三四	五〇、三三二	三七、五六七	八八、七三六
静岡縣	一、六六六、三〇〇	四五〇	二八八	四二	五七七	四六、九七五	二四、五一	七、八一三
山梨縣	六〇一、〇〇〇	二〇	四八	一	四	一四、六一四	六、六七八	二二、四〇四
茨城縣	一、三九九、一〇〇	一四	二七	一	二元	二、三〇一	二五〇	二、六三三
總數	二一、七七八、〇〇〇	九二、三四四	一六、五四四	一三、二七五	三五、五六〇	二、四八八、〇九二	七〇〇、一三三	三、四〇四、八九八

(内務省社會局調査)

第二節 東京市に於ける被害

被害概況

激震一度到るや邸宅商家工場等隨所に崩壊し、加ふるに市内百有餘箇所發したる劫火は旋風の渦を巻き、眞紅の舌端其の猛威を揮ひ、凄焔天を焦すこと三日、遂に帝都の主要部は全く焦土と化し、市民悉く財を捨て僅かに身を以て難を逃れ、或は後れて焼かるゝ者、或は免れて水に溺るゝ者、忽ちにして死傷數萬と算せらる、此の時に當りて交通通信の諸機關は全く杜絶し、水道電燈瓦斯の諸設備亦壊滅し、食糧其の他の需要品盡く缺乏し、恐怖と絶望は全市民を戦慄せしめたり。今にして慘禍の跡を見るに焼失區域は牛込區を除き十四區に亘り、其の面積千四十八萬五千四百七

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

十四坪(約二方里四二五)之を全市面積二千四百八萬五千八百六十三坪に比すれば實に四割三分五厘に當り、焼失家屋延坪數五百三十三萬千七百八十九坪、震災前市内總延坪數の六割一分に相當す。

更に罹災戸數に就て之を云はむか、其の總數三十七萬四千四百二十四戸、全焼したるもの三十六萬六千二百六十二戸、半焼したるもの四十六戸、全潰三千八百八十六戸、半潰四千二百三十戸に上り、此の罹災人口百六十一萬二千餘人を數へ總人口の七割五分三厘に相當し、物質上の損害概算實に三十六億六千三百萬圓に達せり。

之を西曆一六六六年のロンドン大火に比すれば焼失面積に於て約二十倍、損害額に於て五十倍餘、又一八七一年のシカゴ大火に比すれば焼失面積に於て四倍餘、損害額に於て約十七倍、又一九〇六年のサンフランシスコ大震災に比すれば焼失面積に於て約三倍、損害額に於て七倍餘となる、眞に東西古今を通じ未だ曾て見ざるの大慘害なりしを知るべし。

(參照)

都市名	年月日(西曆)	焼失面積	損害概算額
ロンドン	一六六六年九月二日—六日	五五、〇〇〇坪	一七、三〇〇、〇〇〇円
シカゴ	一八七一年十月八日—九日	二、六〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇、〇〇〇
サンフランシスコ	一九〇六年四月十八日—二十一日	三、六八〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇、〇〇〇
東京	一九二三年九月一日—三日	一〇、四八五、〇〇〇	三、六三三、〇〇〇、〇〇〇

警視廳通告
警視廳は大正十二年九月四日左の通告を東京市民に示し、且別項の如き災害狀況に關する最初の發表をなせり。

東京市民諸子、今日の災害に就て最も必要な物資に就ては計畫圓滿に進捗し既に市民各位に對する配給は著々進行しつゝあり、此の場合最も重大なるは人心の平靜を得る事にあるを以て不逞鮮人の暴動強震の再來等の風説に惑はざるやう軍隊警察について事實を質し、平靜裡に行動せられむ事を望む。

災害狀況三日午後左の如し。

二日夜より四日曉までに火災は全管内各方面の震禍に基くものは凡て終熄し餘燼熾烈なれども危

警視廳通告

警視廳は大正十二年九月四日左の通告を東京市民に示し、且別項の如き災害状況に關する最初の發表をなせり。

東京市民諸子、今日の災害に就て最も必要なる物資に就ては計畫圓滿に進捗し既に市民各位に對する配給は著々進行しつゝあり、此の場合最も重大なるは人心の平靜を得る事にあるを以て不逞鮮人の暴動強震の再來等の風説に惑はざるやう軍隊警察について事實を質し、平靜裡に行動せられむ事を望む。

災害状況三日午後左の如し。

二日夜より四日曉までに火災は全管内各方面の震禍に基くものは凡て終熄し餘燼熾烈なれども危険界を脱せるを認む、各方面とも避難民の救護收容に努めつゝあり、龜戸署内死體發見四十九、負傷者三千二百人位其他小學校に收容し又は糧食を給し救済を加へたる者一萬二千餘人、罹災者は龜戸町大島町砂村吾嬬町などに引揚げたるもの凡そ十萬人の見込。

一、小松川署管内倒潰家屋四百五十、内百五十戸全潰、他は半潰、死者十八名、負傷者五名其他市街より避難し來りたる重輕傷者凡そ五百名火災はなし。

一、三田署管内本所深川方面の罹災者は凡そ二千名一團となりて芝浦に避難し居れり。

一、本所日本橋京橋神田淺草各區は殆ど全滅し、牛込下谷小石川本郷芝麴町方面は火災の爲半ば焼失其他各區内は火災の被害大ならず。

一、七軒署管内榮久町より發火せるもの及南元町署管内北部坂本署管内より起れる火災は二日午後十時三十分迄に警察の廳舎初め全管内大小建物を燒盡し避難民は主として上野へ向ひつゝあり。

一、三田署管内避難者全部飢を訴へつゝあり。

一、東京灣は横濱横須賀の重油タンク爆發せる爲黒海と化し其の有様全く從來と異り燈臺は倒潰す。又永田東京市長は九月十一日の大詔を拜するや深く感泣し、十五日夕左の告諭を發して市民の奮

起を促したり。

市長告諭

東京市長告諭第一號

本市今回ノ凶災ハ、大地震ニ加フルニ大火ヲ以テシ、延焼十四區ニ亙リ、四十一萬一千餘戸ヲ燒毀シ、百五十四萬七千餘ノ罹災者及十數萬ノ死傷ヲ出シ、本市面積ノ約五割ヲ焦土ニ歸セシメタリ。忝クモ 天皇陛下ニハ深ク災殃ヲ 御軫念アラセラレ、内帑ヲ發シテ贍救シ有司ニ命シテ濟恤惠撫到ラサル所無カラシメ、更ニ大詔ヲ下シテ人心趨向ノ準規ヲ示シ、臨機果斷以テ非常ノ秋ニ處シ、緩急愆ラス以テ善後ノ措置ヲ舉ケ、獨リ帝都ノ舊態ヲ回復スルニ止ラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ、以テ巷衢ノ面目ヲ新ニスルコトヲ望マセラレ、特殊機關ノ設定ヲ命シ、籌畫經營萬遺算無キヲ期セシメラル、輦下ノ臣民タル者誰カ恐懼感激セサランヤ。

不肖市長ノ任ニ膺リ災害措置ノ重責ニ直面シ、外名譽職員ノ犠牲的奉仕ニ倚リ、内部下全員必死的活動ニ俟チ方ニ施設ノ漏遺無キヲ勉ム、幸ニ舉國官民ノ齊シク起チテ救援應護ヲ咨マサル有リ、之カ爲食糧其ノ他ノ諸材料皆缺乏ヲ訴フルニ至ラス人心日ニ安定シ、凡百ノ設備今ヤ將ニ次ヲ以テ其ノ緒ニ就カントス、是レ本職ノ竊カニ欣フ所ナリ、然レトモ振古未曾有ノ慘害ニ遭フ之カ復興ノ業ニ至リテハ決シテ容易ナラス 聖旨ヲ奉體シ鞠躬盡力事ニ當ルト雖猶且及ハサランコトヲ恐ル、市民諸子亦共ニ天殃ヲ戒畏シ、節制アル行動ヲ採リ、秩序安寧ヲ確保シ、一面ニハ自重自信シテ大市民ノ意氣ヲ失ハス、絶大ノ覺悟ヲ以テ奮然興起シ、自治的精神ヲ發揮シテ公私一致能ク此ノ事業ヲ完成シ、之ヲ後昆ニ垂レ、以テ上優渥ナル 聖旨ニ副ヒ奉ランコト寔ニ本職ノ切望シテ已マサル所ナリ。

大正十二年九月十五日

東京市長 永田 秀次郎

市長の追憶

大正十三年九月一日震災一週年記念日に於ける永田東京市長の追想談左の如し。

(東京市編纂十一時五十八分抄録)

(前 略)

ヤア大變な地震だ!

私はさう云つて部屋の天井を見た、其の中央の天井には大きな電燈を包んだ艶消のガラスの鍋様のものが三尺ばかり吊されてある、平素は動くものゝ様に思つて居なかつたものが俄かに左右に動搖を始めて、今にも打落されさうに見える、松尾君も驚いて振返つてそれを見た。

「その電燈があぶないから此方へ寄つて居給へ」

大正十二年九月十五日

東京市長 永田秀次郎

市長の追憶

大正十三年九月一日震災一週年記念日に於ける永田東京市長の追想談左の如し。

(東京市編纂十一時五十八分抄録)

(前略)

ヤア大變な地震だ!

私はさう云つて部屋の天井を見た、其の中央の天井には大きな電燈を包んだ艶消のガラスの鍋様のものが三尺ばかり吊されてある、平素は動くものゝ様に思つて居なかつたものが俄かに左右に動搖を始めて、今にも打落されさうに見える、松尾君も驚いて振返つてそれを見た。

「その電燈があぶないから此方へ寄つて居給へ」

私は斯く言ひ乍ら尙も椅子に掛けた儘にして居た。

すると俄かに隣の部屋々々が大騒ぎを初めたらしく隣室の馬渡助役が飛んで来て、

「大變な地震ですな!」

と言つて立止つて居ると、續いて十時内記課長も来て、

「危いから早く外へお出になつたらいゝでせう」

と叫んだ、私は其時も左迄の地震とは思はなかつたので、

「ナアニ大丈夫だよ、又水道がやられたらう、震源地は何處か訊いて見給へ」

と云つた、私は三年前の秋の小さな地震にでも水道の水路が破壊して苦い經驗を嘗めて居たから、地震といへば直ぐに水道を心配するやうになつて居る。

地震は引續き起つて居るので多くの者は水道などの心配どころでは無いと見えて、右往左往に飛廻つて居る。

私も亦初めて椅子を離れて窓の外を見た。

市長室と相對して居る木造の二階からは多くの吏員が流れ出るやうに飛出して居る。

正面の廣場には瞬く間に大變な人だかりである。

激震が漸く止んだ、あたりは一寸静かである。

私が窓の外を見た間に私の部屋には誰も居なくなつた、すると内記課長であらうか、又飛んできて二階には誰も

居ないから早く下へ降りなさいと注意して行つた、私は實際それ程自分には危険だとは思はない、別に故らに落着拂つて居た譯では無い、併し若し自分が地震で死ぬ運命を持つて居るならば市長室で死んだ方が氣が利いて居ると云ふ心持も多少はあつた、そして又何となく自分は決してこれ程の地震で死ぬやうな薄運の身では無いと云ふ氣持が強く頭の中に宿つて居た、併し多くの人に餘りに心配かけても仕方がない、又自分獨り二階にボンヤリして居ても仕方がない。私は詮方なく市長室を出た。

廊下の天井を見ると少し許り龜裂が見える、内記課の部屋には重ね戸棚が打倒れて居る、私は靜かに歩んで玄關上の石段の所まで來た、すると太田道灌と徳川家康の銅像が二つながら平然として立つて居る、少しも動いては居ない、私はこれを見た瞬間に何となく一種の敵愾心が起つた。

「何だ、此の二人が平氣で居るのにおれが狼狽するでもあるまい」

私は何となく自らを嘲る様な氣がして暫く石段の上に立止つて見たが、何うしても階段を降りる氣がしない、そして更に左の方の廊下へ廻つた、其所には勿論誰も居ない。

各部屋は皆扉を打開けた儘である。

火の用心が悪からうと思つて湯沸しの火鉢を見たが水をかけて完全に消してある。

私は參事會室や庶務課室の前を廻つて再び市長室へ這入つて來た、そして又元の椅子に腰をかけた。

電燈は尙少し動揺して居る、柱時計は勿論止つてゐる、書物棚は倒れて居ない、私が椅子に腰かけると間もなく第三の激震が起つた、これが第三の激震と云ふのか否かは知らぬが私の感じでは第一と第二の激震が引續いて起つて、第三の激震は時間では二三分も経つた頃に起つた様に思ふ、この第三の激震は水平動で相當に永かつた様だが、例の「揺返し」だらうと思つて別に氣にせなかつた。

其の激震が一しきり止んだと思つた頃誰かの足音が聞えた、すると近藤主事が顔を出した。

私は直ぐに又、

「水道はどうか、まだわからぬか」

と訊ねた。

「水道課長は今朝から淀橋の方へ行つて居ますが電話が通じないから様子がわかりませんので……」と云ふ。

「震源地は何處か、海瀟が無いが、中央氣象臺に聞かせて見よ、それから市中の模様は何うか」と訊いたが状況はまだ知れなかつた。

(中略)

第一震源地は何處であるか、若し之が關西の方が震源地でもあつたら日本は丸で闇である。次に若し引續き海瀟が起るものならば、本所深川などは全滅せねばなるまい。

其の激震が一しきり止んだと思つた頃誰かの足音が聞えた、すると近藤主事が顔を出した。私は直ぐに又、

「水道はどうか、まだわからぬか」と訊ねた。

「水道課長は今朝から淀橋の方へ行つて居ますが電話が通じないから様子がわかりませんので……」と云ふ。

「震源地は何處か、海瀟が無いが、中央氣象臺に聞かせて見よ、それから市中の模様はどうか」と訊いたが状況はまだ知れなかつた。

(中略)

第一震源地は何處であるか、若し之が關西の方が震源地でもあつたら日本は丸で闇である。

次に若し引續き海瀟が起るものならば、本所深川などは全滅せねばなるまい。

それから必ず火災が起るであらう、食糧の事も考へねばなるまい。

斯様に次から次と考へて見るとなかく心配である、私は之は最悪の場合を考へなくてはならぬと此の時初めて電氣に打たれたかの如くに刺戟を感じた、そして確かに市長として一大覺悟を要する秋が來たと自覺した。

間もなく中央氣象臺から報告があつた、震源地は大島方面で是以上の大震はない、又海瀟の心配も無いとの事である。先づ之で大安心だ、關東だけの問題なら問題は餘程小さくなつた譯である、取敢えず此の事を市役所前に揭示して各方面にも自動車で宣傳する事とした。

次に水道が氣になつて仕方がないが淀橋方面へ行つた者の報告が中々に來ない、三年前の震災の時には玉川の舊水路を修復して之にポンプを据付け貯水池に水を入れる装置をして置いたから幾分か安心はして居たものゝ、地震の程度が激しいから心配でならない。

次には火災の心配である。水道が斷水した上に火災が起つては全く仕末が悪い、併し幸にして眞晝中の事であるから火災も餘り起るまいと自ら慰めて居た、次は食糧の問題であるが、深川の倉庫は無事であるか否か、江東へ出た自動車は途中で引返して來て全く消息がわからぬ、そこで一面又陸軍の方へ貯藏米の有無を問合せるとした、是等の報告を得たり又問題を腦裡に浮べたりした時間は激震後三四十分乃至一時間位であつたらうかと思ふ、時計は持つて居たが全く時間を見ると云ふ事を失念して居た、私はこの混雜では到底屋内に居ては仕事が間に合はぬと覺悟して遂に廣庭に降りて行つた。

今朝来の雨は十時頃には全く晴れて蒸暑く堪え難い、午後の日光が遠慮なく我頭上に照りつけて中々暑苦しい。私は廣庭の真中に椅子を持出して腰を掛けた、餘震が起る毎に正面の高塔を見上げると烈しく左右に動揺してゐる、成程これでは怖いと云つて騒ぐのも無理は無いと思つた、其の内に市中の情報が刻々に集まて来る。

今御苑の帝室林野局が發火してゐる、日比谷公園前の三角島の様になつた一角が今焼けてゐる、など云ふ報告が刻々にやつて来る、すると此處からも彼處からも火災があると云ひ出した、私は此の時に初めて此の場合服装などは云つて居られぬ、兎に角宮中に御機嫌を奉伺して來ねばなるまいと思つて自動車を走らせた、自動車に乗つて初めて懐中時計を出して見た、それは一時五十分であつた、馬場先門を入ると林野管理局は尙盛んに燃えてゐる、日比谷方面にも濛々と黒烟が立つてゐる、宮中では東車寄の廣庭に御帳面が出てゐる、披いて見ると各大臣の名前が今しがた參内したと見えて連記されてゐる、宮内省の方へ廻つて見ると庭先に机を出して小原男爵や大谷書記官が臨機の指揮をしてゐる、承ると兩陛下には唯今日光に居られる、攝政宮殿下は赤坂離宮に居られて御無事であられる、御殿の方は少しも損害は無いが宮内省は破壊が烈しくて危険で屋内には居られないとの事であつた、門外に出ると早くも無数の避難者が銀座通から市役所前を過ぎて宮城前に雲集し始めて居る。私は市役所に歸ると取敢えず廣庭にテントを張つて事務を執る事とした、市役所には非常災害規程と云ふものがある。

差當り此の規程によつて部署を定め本式に組織を立てなければならぬ、先づ馬渡助役を總務部長とし、田島助役を工務部長とし、吉田助役を救護部長とし事務の分擔を定めた、生憎田島助役は九州に歸省中であるので丹羽局長が代理する事となつた、是等の方針が略定つたのは午後二時頃から三時頃迄であつたらうと思ふ。それから先は刻一刻と避難者が押寄せて來て市役所前は追々と身動きのならぬ様になつて來た、私は到底此の混雜の狀況を一々に記憶して居られぬ、併し乍ら三時頃から先に起つた事で斷片的に心に残つて居る事を思ひ出して見ると

一、午後三時頃から先は市役所前に來る群集を「宮城前へ」と云つて吏員が指揮して居たが、七時頃となつた時はあの廣大な廣場も人や荷物で埋れたから更に、「山ノ手の方へ」と云つて指揮した事

二、四時頃内務大臣の官邸に行つて關西に救援を求むる事や、糧食の事や、治安維持上の事を相談した事

三、暮方となつて負傷者、火傷者が澤山に市役所内に擔ぎこまれ、黒焦げとなつた人を荒席の上に臥かしたまゝで十分の手當も出來なかつたので、何時の間にか死んでしまつた人もあつた事

四、市役所の庭で妊婦が産氣付いたと云つて騒いだ事

五、市役所は警視廳や帝劇の火災の後などに屢々危険に瀕し、警視廳からは三度迄立退を勸告して來た事

六、午後九時頃電氣局の三階が焼落ちたが幸に道路局の方へ飛火しなかつた爲に、午後十時には初めて市役所の

絶對安全といふ確信を得てホット一息した事

雑の状況を一々に記憶して居らぬ、併し乍ら三時頃から先に起つた事で断片的に心に残つて居る事を思ひ出して見ると

一、午後三時頃から先は市役所前に来る群集を「宮城前へ」と云つて吏員が指揮して居たが、七時頃となつた時はあの廣大な廣場も人や荷物で埋れたから更に、「山ノ手の方へ」と云つて指揮した事

二、四時頃内務大臣の官邸に行つて關西に救援を求むる事や、糧食の事や、治安維持上の事を相談した事

三、暮方となつて負傷者、火傷者が澤山に市役所内に擔ぎこまれ、黒焦げとなつた人を荒蕪の上に臥かしたままで十分の手當も出来なかつたので、何時の間にか死んでしまつた人もあつた事

四、市役所の庭で妊婦が産氣付いたと云つて騒いだ事

五、市役所は警視廳や帝劇の火災の後などに屢々危険に瀕し、警視廳からは三度迄立退を勸告してきた事

六、午後九時頃電氣局の三階が焼落ちたが幸に道路局の方へ飛火しなかつた爲に、午後十時には初めて市役所の絶對安全といふ確信を得てホット一息した事

七、暮方になつて初めて握飯一つを食つたが、之はまだ玄米でなかつた事

八、暗くなつて電燈がつかぬので蠟燭に困つた事

九、水道の水路には大きな損害が無かつたが、肝腎のポンプが電氣の動力が無くなつた爲に、折角の設備も全く役に立たなかつた事

十、翌朝の午前五時頃となつて深川區長が来て、倉庫も陸軍の糧秣廠も丸焼けとなつたと聞いた時眞に愕然として色を失した事

十一、テントの中に徹夜して翌朝早々糧食問題に奔走した事

斯くして九月一日の夜は大混亂の裡に譯もなく明けて行つた、電燈も瓦斯も水道も電信も、それから交通機關も凡ゆる機關が止つた時に活動する苦痛と困難とは到底當時の考では想像が出来ぬ、唯此の間に於て私は實に嬉しく感じた事は慥かに市吏員は善く働いて呉れたと思ふ、それから宮城前や市役所前に集つた市民は實際沈着で、互ひに相扶け合つてゐた様子が如何にも心丈夫に思はれた。

私は勿論震災後の火災を豫想して居た、併し乍ら斯かる慘澹たる結果を來すとは全く夢にも思はなかつた、私は夜に入つて屢々二階に来て市中の火災を遠望した、私は深夜唯獨り市長室の窓から東西南北の濛々たる火焰を望見し、又瀕々として起る何とも知れぬ爆聲を耳にし、東洋第一の殷盛なる首都が一夜にして焦土と化し去る悲愴極りなき光景に對して眞に撫然として長嘆せざるを得なかつた、況んや市長としての重大なる

第一章 關東大震災の概観及其の被害

責任——殆ど途方に暮るゝ程の此の空前の災厄に直面して如何にして其の職責を盡すべきかに想倒して實に感慨無量であつた。

(以上)

大火災

震災と共に市内水道鐵管は隨所に破壊し、水路杜絶して、消防の用を爲さざるのみならず、殆ど時を同じうして火災各區に起り交通又不能に陥り、警官、消防隊は奔命に疲れ全く手の下しやうもなく、震火に脅かされたる市民は避難に急にして消火の違なく、火は燃焼するに委せ、風速爲に加はり旋風吹き狂ひ、遂に帝都大部分の繁榮區域を焼失せしめたり。

勿論之等火災の猛烈なりしは直接震災に基因するものなりと雖、又遭難者の過失と不注意によるもの必ずしも少しとせず、時恰も晝餐の時刻にして、臺所に使用中の瓦斯を放置せると、地下埋設の瓦斯管の爆發せるとは火災の一大原因なるべく、又一方工業藥品銃砲火藥染料等の自然發火及化學的物理的發火と爆發によるもの尠からず、況んや民家概ね木造にして耐震防火の設備あるもの少く、又如何ともすべからざりしなり。

尙當時の火災に於て木造家屋の焼失中、その溫度は攝氏七百五十度に昇騰して眞鍮を焼き、銀を軟化せしむるの熱度を有し、尙洋風建築の煉瓦又は石造のものは熔鑛爐に似たる作用を爲し、更に百度乃至二百度の高度を加へたり、されば火災現場より七間半を距て、尙三百度を示し、容易に木材を燃焼せしめ、二十五間を距て、四十度、數丁距て、三十二度を示したり。

失火場所と原因

麴町區

發火時間

場

所

原因

一日午後零時一分

麴町中六番町明治藥學專門學校

藥品

同 二分

元園町麴町高等小學校

藥品

同 三分

富士見町五日本齒科醫學專門學校

藥品

同 同

有樂町一丁目一色活版所附近

不明

同 同

日比谷公園内松本樓

七輪の火

同 同

大手町東京瓦斯電氣工業會社

不明

同 五分

有樂町東京電燈會社

同

同 八分

元千代田町帝室林野管理局

同

京橋區

麴町區	發火時間	場所	原因
同	一日午後零時一分	麴町中六番町明治藥學專門學校	藥品
同	二分	元園町麴町高等小學校	藥品

京橋區	發火時間	場所	原因
同	三分	富士見町五一日本齒科醫學專門學校	藥品
同	同	有樂町一丁目一色活版所附近	不明
同	同	日比谷公園內松本樓	七輪の火
同	同	大手町東京瓦斯電氣工業會社	不明
同	五分	有樂町東京電燈會社	不明
同	八分	元千代田町帝室林野管理局	不明

芝區	發火時間	場所	原因
同	一日午後零時三分	岡崎町一丁目	不明
同	同	銀座芝浦モータール會社	不明
同	同	月島西仲通三丁目	不明
同	四分	靈岸島鹽町	不明
同	同	築地一丁目方面	不明
同	同	南小田原町海軍造兵廠	不明
同	五時	南新堀町一丁目	不明
同	同	山下町方面	不明
同	同	加賀町方面	不明
同	同	月島西仲通四丁目	不明

芝區	發火時間	場所	原因
同	一日午前十一時五十九分	愛宕町慈惠院醫科大學藥局	藥品
同	同	櫻田本郷町九靴店	不明

第一章 關東大震火災の概觀及其の被害



同 同 同 同
 午 後 一 時

元 町 方 面
 春 木 町 三 ノ 一 二 水 野 藥 局
 同 圖 書 館
 同 大 學 理 化 學 教 室

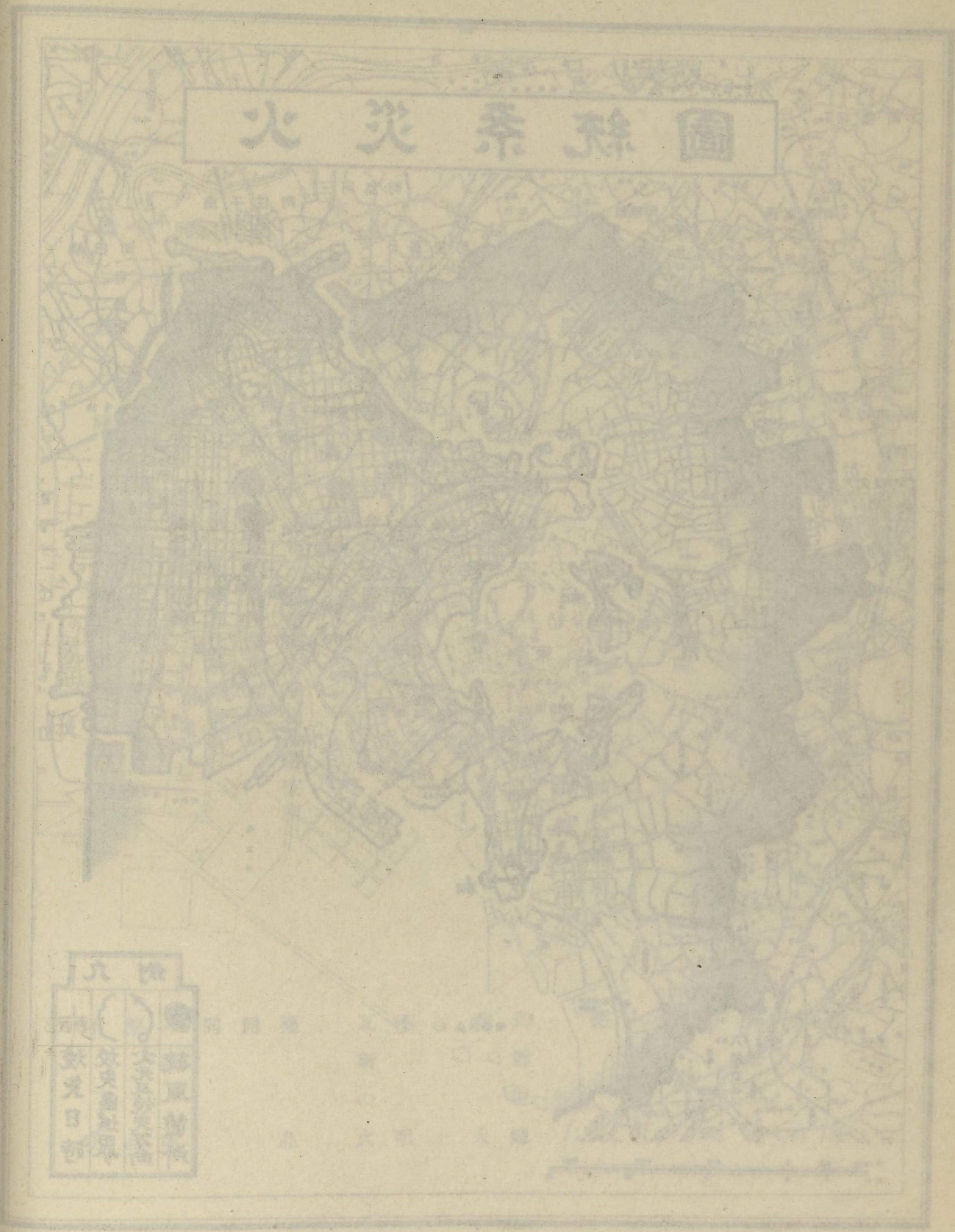
例 凡

⊙	↪	}	
旋風箇所	火元及燒失方向	燒失區域界	燒失日時

不 藥 不 同

明 品 明

圖 縣 茶 災 火



同 午後十一時廿分

小石川區

一日午前十一時五十八分

同

同 零時三分

下谷區

一日午後零時十分

順天堂病院

大塚町專修高等女學校

音羽町九丁目

砲兵工廠方面

二長町五〇

藥品

不明品

藥品

藥品

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

同 新吉原京町一ノ一六

同 三十分 須賀町一七

同 今戸町八

本所區

一日正午 德右衛門町四五

同 柳原一ノ二〇

同 太平町方面

同 押上町方面

同 荒井町方面

同 菊川町一丁目方面

同 太平町一丁目方面

同 若宮町三五

同 横川町八四

同 八軒町方面

同 向島須崎町二四〇

深川區

一日正午 安宅町二六

同 東大工町方面

同 西平井町一九七

飛火

同

不明

同

同

同

同

同

不明

同

同 西平井町四五

同 辨天町一ノ一〇

同 二ノ二〇

同 猿江裏町五二

同 西森下町方面

同

同

同

同

四谷區

第一章 關東大震火災の概観及其の被害

三四

小石川	一本八六、七〇二	一三三、九六六	一、七四、七六	六・五
本郷	一、五六、〇〇〇	二六七、八〇〇	一、二九八、二〇〇	一七・一
下谷	一、四三、九三四	七二、二三三	七三、八〇一	四九・九
浅草	一、四五九、〇二七	一、四三二、九六七	二六、〇六〇	九六・二
本所	一、七六二、三五七	一、六四七、七六	二四、六三二	九三・五
深川	二、三四、六〇四	二、〇五、五二二	一九、〇八三	八七・一
合計	二四、〇八五、八六三	一〇、四八五、四四四	一三、六〇〇、三八九	四三・五

備考 小區域の焼失地は之を省略せり。

(市調査課調査)

焼失町數 之を各區に於ける焼失町數に就て見るに、東京市十五區の町數千四百七十九箇町(河岸地は町名にあ
らざるも假に町數に算入す)にして、内焼失したるもの千五箇町(一部焼失を含む)に及べり。
其の内譯左の如し。

麴町	四〇箇町	焼失町數
神田	一三〇	
日本橋	一四〇	
京橋	二〇七	
芝橋	六二	
麻布	一	

赤坂	一五
四谷	三
半田	一
小石川	五
本郷	二六
下谷	四九



第一章 關東大震火災の概観及其の被害

一番地至一五番地(自一七番地至三七番地) 平河町五丁目(一二番地自二五番地至三七番地) 飯田町一丁目自一番地至一五番地) 有樂町一丁目(三番地自四番地至五番地) 同町二丁目二番地、同町三丁目一番地、内幸町一丁目三番地、永樂町一丁目一番地、同二丁目二番地の一部、錢瓶町全部、元衛町一番地の一部、大手町一丁目全部、大手町二丁目一部、

神田區

表神保町、一ツ橋通町、錦町自一丁目至三丁目、美土代町自一丁目至四丁目、三河町自一丁目至四丁目、雄子町、佐柄木町、連雀町、多町一丁目二丁目、關口町、新銀町、松下町、皆川町、上白壁町、鎌倉町、千代田町、西今川町、永富町、旭町、蠟燭町、堅大工町、下白壁町、新石町、塗師町、南乗物町、北乗物町、鍛冶町、鍋町、通新石町、須田町、小柳町、平永町、元柳原町、柳町、黒門町、松田町、紺屋町、東紺屋町、富山町、東松下町、西福田町、美倉町、鎌倉河岸、柳原河岸の内和泉橋以西、今川小路一二三丁目、西小川町一二丁目、三崎町一二三丁目、三崎河岸、北神保町、南神保町、通神保町、中猿樂町、表猿樂町、猿樂町一二三丁目、裏猿樂町、小川町、淡路町一二丁目、北甲賀町、南甲賀町、東紅梅町、西紅梅町、紅梅河岸、駿河臺鈴木町、駿河臺袋町、花房町、松住町、花田町、宮本町、同朋町、末廣町、山本町、松富町、榮町、元佐久間町、龜住町、五軒町、金澤町、田代町、豊島町、富松町、岩本町、東龍閑町、大和町、餌鳥町、元久右衛門町、八名川町、材木町、松枝町、元岩井町、東福田町、東今川町、旅籠町一二三丁目、久右衛門町、江川町、橋本町一二三丁目、臺所町、仲町一二丁目、相生町、花岡町、岩井河岸、柳原河岸自一〇號至二〇號自二二號至二四號) 昌平河岸自一號至二六號及二八號) 佐久間河岸自一號至四三號) 鞍地河岸自一號至三號自六號至一一號) 佐久間町一丁目自一番地至一八番地) 松永町(自一二番地至三〇番地)

日本橋區

小網町二四丁目、小網仲町、蠣殻町一二三丁目、松島町、新葎町、芳町、住吉町、浪花町、新和泉町、長谷川町、富澤町、高砂町、中洲町、菖蒲河岸、濱町一二三丁目、久松町、村松町、若松町、橋町一二三四丁目、通鹽町、馬喰町自一丁目至四丁目、矢ノ倉町、藥研堀町、米澤町一二三丁目、吉川町、新柳町、元柳町、横山町一二三丁目、柳原河岸、鍛河岸、西綠河岸、東綠河岸、本銀町一二三四丁目、本石町一二三四丁目、鐵砲町、大傳馬鹽町、

大傳馬町一二丁目、小傳馬町一二三丁目、小傳馬上町、龜井町、彌生町、元濱町、通旅籠町、通油町、田所町、堀留町自一丁目至三丁目、東萬河岸、西萬河岸、新材木町、新乗物町、堺町、岩代町、芳町(自一番地至一三番地内六番地を除く) 新葎町(自一番地至四番地) 小網町一丁目、末廣河岸、堀江町一二三四丁目、小舟町一二三丁目、小舟河岸、米河岸、魚河岸、本船町、安針町、長濱町、本小田原町、伊勢町、瀬戸物町、岩附町、本町自一丁目至四丁目、十軒店町、室町一二三丁目、品川裏河岸、品川町、北鞘町、本兩替町、駿河町、本革屋町、金澤町、綠河岸、本材河岸、本材木町、元四日市河岸、元四日市町、通一丁目より四丁目迄、萬町、青物町、平松町、佐内町、川瀬石町、新右衛門町、西河岸町、西河岸、城邊河岸、吳服町、元大工町、數寄屋町、輪物町、上楨町、

小網町二丁目、小網仲町、蠣殻町一・二・三丁目、松島町、新葎町、芳町、住吉町、浪花町、新和泉町、長谷川町
富澤町、高砂町、中洲町、菖蒲河岸、濱町一・二・三丁目、久松町、村松町、若松町、橋町一・二・三・四丁目、通鹽町、
馬喰町自一丁目至四丁目、矢ノ倉町、藥研堀町、米澤町一・二・三丁目、吉川町、新柳町、元柳町、横山町一・二・三丁
目、柳原河岸、鰐河岸、西綠河岸、東綠河岸、本銀町一・二・三・四丁目、本石町一・二・三・四丁目、鐵砲町、大傳馬鹽町、

大傳馬町一・二丁目、小傳馬町一・二・三丁目、小傳馬上町、龜井町、彌生町、元濱町、通旅籠町、通油町、田所町、
堀留町自一丁目至三丁目、東萬河岸、西萬河岸、新材木町、新乗物町、堺町、岩代町、芳町自一番地至一三番地
内六番地を除く、新葎町自一番地至四番地、小網町一丁目、末廣河岸、堀江町一・二・三・四丁目、小舟町一・二・三丁目、
小舟河岸、米河岸、魚河岸、本船町、安針町、長濱町、本小田原町、伊勢町、瀬戸物町、岩附町、本町自一丁目
至四丁目、十軒店町、室町一・二・三丁目、品川裏河岸、品川町、北鞘町、本兩替町、駿河町、本草屋町、金澤町、
綠河岸、本材河岸、本材木町、元四日市河岸、元四日市町、通一丁目より四丁目迄、萬町、青物町、平松町、佐
内町、川瀬石町、新右衛門町、西河岸町、西河岸、城邊河岸、吳服町、元大工町、數寄屋町、檜物町、上槇町、
箔屋町、樽正町、下槇町、三代町、楓河岸、北島町、龜島町、坂本町、南茅場町、兜町、茅場河岸、小網町三丁
目、四丁目自五番地至九番地、鰐河岸自一號地至三五號地、龜島河岸、行徳河岸、蠣殻町一丁目四番地全部、同二
丁目自一番地至七番地(東京モスリン會社のみ燒殘)

京橋區

西紺屋町、惣十郎町、南小田原町一・二・三・四丁目、東豐玉河岸、新肴町、瀧山町、南飯田町、西豐玉河岸、彌左衛
門町、竹川町、上柳原町、蜷屋町、南佐柄木町、南本郷町、南櫻川河岸、銀座三・四丁目、山城町、新富
町自一丁目至七丁目、新富河岸、三十間堀一・二・三丁目、山下町、南八丁堀一・二・三丁目、湊河岸、出雲町、南鍋町
一・二丁目、入舟町自一丁目至六丁目、船杉河岸、南金六町、元數寄屋町一・二・三・四丁目、明石河岸、日吉町、尾張
町一・二丁目、新湊町自一丁目至五丁目、南飯田河岸、丸屋町、木挽町自一丁目至十丁目、本湊町、小田原河岸、
八官町、采女町、船杉町、加賀町、築地一・二・三・四丁目、明石町、銀座一丁目、南水谷町、白魚河岸、金六町、銀
座二丁目、南紺屋町、弓町、南鍛冶町、五郎兵衛町、南傳馬町三丁目、疊町、北紺屋町、大根河岸、南大工町、
桶町、南槇町、北槇町、南傳馬町一・二丁目、中橋廣小路、中橋和泉町、大鋸町、本材木町三丁目、本材木町河岸、
南鞘町、松川町、松屋町、楓河岸、岡崎町一・二丁目、松屋町三丁目、高代町、本八丁堀一丁目、北櫻河岸、龜島
河岸、八丁堀仲町、日比谷河岸、永島町、靈岸島町、長崎町一・二丁目、川口町、東湊町一丁目、銀町一丁目、越
前堀一丁目、將監河岸、四日市町、南新川河岸、北新川河岸、大川端町、稻荷河岸、南新堀二丁目、鹽町、南新

第一章 關東大震災の概観及其の被害

堀河岸、南新堀一丁目、富島町、新船町、元島町、長澤町、幸町、本八丁堀四丁目、北櫻河岸、日比谷町、柳町、具足町、炭町、竹河岸、鈴木町、因幡町、常盤町、佃島一部、新佃島東町一丁目、新佃島西町一丁目(一九番地及二〇番地を除く)、新佃島西町二丁目(二五・二六番地を除く)、同町三丁目、月島通自一丁目至十一丁目、月島東伸通自一丁目至十一丁目、月島東河岸通自一丁目至十一丁目、月島西伸通自一丁目至十一丁目(六丁目八番地を除く)、月島西河岸通自一丁目至十一丁目六丁目七番地及八番地を除く) 月島三號地の一部

芝 區

愛宕下町自一丁目至四丁目、愛宕町自一丁目至三丁目、露月町、柴井町、宇田川横町、宇田川町、七軒町、宮本町、新網町、土手跡町、汐留町一丁目、新錢座町、神明町、濱松町自一丁目至四丁目、三島町、湊町、濱崎町、中門前町自一丁目至三丁目、片門前町一丁目、芝口河岸、芝口一・二・三丁目、二葉町、日蔭町一・二丁目、源助町、烏森町、新幸町、兼房町、南佐久間町一・二丁目、本郷町、伏見町、太左衛門町、備前町、久保町、善右衛門町、鍛冶町、和泉町、田村町、西久保明舟町、西久保櫻川町、同廣町、金杉河岸一號地全部、金杉一丁目二丁目、金杉川口町、金杉新濱町、金杉濱町、新堀町一・二・四・五番地の一部、金杉三丁目(一番地及自一五番地至三七番地)金杉四丁目(自一五番地至二〇番地各一部自二一番地至四一番地全部) 日ノ出町(自一番地至四番地六番地五番地及八番地の一部) 新堀町(自三番地至一〇番地一一番地の一部) 高輪御所

麻 布 區

市兵衛町一丁目(内一番地)同一七番地同一八番地の一部

赤 坂 區

新町一丁目一部、同二・三丁目、田町一丁目一部、同二・三・四・五・六・七丁目、溜池町、福吉町一部、榎坂町、靈南坂、葵町(東伏見宮邸のみ残る)

四 谷 區

旭町(自一番地至一〇番地自六〇番地至六三番地五六番地) 新宿三丁目(自一番地至五三番地自六〇番地至六九番地七二番地)

牛 込 區

陸軍士官學校内一部焼失、山吹町一丁目七七番地一戸半焼

小 石 川 區

新諏訪町全部、訪諏町(自一番地至四八番地自五〇至五六番地) 大和町(二・三・四・一五・一六番地) 江戸川町(自一番地至五番地自二七番地至二九番地) 市兵衛河岸八號地、櫻木町(二・五・六番地) 音羽町九丁目(一・二・一八・一九番地)

本 郷 區

春木町一丁目全部、春木町二丁目的一部、春木町三丁目的一部、金助町、本郷一丁目、本郷二丁目的一部、本郷

新町一丁目一部、同二三丁目、田町一丁目一部、同二三・四・五・六・七丁目、溜池町、福吉町一部、榎坂町、靈南坂、葵町(東伏見宮邸のみ残る)

四 谷 區

旭町自一番地至一〇番地自六〇番地至六三番地五六番地) 新宿三丁目自一番地至五三番地自六〇番地至六九番地七二番地)

牛 込 區

陸軍士官學校内一部焼失、山吹町一丁目七七番地一戸半焼

小 石 川 區

新諏訪町全部、訪諏町自一番地至四八番地自五〇至五六番地) 大和町(二三・四一・五一・六番地) 江戸川町自一番地至五番地自二七番地至二九番地) 市兵衛河岸八號地、櫻木町(二五六番地) 音羽町九丁目(二二一八・一九番地)

本 郷 區

春木町一丁目全部、春木町二丁目的一部、春木町三丁目的一部、金助町、本郷一丁目、本郷二丁目的一部、本郷三丁目的一部、自湯島一丁目至同六丁目、東竹町(一戸残) 西竹町、元町一二丁目、弓町一丁目一部、三組町、新花町、妻戀町、天神町一三丁目、同二丁目的一部、切通坂町一部、梅園町一部

下 谷 區

上車坂町、山下町、北稻荷町、南稻荷町、西町、竹町、二長町、練塀町、長者町、仲御徒町、車坂町、下谷町、五條町、三橋町、上野町、廣小路町、同朋町、東黒門町、西黒門町、東大門町、南大門町、北大門町、坂町、數寄屋町、元黒門町、仲町、御徒町一丁目(六九七〇番地) 龍泉寺町、新坂本町、山伏町、下車坂町、萬年町、金杉下町(九二一〇三一〇四番地燒殘) 三ノ輪町(自三〇番地至四七番地自七五番地至八二番地一〇二一〇〇一〇四一〇六・九九八八九三九四九五九六番地燒殘) 入谷町自一番地至四一二番地(一五五五四五五六二より九六迄燒殘) 金杉上町自一番地至一〇三番地自三九番地至五八番地燒殘) 豊住町自一番地至五九番地(三五番地より五九番地迄燒殘) 坂本町四丁目自一〇番地至二〇番地善養寺空地、坂本裏町自一番地至六番地を除く外全焼、箆筒町自一番地至一〇番地を除く外全焼、櫻木町自一番地至六番地を除く外全焼、上根岸町自一番地至一三一番地を除く外全焼、中根岸町(自一番地至一二番地を除く) 下根岸町(一〇二一〇六一〇七一〇八番地)

淺 草 區

象潟町、千束町一二三丁目、田町一丁目、馬道町自一丁目至八丁目、聖天町、聖天横町、山ノ宿町、山川町、金龍山瓦町、新谷町、芝崎町、東仲町、西仲町、北仲町、淺草公園地、北田原町、材木町、三間町、花川戸町、光月町、茶屋町、田原町一二三丁目、並木町、猿若町一二三丁目、新谷町(一六一七番地の内四十七戸残り他は全焼)

第一章 關東大震災の概観及其の被害

四〇

淺草公園自一區至四區十八戸及六區の内六戸残り他は全燒 千束町二丁目、新吉原江戸町一二丁目、新吉原角町、新吉原揚屋町、同五十軒町、元吉町、地方今戸町、田中町、東町、淺草町、山谷町、玉姫町、吉野町、龜岡町一、二、三丁目、橋場町自一番地至一六番地自七六番地至一六〇番地自一七九番地至二〇八番地二三七番地の一部) 今戸町自二五番地至三八番地の一部に燒殘一五戸あり) 左衛門町、上平右衛門町、下平右衛門町、茅町、神町、新片町、新森田町、旅籠町、瓦町、福井町、新福井町、西鳥越町、元鳥越町、猿屋町、須賀町、老松町、福富町、新旅籠町、藏前片町、南元町、森田町、北元町、南富坂町、北富坂町、八幡町、三好町、黒舟町、諏訪町、駒形町、新猿屋町、壽町、新福富町、新須賀町、向柳原町一丁目自一番地至二八番地) 同町二丁目自一番地至十四番地但し一番地の一部七九戸を除く) 榮久町、森下町、高原町、北三筋町、東三筋町、西三筋町、小島町、七軒町、永住町、南清島町、北清島町、神吉町、阿部川町、南松山町、北松山町、松葉町、田島町、松清町

本所區

元町、松坂町一二丁目、相生町自一丁目至五丁目、千歳町、同埋立地、松井町自一丁目至三丁目、林町自一丁目至三丁目、徳右衛門町、菊川町一二丁目、花町、入江町、長崎町、永倉町、緑町自一丁目至五丁目、龜澤町一丁目、横網町一丁目、小泉町、本所公園地、尾上河岸、南堅河岸自百五十九號至二百六號を除く) 千歳河岸、西六間堀河岸、菊河岸、東六間堀河岸、北六間堀河岸、西横川河岸内一號より二十九號迄、清水町、長岡町、吉田町、横川町、太平町一二丁目、柳島梅森町、柳島横川町、柳原町一二三丁目、柳島町、松代町一二三丁目、茅場町一二三丁目、錦糸町、中ノ郷八軒町、同竹町、同横川町、同原庭町、同元町、同瓦町、小梅業平町、表町、番場町、外手町、南二葉町、北二葉町、北新町、若宮町、三笠町、吉岡町、松倉町一二丁目、石原町、龜澤町二丁目、新小梅町、小梅瓦町、柳島横川町、本所押上町、中ノ郷業平町

殘存せる町名並殘存番地
 向島小梅町九六一一六番地、向島押上町九九二五七二六一番地、柳島元町自一六四番地至一六九番地一五三一
 三九番地、向島請地自三〇番地至一八四番地、向島須崎町自一三一番地至一四八番地自一五二番地至二四六番
 地自二八一番地至二八四番地自三一四番地至三一五番地自三九番地至四二番地、向島中ノ郷町自七四番地至七
 八番地自八二番地至八六番地

深川區

佐賀町一二丁目、相川町、熊井町、曙町、富吉町、小松町、松賀町、堀川町、中川町、富田町、今川町、西永代町、東永代町、永堀町、大住町、材木町、一色町、伊澤町、松村町、福住町、中島町、黒江町、門前仲町、門前山本町、大和町、龜久町、冬木町、和倉町、龜住町、萬年町一二丁目、清住町、伊勢崎町、西平野町、東平野町、山本町、靈岸町、東大工町自四〇番地至六九番地を除く) 仲大工町、西元町、裏大工町、八名川町、安宅町、御船藏前町、西六間堀町、東六間堀町、常盤町一二丁目、西森下町、東森下町、東元町、新安宅町、安宅町埋立地、西六間堀河岸、東六間堀河岸、佐賀町河岸、永代河岸、巽河岸、奥ノ河岸、小松河岸、松賀河岸、大住河岸、油

殘存せる町名並殘存番地

向島小梅町九六一一六番地、向島押上町九九二五七二六一番地、柳島元町自一六四番地至一六九番地一五三一三九番地、向島請地自三〇番地至一八四番地、向島須崎町自一三一番地至一四八番地自一五二番地至二四六番地、自二八一番地至二八四番地、自三一四番地至三一五番地、自三九番地至四二番地、向島中ノ郷町自七四番地至七八番地、自八二番地至八六番地

深川區

佐賀町一二丁目、相川町、熊井町、曙町、富吉町、小松町、松賀町、堀川町、中川町、富田町、今川町、西永代町、東永代町、永堀町、大住町、材木町、一色町、伊澤町、松村町、福住町、中島町、黒江町、門前仲町、門前山本町、大和町、龜久町、冬木町、和倉町、龜住町、萬年町一二丁目、清住町、伊勢崎町、西平野町、東平野町、山本町、靈岸町、東大工町(自四〇番地至六九番地を除く) 仲大工町、西元町、裏大工町、八名川町、安宅町、御船藏前町、西六間堀町、東六間堀町、常盤町一二丁目、西森下町、東森下町、東元町、新安宅町、安宅町埋立地、西六間堀河岸、東六間堀河岸、佐賀町河岸、永代河岸、巽河岸、奥ノ河岸、小松河岸、松賀河岸、大住河岸、油堀河岸、一色河岸、伊澤河岸、松村河岸、福住河岸、近江屋河岸、濱邊河岸、黒江河岸、加賀河岸、大和河岸、南仙臺堀河岸、清住河岸、北仙臺堀河岸、小名木河岸、萬年河岸、西元町河岸、安宅河岸、芝翫河岸、南五間堀河岸、富川町、扇橋町一二丁目、西町、東大工町(自四〇番地至六九番地東町、元加賀町、猿江町、三好町、猿江裏町、西永町、本村町、久永町、久永河岸、吉永町、西町河岸、東町河岸、海邊町、島崎町、東扇橋町、東亥ノ堀河岸、千田町、西亥ノ堀河岸、石島町、晒場河岸、上大島町(住宅二戸及會社の一廓のみ燒失) 洲崎辨天町一二丁目、東平井町、西平井町、豊住町、木場町、扇町、茂森町、鶴歩町、入舟町、島田町、洲崎町、平久町一二丁目、鹽濱町、古石場町、濱園町、鹽崎町、富岡門前町、東仲町、數矢町、門前河岸、牡丹町、佃町、平富町一二丁目、越中島町、大島町、蛤町一二丁目、深川公園

其の他

水上警察署管内、市内各河川全部(金杉川、芝浦埋立地は其の一部)

(毎日年鑑に據る)

江東の慘

各區何れも其の被害夥しかりしが、就中慘澹たりしは本所、深川、淺草方面なり。

理學博士今村明恒氏の大地震調査日記によれば、本所被服廠跡に旋風襲來せるは時恰も午後四時頃にして、風速毎秒七八十米突、旋風の大きさは國技館位、高さは百米乃至二百米、時針の反對の方向に廻りて水上の小舟を一問若しくは二間の高さに簸揚し、當時盛に燃えつ

第一章 關東大震災の概観及其の被害

ありし東京高等工業学校の焔と烟とを巻き、間もなく横網町河岸に上陸し、北の安田邸との間を掠め、被服廠の中央より北方を過ぎ、須臾にして一面火の海となり、此處に一場の焦熱地獄を現出し、三萬八千餘人の生靈を奪ひ去りしなり。

本所、深川方面の慘狀に就ては、永田東京市長の手記最も悲痛を極む。記して曰く、

本所區の陸軍被服廠跡は廣さ一萬數千坪もある、此の方面の人達が此處を屈竟の避難所と見たのは尤も至極の事である、唯此の地には一本の樹木もなく、避難者は皆夫々に荷物を持つて逃げ集つたから恰も薪を抱いて火を避けた結果となつた、又此の地を中心として起つた旋風は實に凄まじいものであつた、今も尙隣地の安田邸園の大樹を根こそぎ抜上げて之を池中に投じた此の樹根の凹地の残つて居るのを見ても如何に強烈であつたかを想像する事が出来る、斯かる大災は實に人智の豫想の外であるから此の地に避けた人々の運命は洵に惡魔に誘はれたる不運と諦めるの外は無いのである、私は九月六日になつて初めて寸暇を得て其の實地を見た、黒々と焦げた屍體は累々として漸く頭部と胸部の區別が付く程のものであつて、固より何人とも見分けの付くものではない、仔細に見て居ると男らしい骸と女らしい骸の近傍には多くは小さな骸が横はつて居る、少し焼方の少ない骸でも衣服は凡て焼き盡され、頭髮は悉く焦げて手を伸べ脚を擡げ或は打伏に又は仰向に全く足を踏入るゝ餘地もない迄に打重つて居る、そして「屍臭」といふ死屍から發する一種特別の臭氣が紛々として強烈に鼻の奥底迄も刺込むやうな氣がする、屍體の数は正確には判らなかつたが五十名の警察官が手分けして其頭部らしいものを數へた數が三萬七千餘に及んだのである、私は最初衛生課の係員に對して成るべく死者の一人一人の遺物を残し棺を作つて之を入れる様に命じたのであつたが、實際この光景を見ては迎も左様な迂濶な處置は出來ない、そこで止むを得ず涙を呑んで全部其の場所で火葬に附する事とした、火葬は成るべく夜中に執行せしめたのであるが幾日も無く其の煙は隅田川を隔てゝ高く立ち上つて居た。

秋風や風をそむけて人不言

屍焼く煙や秋の江を隔つ

江東二區は行方不明の人が頗る多い、一家族全滅したと思はるゝのも亦少なく無い、山ノ手の家は倒れないのが仕合せ、下町の家は焼けないのが仕合せ、江東の家は死なないのが仕合せと云はれて居た、その生残つた人々が毎日幾十組とも無く被服廠跡に来て親や子供の屍體を捜して居たが、黒焦げとなつた屍は全く何人とも見分けがつかぬ、偶には入齒の様子を見て親だとか子だとか云つて推定する者もあつた、大概一週間も捜して見て見當らなければ仕方なく諦めて仕舞つた、燐火深更に焚えて鬼哭愁々、雨の晨月の夕べ、彷彿として枕頭に立つは誰ぞ。

焼け死にし子とは思へど月の雲

入れ替に命したのであつたが、實際この光景を見ては逆も左様な迂濶な處置は出来ない、そこで止むを得ず涙を呑んで全部其の場所で火葬に附する事とした、火葬は成るべく夜中に執行せしめたのであるが幾日とも無く其の煙は隅田川を隔て、高く立ち上つて居た。

秋風や風をそむけて人不言
屍焼く煙や秋の江を隔つ

江東二區は行方不明の人が頗る多い、一家族全滅したと思はるゝのも亦少なく無い、山ノ手の家は倒れないのが仕合せ、下町の家は焼けないのが仕合せ、江東の家は死なないのが仕合せと云はれて居た、その生残つた人々が毎日幾十組とも無く被服廠跡に来て親や子供の屍體を捜して居たが、黒焦げとなつた屍は全く何人とも見分けがつかぬ、偶には入齒の様子を見て親だとか子だとか云つて推定する者もあつた、大概一週間も捜して見て見當らなければ仕方なく諦めて仕舞つた、隣火深更に焚えて鬼哭愁々、雨の晨月の夕べ、彷彿として枕頭に立つは誰ぞ。
焼け死にし子とは思へど月の雲

(震災雜詠より)

此の外本所區横川橋北詰に於て七百七十三人、錦糸町驛に於て六百三十人、淺草區田中小學校敷地内に於て千八十一人、同吉原公園に於て四百九十人の焼死者を出せり。

被害戸數 東京市に於ける被害戸數は全焼半焼全潰半潰合せて三十七萬四千四百二十四戸にして其の内譯左の如し。

全	燒	三六六、二六二
半	燒	四六
全	潰	三、八八六
半	潰	四、二三〇
合	計	三七四、四二四

而して之を各區別に示せば左表の如し。

(市調査課調査)

區名	各區別被害戸數		計
	全	半	
麴町	七、五四七	一	七、六三三
		六	

第一章 關東大震災の概観及其の被害

神田	四、七五九	六	一五	五〇	四、八三〇
日本橋	二六、一三三	一	一	一	二六、一三三
京橋	五〇、三二二	一	一	一三	五〇、三三四
芝布	一六、四四四	〇	九九二	一三	一八、三三六
麻布	一三	一	五〇九	三四三	一八、三六
赤坂	二、三三三	一	二九	二〇〇	二、八二
四谷	九六	一	六	三六〇	一、三六三
牛込	一	一	三五	五七九	九三
小石川	七三〇	七	二五	一五七	一、二九
本郷	五、八四〇	〇	四七五	八二	七、三六
下谷	三、二五四	三	二八	二五	三、七六〇
浅草	六、八四七	一	四	六	六、九四七
本所	五九、〇三三	一	五七	三九六	六〇、〇〇〇
深川	四、二二五	一	一	一	四、二二五
合計	三六六、三三三	四	三八六	四、三三〇	三七四、四四四

備考 全焼半焼戸数中には震災に因り倒潰したる後焼失せるものを含む。

而して焼失區域に於ける全焼戸数の最も多きは浅草區の七萬八千八百四十七戸にして、本所の五萬九千三十二戸、京橋區の五萬三千二十一戸等之に次ぐ、更に残焼區域に於ける倒潰戸数を見るに、全潰の最も多きは芝區の九百九十二戸にして、本所區の五百七十二戸、麻布區の五百九戸等之に次ぐ。

但しこの計數は倒潰後焼失せる戸數を含まざるが故、地震の爲に倒潰せる實數は遙かに多きに上ると勿論なり。

死傷者及
行方不明者

次に東京市に於ける死傷者及行方不明者の狀況を見るに左の如し。

死	五八、一〇四
行方不明	一〇、五五六
重傷	七、八七六
輕傷	一、八、三九二

備考 全焼半焼戸数中には震災に因り倒潰したる後焼失せるものを含む。

而して焼失區域に於ける全焼戸数の最も多きは淺草區の七萬八千八百四十七戸にして、本所の五萬九千三十二戸、京橋區の五萬三千二十一戸等之に次ぐ、更に殘燒區域に於ける倒潰戸数を見るに、全潰の最も多きは芝區の九百九十二戸にして、本所區の五百七十二戸、麻布區の五百九戸等之に次ぐ。

但しこの計數は倒潰後焼失せる戸數を含まざるが故、地震の爲に倒潰せる實數は遙かに多きに上ると勿論なり。

死傷者及
行方不明者

次に東京市に於ける死傷者及行方不明者の狀況を見るに左の如し。

死 五八、一〇四
行方不明 一〇、五五六
重傷 七、八七六
輕傷 一、八三九二
合計 九四、九二八

震災當時に於ける現在人口は二百二十六萬五千三百人なるを以て、死亡行方不明重傷輕傷合計九萬四千九百二十八人は右現在人口百人に付四人二分に當り、更に全焼半焼全潰半潰破損の被害を加算すれば、現在人口百人に付七十五人三分に當る。

各區別死傷者及行方不明者數

(市統計課調査)

區名	震災當日の 現在人口	死	亡	行方不明	重傷	輕傷	計	罹災者百に 付死傷者及 行方不明者
麴町	五、九〇〇	五	四二	七三	三四	五四四	〇・三	
神田	一五、八〇〇	一、〇五	四六四	四五	一、四〇四	三、三六	一・一	
日本橋	二四、六〇〇	一、〇五	四〇一	三三	九七五	二、四九五	一・〇	
京橋	一四、二〇〇	五八	三三五	三八	一、〇六四	二、三二	〇・七	
芝	一八、五〇〇	五二	一三三	二七	八九八	一、六六七	〇・四	
麻布	九〇、六〇〇	一四〇	四五	九	二九九	五八二	〇・四	